第 15 章　　外国為替

概　要 5
1　序　説 6
1.1　背　景 6
1.2　関連する公表物 6
2　IAS 第 21 号：目的、範囲及び用語の定義 8
2.1　IAS 第 21 号の目的 8
2.2　範　囲 8
2.3　用語の定義 9
3　IAS 第 21 号で求められるアプローチの概要 10
4　機能通貨の決定 11
4.1　全般的事項 11
4.2　中間持株会社又は金融子会社 13
4.3　持株会社 14
4.4　支店及び部門 15
4.5　判断の文書化 16
5　機能通貨による外貨建取引の報告 17
5.1　当初認識 17
5.1.1　取引日の識別 17
5.1.2　預託金と前払・前受対価 19
5.1.3　平均レートの使用 20
5.1.4　為替レートを決定する際の実務的な問題点 21
5.1.4.A　複数の為替レートが存在する場合 22
5.1.4.B　特定日の為替レートが存在しない場合：一時的な交換可能性の欠如 23
5.1.4.C　特定日の為替レートが存在しない場合：長期的な交換可能性の欠如 23
5.2　当初認識後の期末日における報告 24
5.3　為替差額の処理 25
5.3.1　貨幣性項目 25
5.3.2　非貨幣性項目 27
5.4　貨幣性項目か非貨幣性項目かの判断 28

5.4.1 預託金又は出来高に応じた分割払い 29
5.4.2 活発に取引されている商品に対する預り金及び前渡金 30
5.4.3 優先株式への投資 31
5.4.4 外貨建資本金 31
5.4.5 繰延税金 32
5.4.6 退職後給付制度―外貨建資産 32
5.4.7 退職後給付制度―外貨建制度 33
5.4.8 保険契約 34
5.5 機能通貨の変更 34
5.6 機能通貨で記帳を行っていない場合 37
6 機能通貨以外の表示通貨の使用 38
6.1 表示通貨への換算 38
6.1.1 機能通貨が超インフレ経済下の通貨ではない場合 40
6.1.2 機能通貨が超インフレ経済下の通貨である場合 45
6.1.3 複数の為替レートが存在する場合、特定日の為替レートが存在しない場合及び交換可能性が欠如している場合 48
6.1.4 平均レートの算定 49
6.1.5 下位グループ（サブ・グループ）が存在する在外営業活動体の会計処理 51
6.2 資本項目の換算 52
6.2.1 資本金 52
6.2.2 株主との取引により生じるその他の資本項目 53
6.2.3 その他の包括利益で認識される収益及び費用から生じるその他の資本項目 53
6.3 グループ内取引から生じた換算差額 54
6.3.1 在外営業活動体への純投資の一部として計上される貨幣性項目 54
6.3.1.A 営業債権又は営業債務を在外営業活動体に対する純投資の一部に含めるか 55
6.3.1.B 在外営業活動体への純投資の一部として計上される貨幣性項目の決済方法 56
6.3.1.C 在外営業活動体への純投資の一部として計上される貨幣性項目の通貨 57
6.3.1.D 在外営業活動体に対する純投資の一部として含まれる貨幣性項目の単体財務諸表における取扱い 58
6.3.1.E グループ内の企業間（親会社を除く）取引により発生した貨幣性項目 59
6.3.1.F 在外営業活動体に対する純投資の一部となる貨幣性項目 59
6.3.1.G 在外営業活動体への純投資の一部ではなくなる貨幣性項目 62
6.3.2 配当 62
6.3.3 グループ内取引の未実現利益 63
6.4 決算日が異なる場合 63

6.5 のれん及び公正価値修正 64
6.6 在外営業活動体の処分又は部分的な処分.....66
6.6.1 処分及びそのように取り扱われる取引.....66
6.6.1.A 在外営業活動体の処分.....66
6.6.1.B 処分として取り扱われる取引 69
6.6.2 部分的な処分.....70
6.6.2.A 部分的な処分に該当するもの 70
6.6.2.B 子会社に対する比例持分の部分的な処分 71
6.6.2.C 実質的に資本と同等といえる資本的貸付の子会社による返済.....71
6.6.2.D 関連会社又は共同支配の取決めに対する持分の部分的な処分 72
6.6.3 処分の会計処理―段階的連結法と直接連結法による影響の比較.....72
7 表示通貨の変更 77
8 ユーロの導入 87
9 すべての為替差額に関する税効果 88
10 開示規定.....89
10.1 換算差額 89
10.2 表示通貨及び機能通貨 90
10.3 財務諸表又はその他の財務情報の便宜的な換算 90
10.4 IAS 第 21 号の適用における判断及び関連する開示 91
11 今後の方向性 92
11.1 交換可能性の欠如 92
11.2 その他の動き.....94

設例一覧

設例 4-1: 機能通貨を決定する上で検討すべき要因 12
設例 4-2: 中間持株会社又は金融子会社の機能通貨 13
設例 5-1: 取引日の決定（1） 18
設例 5-2: 取引日の決定（2） 19
設例 5-3: 未決済外貨建取引の機能通貨による報告 25
設例 5-4: 決済した外貨建取引の機能通貨による報告 25
設例 5-5: 預託金又は出来高に応じた分割払い 29
設例 5-6: 将来の金の引渡しのために支払われる保証金 30
設例 5-7: 機能通貨の変更 35
設例 6-1: 超インフレ経済下ではない機能通貨項目を超インフレ経済下ではない表示通貨に換算する場合の会計処理 42
設例 6-2: 超インフレ経済下の機能通貨項目を超インフレ経済下ではない表示通貨に換算する場合の会計処理 45
設例 6-3: 平均レートの算定 49
設例 6-4: 債権及び債務を在外営業活動体に対する純投資の一部に含めるか 55
設例 6-5: 報告企業又は在外営業活動体の機能通貨建ての貨幣性項目 57
設例 6-6: 在外営業活動体に対する純投資の一部となる貨幣性項目 59
設例 6-7: グループ内取引の未実現利益 63
設例 6-8: のれんの換算 65
設例 6-9: 在外営業活動体の処分 67
設例 6-10: 部分的に所有している在外子会社の処分 69
設例 6-11: 間接的に所有する在外営業活動体の処分 73
設例 7-1: 表示通貨の変更 78

概　要

企業が外貨を用いる活動のタイプは、大きく次の 2 つに分けられる。

- 企業は外貨建取引を直接行い、その結果を業績及び財政状態を測定する通貨に換算する必要がある。
- 企業は、独自の通貨で会計帳簿を作成・保管する子会社、関連会社、共同支配の取決め（ジョイント・アレンジメント）又は支店である在外営業体を通じて在外営業活動を行うことがある。この場合、連結財務諸表に取り込むために、在外営業体の財務諸表を換算する必要がある。

さらに、企業は財務諸表を異なる通貨で表示することを選択することもできる。

IAS 第 21 号「外国為替」は、これらのすべての状況に関する要求事項を定めており、本章ではこれらの基準書のすべての側面を解説する。

IAS 第 21 号は、外国為替リスクのヘッジの会計処理は取り扱っておらず、IFRS 第 9 号「金融商品」で取り扱われている（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 10 章「金融商品：ヘッジ会計」を参照）。

また、IAS 第 21 号はキャッシュ・フロー計算書における外貨建てキャッシュ・フローの報告も取り扱っていない。それは IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」で取り扱われているが、IAS 第 7 号に定められるアプローチ（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第 40 章「キャッシュ・フロー計算書」を参照）は広い意味で IAS 第 21 号に整合する。

重要ポイント

- すべての企業は、単独の企業、在外営業活動体を有する親会社、子会社などの在外営業活動体のいずれかに関わらず、機能通貨を決定する。
- 企業の機能通貨とは、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨をいう。
- 企業は外貨建項目を機能通貨に換算して財務諸表を作成する。
- この過程で生じる換算差額の大半は純損益に認識される。
- 連結財務諸表を作成する場合、グループ内の各企業の業績及び財政状態は表示通貨に換算される。
- この過程で生じる換算差額はその他の包括利益に認識される。
- その他の包括利益に認識される換算差額は、在外営業活動体の処分時点で純損益に振り替えられる。

1 序 説

1.1 背 景

企業が外貨を用いる活動のタイプは、大きく次の 2 つに分けられる。1 つは、企業が外貨建取引を直接行い、その結果を業績及び財政状態を測定する通貨に換算する場合である。もう 1 つは、独自の通貨で会計帳簿を作成・保管する子会社、関連会社、共同支配の取決め（ジョイント・アレンジメント）又は支店である在外営業活動体を通じて営業活動を行う場合である。後者の場合は、営業活動の成果を連結財務諸表に取り込むために、在外営業活動体の財務諸表を換算する必要がある。

国際的な基準が設定されるまでは、換算方法として大まかに以下の 4 つの方法が存在していた。

(a) 決算日レート法：すべての資産及び負債を直近の為替レート、すなわち報告期間の末日の為替レートで換算する。

(b) テンポラル法：現在の価格で計上されている資産及び負債（たとえば、現金、債権、債務及び市場価格で評価されている投資）は決算日レートで換算し、過去の価格で計上されている資産及び負債（たとえば、不動産、取得原価で計上されている投資及び前払金）は、その価格が付された日の実勢レートで換算する。

(c) 流動／非流動法：すべての流動資産及び流動負債は決算日レートで換算し、非流動資産及び非流動負債は取得日レート、すなわち資産を取得した時点又は負債が発生した時点の実勢レートで換算する。

(d) 貨幣／非貨幣法：貨幣性資産及び負債、すなわち一定の金額を受領する権利又は支払う義務を表す項目は決算日レートで換算し、非貨幣性資産及び負債は取得日レートで換算する。

上記のうち、最も理論的なアプローチとしてどれを採用すべきか、国際的なコンセンサスは得られていなかった。実際のところ、換算において使用すべき為替レートの選択と事後的に発生する換算差額の処理については、今なお議論の分かれているところでもある。

1.2 関連する公表物

このトピックを取り扱う主たる国際会計基準は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」（元となる基準は 1983 年に遡る）である。2003 年 12 月、IASB は IAS 第 21 号を改善するための広範囲にわたるプロジェクトの一環として同基準書の改訂版を公表した。この改訂版は、その後多くの改訂が行われているものの、現行基準書の中心を構成している。

SIC によって発行された旧版の IAS 第 21 号に対する解釈指針の 1 つは依然として適用可能である。SIC 第 7 号「ユーロの導入」は、欧州連合（EU）加盟国が各国の通貨からユーロへの切り替えを行う際の IAS 第 21 号の適用を取り扱っており、下記セクション 8 で説明している。IFRIC 第 16 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」は、IAS 第 21 号の解釈を実際に示すものではないが、IAS 第 21 号の一定の側面に適用されるガイダンスを提供するものであり、下記セクション 6.1.5 及び 6.6.3 で後述する。

IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」は、対価を前もって支払う又は受け取る場合、IAS 第 21 号の適用を目的とした取引日の決定についてのガイダンスを提供するものである。この解釈指針は主に下記セクション 5.1.2 で解説する。

2 IAS 第 21 号：目的、範囲及び用語の定義

2.1 IAS 第 21 号の目的

企業は 2 つの方法で在外活動を行う。それは外貨建取引を行う場合と、在外営業活動体を通じて営業活動を行う場合であるが、さらに企業は財務諸表を外貨建てで表示することもある。IAS 第 21 号では為替換算の目的は定められておらず、IAS 第 21 号の目的は、「企業の財務諸表に外貨建取引及び在外営業活動体を含める方法及び財務諸表を表示通貨に換算する方法を定めることである」とのみ記述されている*[IAS 21.1]*。

IAS 第 21 号は、「主たる論点は、どの為替レートを適用すべきか、及び為替レート変動の影響をどのように報告すべきかである」と説明している*[IAS 21.2]*。

2.2 範 囲

IAS 第 21 号は、以下に適用しなければならない*[IAS 21.3]*。

(a) IFRS 第 9 号「金融商品」の範囲に含まれるデリバティブ取引及び残高を除く、外国通貨での取引及び残高の会計処理

(b) 企業の財務諸表に連結又は持分法により含められる在外営業活動体の業績及び財政状態の換算

(c) 企業の業績及び財政状態の表示通貨への換算

IFRS 第 9 号が多くの為替デリバティブに適用され、したがって IAS 第 21 号の範囲から除外される。しかし、IFRS 第 9 号の適用対象外となる為替デリバティブ（たとえば、他の契約に組み込まれている為替デリバティブなど）は、IAS 第 21 号の適用対象となる。さらに、企業がデリバティブに関する金額を機能通貨から表示通貨に換算する場合にも、IAS 第 21 号が適用される*[IAS 21.4]*。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジなどの外貨項目のヘッジ会計も、IAS 第 21 号の適用対象外である*[IAS 21.5]*。これは IAS 第 21 号の規定とは異なり、ヘッジ会計に関する詳細な規定がある IFRS 第 9 号（又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」[1]）で取り扱われている（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 10 章を参照）*[IAS 21.27]*。

IAS 第 21 号の規定は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠していると記載された財務諸表に対して適用される。言い換えれば、IAS 第 21 号は IFRS に準拠していることを明示していない財務情報の外貨換算には適用されない。とはいえ、IAS 第 21 号では財務情報の「便宜的な換算」が行われる場合に開示が必要となる事項についても規定が置かれている（下記セクション 10.3 を参照）*[IAS 21.6]*。

IAS 第 21 号は、外貨建取引により発生するキャッシュ・フローに関して、そのキャッシュ・フロー計算書における表示、又は在外営業活動体のキャッシュ・フローの換算については適用されない*[IAS 21.7]*。これらは IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」で取り扱われている（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第 40 章セクション 5.3 を参照）。

2.3 用語の定義

IAS 第 21 号に含まれる用語の定義は以下のとおりである*[IAS 21.8]*。

IAS 第 21 号からの抜粋

定　義

8　次の用語は、本基準書では特定された意味で用いている。

決算日レートとは、報告期間の末日現在の直物為替レートをいう。

為替差額とは、ある通貨の特定の数量単位を異なった為替レートにより他の通貨に換算することにより生じる差額をいう。

為替レートとは、2 つの通貨が交換される比率をいう。

公正価値とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう（IFRS 第 13 号「公正価値測定」参照）。

外国通貨とは、企業の機能通貨以外の通貨をいう。

在外営業活動体とは、その活動が、報告企業と異なる国又は通貨に基盤を置いているか又は行われている、報告企業の子会社、関連会社、共同支配の取決め又は支店をいう。

機能通貨とは、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨をいう。

企業集団とは、親会社及びそのすべての子会社をいう。

貨幣性項目とは、保有している通貨単位及び固定又は決定可能な数の通貨単位で受け取るか又は支払うこととなる資産及び負債をいう。

在外営業活動体に対する純投資とは、当該営業活動体の純資産に対する報告企業の持分の額をいう。

表示通貨とは、財務諸表が表示される通貨をいう。

直物為替レートとは、即時の受渡しに係る為替レートをいう。

上記のうち「機能通貨」、「貨幣性項目」及び「在外営業活動体に対する純投資」については、IAS 第 21 号の中でさらに詳しく説明されている。これらについては、下記セクション 4、5.4 及び 6.3.1 で説明している。

3 IAS 第 21 号で求められるアプローチの概要

多くの報告企業は、多数の個々の企業から構成される。たとえば、グループは親会社と1つ以上の子会社から構成される。また、企業がグループを構成するか否かを問わず、さまざまな種類の企業が関連会社又は共同支配の取決めに対して投資を行う。これらの企業が、支店や部門を有している場合もある（下記セクション4.4を参照）。報告企業の財務報告に含まれる各企業の業績及び財政状態については、（表示通貨がこれらの企業の機能通貨と異なる場合には）報告企業の表示通貨に換算する必要がある*[IAS 21.18]*。

財務諸表の作成は次のアプローチに従う。

- 各企業は、単独の企業、在外営業活動体を有する企業（親会社など）、在外営業活動体（子会社や支店など）の別を問わず、機能通貨を決定する必要がある*[IAS 21.17]*。この点については、下記セクション 4 で検討する。

  グループ財務諸表において、グループの機能通貨というものは存在しない。すなわち、グループ財務諸表に含まれる各企業は、親会社、子会社、関連会社、共同支配の取決め（ジョイント・ベンチャー又はジョイント・オペレーション）又は支店のいずれかに関わらず、各々が機能通貨を有することに留意しなければならない。
- 企業が機能通貨以外の通貨で取引を行う場合は、下記セクション 5 で説明している IAS 第 21 号の規定に従い、その外貨建項目を機能通貨に換算し、その影響を会計処理する*[IAS 21.17]*。
- 報告企業の財務報告に含まれるが、自身の機能通貨が報告企業の表示通貨と異なる各企業の業績及び財政状態は、下記セクション 6 で説明する IAS 第 21 号の規定に従い換算が行われる*[IAS 21.18]*。

IAS 第 21 号では、報告企業の表示通貨をどの通貨（又は複数の通貨）にすることも認められているが、関連する法令又は規制によってその選択が制限される場合がある。したがって、親会社の機能通貨が表示通貨と異なる場合、この換算プロセスは親会社の機能通貨にも適用される。

IAS 第 21 号は、財務諸表を作成する単独の企業又は IAS 第 27 号「個別財務諸表」に従って個別財務諸表を作成する企業が、どの通貨（又は複数の通貨）で財務諸表を表示することも認めている。企業の表示通貨が自身の機能通貨と異なる場合、その業績及び財政状態についても、このプロセスに従い表示通貨に換算される*[IAS 21.19]*。

4 機能通貨の決定

4.1 全般的事項

機能通貨は、「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨」と定義されている（上記セクション2.3を参照）。ここで、主たる経済環境とは、通常、企業が主に現金を創出し支出する環境をいう*[IAS 21.9]*。

IAS第21号は、企業が機能通貨を決定する場合に検討する多くの要因又は指標を定めている。これらの要因や指標が混在しており、機能通貨が明確とならない場合、経営者は、基礎となる取引、事象及び状況の経済的影響を最も忠実に表す機能通貨を判断により決定しなければならない。この判断の過程で、経営者は、機能通貨を決定する上での主たる指標を優先して検討し、それでも決定できない場合に、追加的な裏付けとなる証拠を提供する他の指標を検討することになる*[IAS 21.12]*。

IAS第21号は、企業が機能通貨を決定する上で検討すべき主たる要因として、以下を定めている*[IAS 21.9]*。

IAS 第 21 号からの抜粋	
9	企業が営業活動を行う主たる経済環境とは、通常、企業が主に現金を創出し支出する環境をいう。企業は、機能通貨を決定する際に下記の要因を考慮する。 (a) 下記の通貨 (i) 財及びサービスの販売価格に主に影響を与える通貨（これは財及びサービスの販売価格の表示と決済が行われる通貨であることが多い） (ii) その競争力及び規制が財及びサービスの販売価格を主に決定する国の通貨 (b) 労務費、材料費及び財又はサービスを提供するための他のコストに主に影響を与える通貨（これは当該コストの表示と決済が行われる通貨であることが多い）

企業の機能通貨が上記から明確でない場合、次の要因も、企業の機能通貨についての証拠となる可能性がある*[IAS 21.10]*。

(a) 財務活動（すなわち、負債性金融商品や資本性金融商品の発行）により資金が創出される通貨

(b) 営業活動からの入金額を通常は保持する通貨

親会社にとって「不可分」である営業活動体、つまり、親会社の営業の延長であるかのように事業を遂行する営業活動体は、常に親会社と同じ機能通貨を有する（この状況において、親会社という用語は広義であり、在外営業活動体である子会社、支店、関連会社又は共同支配の取決めを有している企業をいう）*[IAS 21.BC6]*。したがって、在外営業活動体の機能通貨を決定する際には、特にその機能通貨が報告企業の機能通貨と同じかどうかなど、以下の追加的な要因も考慮される*[IAS 21.11]*。

(a) 在外営業活動体の活動が、報告企業の延長として遂行されているものであるか、相当程度の自主性を以て遂行されているものであるか。延長として遂行されている例としては、在外営業活動体が報告企業から輸入した財貨を販売し、単にその代金を報告企業に送金するのみの場合が挙げられる。自主性を以て遂行されている例としては、営業活動体が、現金及びその他貨幣性項目の蓄積、費用の発生、収益の獲得、借入などほとんどすべてを現地通貨により行っている場合などが挙げられる。

(b) 報告企業との取引が在外営業活動体の活動に占める比率が、高いのか低いのか。

(c) 在外営業活動体の活動からのキャッシュ・フローが、報告企業のキャッシュ・フローに直接影響を与えていて、容易に報告企業に送金できるかどうか。

(d) 在外営業活動体の活動からのキャッシュ・フローが、報告企業が提供する資金がなくても、既存の債務及び通常予想される債務を返済するのに十分かどうか。

IAS 第 21 号は、在外営業活動体の機能通貨を決定する上で、これらの要因は「考慮する(すなわち、必ず検討しなければならない)」と述べているものの、これは厳密にはこうしたその他の要因を考慮する前に、経営者は主たる指標を優先して考慮しなければならないという IAS 第 21 号の要求事項と矛盾する。したがって、主たる指標から機能通貨を明確に決定できる場合には、その他の要因を考慮する必要はない。

設例 4-1: 機能通貨を決定する上で検討すべき要因

あるフランスの企業(親会社 A)は、米国にニットウェアの製造及び販売を行う子会社(子会社 B)を有している。

子会社 B における製品の販売価格、労務費、材料費、及び製品を提供するためのその他の原価に最も影響を与える通貨は米ドルであり、また、製品の販売価格は主に米国における競争環境及び規制を勘案して決定される。したがって、この場合、上記で説明した IAS 第 21 号で定められている主たる要因から、子会社 B の機能通貨が米ドルであることは明らかである。

しかし、仮に子会社 B が、親会社 A からのユーロ建てのグループ内借入により資金調達を行っており、子会社 B によって創出されるキャッシュ・フローが定期的に親会社 A に送金される場合、子会社 B の機能通貨を決定する際に、これらの追加的要因を考慮すべきであろうか。

弊法人のコメント

このケースでは、これらの追加的要因を考慮すべきではないと考えられる。すなわち、これらの追加的要因は、子会社 B の機能通貨を IAS 第 21 号に定められている主たる要因によって明確に決定できない場合にのみ、考慮することが求められる。

しかし実務では、機能通貨が主たる要因から完全に明確にならないこともあり、他の指標を考慮することが必要となる場合が多い。たとえば、仮に子会社 B がニットウェアを自ら製造せず、米国外から輸入しているとする。この場合には、営業費用の大部分が米ドル建てとならないため、IAS 第 21 号の主たる要

因に照らして、機能通貨が米ドルであるかはもはや明確ではなくなり、子会社 B の機能通貨を決定するにあたり、追加的要因を考慮することになる。

機能通貨は、企業に関連性のある基礎となる取引、事象及び状況を反映するものであるため、IAS 第 21 号では、一度、機能通貨を決定したら、これらの基礎となる取引、事象及び状況に変化がない限り、機能通貨を変更してはならないと定められている*[IAS 21.13]*。すなわち、この規定からは、機能通貨はすべての状況を考慮に入れた上で、経営者の判断に基づき主観的に決定される一面もあるが、機能通貨の決定は事実認定の問題であり、実際には、企業の経営者が自由に決定できるものではないことが読み取れる。

4.2 中間持株会社又は金融子会社

多くの企業にとって、機能通貨の決定は比較的容易である。しかし、一部の企業（特にグループに属する企業など）では、必ずしも簡単ではない。特に困難を伴う論点の 1 つとして、国際的なグループにおける中間持株会社又は金融子会社の機能通貨の決定が挙げられる。

設例 4-2: 中間持株会社又は金融子会社の機能通貨

ある国際的なグループは、英国に本社を置いている。英国の親会社の機能通貨はポンドであり、グループの表示通貨としてもポンドを使用している。グループは 3 つの海外事業を有しており、それらは以下のように構成されている。

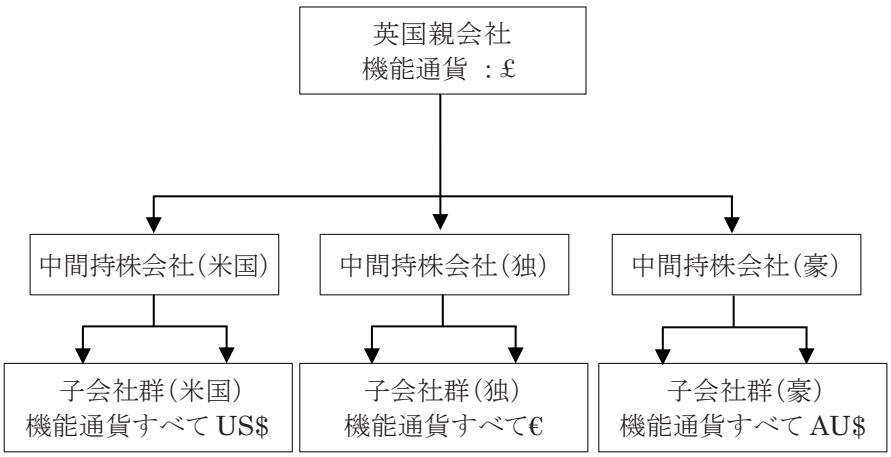

ここで、3 つの中間持株会社の機能通貨がそれぞれ何であるかが問題となる。

中間持株会社又は金融子会社が、適切な機能通貨を決定するにあたり考慮すべき要因はさまざまであり、このような構造を有するすべての企業に適用できる唯一の分析方法はないと考えられる。

IAS 第 21 号によれば、「在外営業活動体」とは、「報告企業の所在地国と異なる国又は報告企業の通貨と異なる通貨にその活動の基盤を置く報告企業の子会社（中略）をいう」と定義されている。この定義は、在外営業活動体が独自の「活動」を行っていなければならないことを示唆していると捉えられる。

また、IAS 第 21 号第 9 項は、機能通貨を「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨」と定義している。しかし、上記セクション 4.1 で説明したように、IAS 第 21 号第 9 項によれば、機能通貨は販売価格

及び営業費用に主に影響を与える通貨を検討することにより決定されるため、中間持株会社又は金融子会社の場合はこの規定を直接当てはめることはできない。IAS 第 21 号第 10 項及び第 11 項では、在外営業活動体の機能通貨の決定に際し、考慮すべき多くの要因が示されている。それらの要因に共通する考え方は、在外営業活動体の活動及びキャッシュ・フローが、報告企業の活動及びキャッシュ・フローから独立している程度を考慮することである。

弊法人のコメント

中間持株会社又は金融子会社の場合に考慮すべきことは、これらの会社が親会社の延長線上にあり、かつ親会社としての機能を担っているか否かという点である。すなわち、中間持株会社又は金融子会社の役割が、親会社に代わって単に在外営業活動体の投資持分を保有し、これらの会社に資金を供給するだけなのか、それとも、その役割が本質的に現地の営業活動体の延長線上にあるのか（たとえば、販売、給与計算、又は当該営業活動体のために同種の活動を行っている場合）、又は実際に自己の勘定で各種活動を行っているのかどうか、という点を考慮することになる。

このことは、これらの子会社が親会社に代わって投資持分を保有し、資金を調達する以外は何も行わない場合には、通常、子会社の機能通貨は親会社と同じになることを意味する。このような企業の借入には、しばしば親会社による保証が付されているが、そのこと自体が機能通貨決定の判断要因となる可能性が高い。言い換えれば、貸手は誰の信用力に依存しているのかということである。貸手が最上位の親会社の信用力に依存している場合、子会社の機能通貨は最上位の親会社の機能通貨と同じであると判断される可能性が高い。しかし、貸手が下位グループの信用力に依存している場合には、下位グループ内の企業の機能通貨と同じになると考えるのが適切であろう。

弊法人のコメント

このような子会社が親会社とは異なる機能通貨を有すると言えるためには、そうした結論につながる当該企業の特徴を慎重に検討した上で、その判断を正当化できなければならない。IAS 第 21 号に示されているように、複雑な状況下では経営者による慎重な判断が必要とされるであろう。

その他のグループ内の企業については、IAS 第 21 号に示されている指標や要因に照らして、各企業の個々の状況を検討する必要がある。検討に際しては、企業が行う基礎となる取引、事象及び状況の経済的効果を最も忠実に表す機能通貨を決定するために、経営者による判断が求められる。

4.3 持株会社

グループが、持株会社の設立国と異なる国で営業活動を行っており、現地通貨を機能通貨としている多数の子会社で構成されているような場合には、似たようではあるが微妙に異なる問題が生じる。そ

れは、多くの場合、自社ではほとんど取引を行うことのない「ペーパー・カンパニー」である持株会社の機能通貨をどのように決定するかということである。

これは、もちろん他の国や地域でも同じような例はあるものの、中国本土（現地通貨は人民元）で営業活動を行う子会社を傘下に持つ、香港に設立された親会社（現地通貨は香港ドル）において一般にみられる。持株会社は香港に上場しており、役員報酬やごく少数の職員への給与、オフィス賃料など一定の費用が香港ドルで発生し、資金調達（株式発行又は借入）も香港ドルで行っているケースがしばしばみられる。さらに、子会社からの配当も香港ドルで受け取る場合もあれば、受領時に香港ドルに転換されることもある。

2010 年に IFRS 解釈指針委員会（以下、解釈指針委員会）はこの問題の検討を要請されたが、その中でスタッフは、実務では主に次の 2 つのアプローチがみられることを指摘した。

- 1 つ目は、親会社が現地の環境下で使用している通貨、すなわち、営業費用の支払い、子会社からの配当の受取り又は資金調達に用いられる現地通貨を機能通貨とする方法である。
- 2 つ目は、親会社の主な収益源である子会社からの配当収入を創出するのは、子会社の現地環境における通貨であるため、親会社も当該通貨を機能通貨とする方法である。つまり、この場合、親会社は子会社の延長線上にある企業と捉えられる。

解釈指針委員会は、この論点についてのガイダンスを示した場合、それは適用指針の性格を帯びてしまうとの理由により、この問題には適用にあたって判断が必要である点を単に強調したのみに留まり、これをアジェンダには追加しないことを決定した。[2] 実務では、子会社と異なる機能通貨を有しているといえるほど十分に事業が実質的であるかどうかを検討した上で判断される場合が多い。

4.4 支店及び部門

IAS 第 21 号では、「支店」という用語が企業自身とは異なる機能通貨を使用している可能性がある法的事業体の中の一事業として使用されている。しかし、IAS 第 21 号は同用語の定義をしておらず、どのようなアレンジメントが支店とみなされるかについてのガイダンスも提供していない。

多くの国の政府が、外国企業に対し自国に事業所（多くは支店とよばれる）を設立する場合に適用される法律や規制を設けている。

弊法人のコメント

企業がそのような制度の影響を受ける事業を有している場合、当該事業を支店とみなし、独自の機能通貨を有しているかどうかを評価することが適切である。この点について、企業が親会社と異なる機能通貨を有するかどうかを判断する場合には、IAS 第 21 号第 11 項の指標（上記セクション 4.1 を参照）が特に参考となる。

また、企業が、企業の他の部分とは異なる通貨環境で営まれているが海外支店の制度の影響下にはない事業、たとえば部門を有することもある。

弊法人のコメント

そのような事業が十分に自主性を持った事業単位を表している場合には支店とみなして、法的事業体の他の部分と異なる機能通貨を有しているかどうかを評価することが適切な可能性がある。しかし、我々の経験からすると、こうした状況が生じることは稀である。

4.5 判断の文書化

機能通貨の決定は、IAS第21号に定められる換算手続を行う上で重要である。我々は、IAS第21号第9項に定められる主たる要因だけでは機能通貨が明確にならない場合、企業が機能通貨を決定するために検討した要因を含め、その決定した内容を詳細に文書化することが適切であると考えている。グループの最終的な親会社は、グループ内の各企業の機能通貨決定に関する文書化を行わなければならず、特にそれらの企業がIFRSに従って財務諸表を表示している場合、我々は、それらの企業の現地の経営者と当該決定について合意することを推奨する。機能通貨の決定は判断を伴う問題であるが、個々の企業の機能通貨に関してグループ内で整合性のある判断が求められる。現地の経営者が、親会社の経営者とは異なる結論に至った場合には、当事者双方がすべての関連する事実及び状況について検討した上で、最終的な決定がなされる前に討議することが必要である。

各企業における機能通貨の決定、及び、決定を行う際に検討した内容を文書化しておくことにより、報告企業は、将来、企業に関連する基礎となる取引、事象及び状況が変化した場合において、機能通貨の変更の是非をより適切に判断することが可能となる。

5 機能通貨による外貨建取引の報告

企業が機能通貨以外の通貨で取引を行う場合は、その外貨建項目を機能通貨に換算し、その影響を会計処理しなければならない。IAS 第 21 号の原則的規定は、以下のとおりである。

5.1 当初認識

IAS 第 21 号からの抜粋	
20	外貨建取引とは、外国通貨で表示されているか又は外国通貨での決済を要求する取引であり、企業が次のような取引を行う場合が含まれる。 (a) 価格が外国通貨で表示されている財又はサービスを売買する場合 (b) 受取額又は支払額が外国通貨で表示されている資金の借入れ又は貸付けをする場合 (c) その他の方法で、外国通貨で表示されている資産を取得するか若しくは処分する場合、又は負債を負うか若しくは決済する場合
21	外貨建取引は、機能通貨での当初認識時に、機能通貨と外国通貨との間の取引日現在の直物為替レートを外貨金額に適用することにより、機能通貨で記録しなければならない。

取引日とは、取引が IFRS に従って最初に認識要件を満たした日をいう。為替レートが著しく変動していない場合には、便宜的に 1 週間又は 1 ヵ月の平均レートを当該期間に発生したすべての外貨建取引に用いることもできる*[IAS 21.20, IAS 21.21, IAS 21.22]*。

5.1.1 取引日の識別

取引日とは、取引が IFRS に従って最初に認識要件を満たした日をいう。この規定は比較的単純にみえるかもしれないが、取引日を決定することが時として困難となる設例を以下で説明している。

設例 5-1: 取引日の決定(1)

ベルギーの企業が、カナダの業者から棚卸資産を購入した。取引に関係する日付及び為替レートは以下のとおりである。

日付	事象	€1=C$
20X2 年 4 月 14 日	物品を注文する	1.50
20X2 年 5 月 5 日	物品がカナダから船便で出荷され、同日付で請求書が発行される	1.53
20X2 年 5 月 7 日	請求書を受領する	1.51
20X2 年 5 月 10 日	物品を受領する	1.54
20X2 年 5 月 14 日	請求書に基づき会計帳簿への記帳を行う	1.56
20X2 年 6 月 7 日	請求書の支払いを行う	1.60

IAS 第 2 号「棚卸資産」は、棚卸資産の当初認識日に言及していないが、IFRS 第 9 号は、金融負債の当初認識について定めている。IFRS 第 9 号によれば、企業は、金融商品に関する契約の当事者となった場合、及びその場合にのみ金融負債を認識しなければならない*[IFRS 9.3.1.1]*。物品を購入する場合の確定約定を検討する際、IFRS 第 9 号では、発注を行う企業は、約定を交わした時点で負債を認識するのではなく、発注した物品が出荷又は納品された時点*[IFRS 9.B3.1.2(b)]*、通常は、支配が移転し無条件の法的支払義務を負う時点で、初めて負債を認識するとされている。したがって、物品を注文した日が取引日とされる可能性は低い。

物品の出荷が FOB(本船渡し条件)である場合、通常は船積み時点(on shipment)(5 月 5 日)で IFRS 第 15 号に従って物品の支配が移転すると判断され、当該日が取引日とされる。しかし、物品の出荷が FOB でないとすると、IFRS 第 15 号に従えば物品の支配の移転が仕向港への到着時であると判断される場合、5 月 10 日を取引日としなければならない。実務上は、取引日は契約の詳細条件に左右される(インコタームズなど標準化されたルールによる場合が多い)。

請求書を受領した日及び会計帳簿への記帳を行った日は、支配の移転とは関係がないため、原則として取引日とすべきではない。実務上、請求書の処理が遅滞なく行われる場合には、事務処理上の便宜の観点から、請求書に基づき会計帳簿への記帳を行う日の為替レートを用いることが認められる場合もあるが、その場合には、使用する為替レートが「実際」の取引日の為替レートと著しく異ならないように留意する必要がある。

請求書の支払日が取引日と同一であれば、未決済取引についての換算差額が生じることはないため、支払日が取引日とならないのは IAS 第 21 号により明白である。

上記の設例において、取引日の識別に関し困難を伴う論点の 1 つとして、IAS 第 2 号は、購入した棚卸資産がいつの時点で資産として認識されるかを決定するためのガイダンスを提供していない事実が挙げられる。特に IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」のように最近公表された基準書の中には、この点に関し、より詳細なガイダンスを示しているものがある。それにもかかわらず、取引日の決定は依然とし

て判断を必要としており、取引が企業の会計帳簿に記帳される日が、IFRS の下での認識要件を満たす日と必ずしも同じにはならない。このような状況が発生するその他の例としては、ある一時点で発生した取引ではなく、一定の期間にわたって発生する取引を企業が記帳する場合が挙げられる。これについては、以下の設例で説明している。

設例 5-2: 取引日の決定(2)

ユーロを機能通貨とする A 社は、20X2 年 9 月 30 日に、償却原価で測定される米ドル建債券を 8,000 米ドルで取得した。債券の利回りは、年率 5 %の固定金利であり、四半期ごとに 100 米ドルが利息として支払われる。取得時の為替レートは 1 米ドル=1.50 ユーロである。

20X2 年 12 月 31 日時点ではドル高となり、為替レートは 1 米ドル=2.00 ユーロとなった。20X2 年 12 月 31 日に受領した債券の利息は 100 米ドル(=200 ユーロ)であった。

利息は 20X2 年 12 月 31 日に記帳されるが、その時点の為替レートが取引日の直物レートとなるわけではない。金利は 3 ヵ月間にわたり発生しており、それに応じた直物レートで換算する必要があるため、ここでは 3 ヵ月間の加重平均レートを使用する。適切な平均レートが 1 米ドル=1.75 ユーロであると仮定すると、利息収入は 175 ユーロ(100 米ドル×1.75)と計算される。

したがって、利息収入に対する為替差益として、25 ユーロ(100 米ドル×0.25[2.00−1.75])が純損益に計上される。20X2 年 12 月 31 日における受取利息に関する仕訳は、以下のとおりとなる。

借方	現金		€200	
	貸方	受取利息(純損益)		€175
	貸方	為替差益(純損益)		€25

5.1.2 預託金と前払・前受対価

企業は、結果的に生じる負債(又は資産)が非貨幣性項目と認識される状況において、財又はサービスの引渡し(又は受取り)に先立ち、外貨で預託金を受け取る(又は支払う)ことがある(下記セクション5.4.1を参照)。IFRIC第22号では、通常、これらの状況におけるIAS第21号を適切に適用すると、財又はサービスが実際に引き渡される日付ではなく、前払いが認識された日付に、通常は支払日の為替レートを使用して当該非貨幣性項目を測定することであると説明されている*[IFRIC 22.8]*。複数回の前払い又は前受けがある場合には、企業は前払・前受対価の支払い又は受取りのそれぞれについて取引日を決定しなければならない*[IFRIC 22.9]*。

IFRIC第22号は、企業が関連する資産、費用又は収益(あるいはその一部分)を認識する前に、前払・前受対価の支払い又は受取りから生じた非貨幣性資産又は非貨幣性負債を認識する場合の外貨建取引(又はその一部分)に適用される*[IFRIC 22.4]*。企業が関連する資産、収益又は費用を当初認識時に公正価値で測定する場合、又は前払い・前受けから生じる非貨幣性資産もしくは非貨幣性負債の当初認識日以外の日に支払ったか、もしくは受け取った対価の公正価値でそれらを測定する場合

（たとえば、IFRS第3号「企業結合」を適用したのれんの測定）には適用されない*[IFRIC 22.5]*。

当該解釈指針は、法人所得税又は発行された保険契約（再保険契約を含む）もしくは企業が保有している再保険契約に適用する必要はない*[IFRIC 22.6]*。IFRS第17号「保険契約」は、保険契約グループの外国為替の影響をどのように会計処理すべきかを定めており、2023年1月1日以降に開始する年度から適用されている。複数の通貨でキャッシュ・フローを創出する保険契約グループの会計処理に係る要求事項ならびにガイダンスは、下記セクション5.3.1及び5.4.8、さらに『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第12章「保険契約」セクション7.3で解説している。

5.1.3 平均レートの使用

為替レートが著しく変動していない場合には、取引日の実際レートを使用するのではなく、IAS 第 21 号においては便宜的に 1 週間又は 1 ヵ月の平均レートを当該期間に発生したすべての外貨建取引に用いることができる旨が規定されている*[IAS 21.22]*（上記セクション 5.1 を参照）。大量の外貨建取引を行っている企業は、取引ごとに実際の取引日レートを使用するよりも平均レートを使用した方が、より効率的であると考えられる。それでは、平均レートを用いる場合における当該レートの選択及び使用に関して、どのようなガイダンスが考えられるのであろうか。

(a) 期間

平均レートは、あくまでも実際レートの近似値として使用されるのであって、選択された期間における日々の為替レートが著しく変動していないか十分に注意する必要がある。したがって、平均レートを使用する期間は過度に長くなってはならない。

弊法人のコメント

我々は期間は最長でも 1 ヵ月とし、為替レートが変動する場合はより頻繁に、たとえば、特に取引金額が重要である場合には、週単位などで為替レートを設定することが望ましいと考えている。

(b) 取引日に関連する平均レートの見積り

適切な平均レートの見積りは、レートがすでに発生した取引に適用されるか、レートを設定した後に発生する取引に適用されるかによって異なる。当然、取引がすでに発生しているのであれば、平均レートも取引が発生した期間に対応するものとなる。たとえば、購買取引が行われた次の週に請求書に基づき会計記帳を行う場合には、記帳された週の平均レートではなく、購買取引を行った週の平均レートを用いて換算を行う。

将来の期間について為替レートが定められる場合には、選択する為替レートは当該期間について合理的に見積られる為替レートである。これは、前期末時点の決算日レートを使用するか、前期の実際の平均レートを使用することが考えられる。

弊法人のコメント

我々は、前者の使用が望ましいと考えている。ただし、どのような方法で平均レートの見積りを行っても、当該期間の実際の為替レートを常にモニターしなければならないことに変わりはなく、平均レートからの大幅な乖離がみられる場合には、適用している為替レートを適宜改定しなければならないと考えている。

(c) 項目ごとの平均レートの適用

弊法人のコメント

我々は、平均レートは、多数の取引が存在する場合にのみ便宜的に用いられると考えている。

したがって、平均レートを用いる場合でも、たとえば固定資産の取得、海外への投資や海外での資金調達など、1 回の取引金額が大きい取引については実際の為替レートが用いられる。また、外貨建取引の件数が少ない場合には、あえて平均レートを設定し、モニターすることにはあまり意味がないため、実際の為替レートを用いる。

5.1.4 為替レートを決定する際の実務的な問題点

大半の場合、為替レートは比較的簡単に決定できるが、ある通貨を別の通貨に(典型的には現地通貨を外貨に)換算することに制限がある場合には必ずしも単純ではない。たとえば、次のようなものがある。

- 法的な制限により、現地通貨の相対的価値又はその基礎となる経済に関する市場参加者の見方を完全に反映するレートではなく、公定レートでのみ現地通貨の販売が認められる場合がある。これらの公定レートは、たとえば米ドルなどの他国の通貨に固定されている場合と固定されていない場合がある。
- 政府が設定する為替レートは、基礎となる取引の性質によって異なる場合がある。
- 公的なメカニズムを通じて換算できる通貨量は、政府によって課せられた公式又は非公式の規制によって制限される場合がある。これらは、時として起こる外貨準備不足に対する政府のコントロールに役立てるために定められていることが多い。

これらの状況は、より閉鎖的な経済で、ある程度の経済の悪化が生じている可能性がある国で直面することが多い。高インフレや超インフレ及び通貨の切下げは、これらの状況の兆候である可能性があり、また外貨での「闇市場」の発展も同様であり、その利用は何らかの違法性がある場合もある。下記セクション5.1.4.Aから5.1.4.Cで説明しているように、このような状況において、使用する適切な為替レートを決定することは困難な場合がある。

経済の悪化や超インフレのより極端なケースでは、国が最終的に現地通貨を完全に置き換えるか、自国通貨として第三国の通貨を採用することさえある。後者の例にはエクアドルとジンバブエが含まれ、どちらも

最近、一定の期間は公式通貨として米ドルを実質的に採用している。これらの取組みは根底にある経済問題に対応するために設計されているが、それに加えて、関連する財務報告上の一部の問題の対応にもいくらか助けになる。

上記のような経済的特徴は、必ずしも困難な経済状況に関連しているとは限らないと認識することも重要である。たとえば、多くの発展した経済は、交換レートが一定の範囲内で別の通貨に固定されている、又は固定されてきた、もしくは別の通貨に連動している通貨を有している。

状況によっては、特定の通貨ペアの為替レートを直接確認することが可能でない場合がある。たとえば、地政学上の動向から通貨Aと通貨Bの交換が実質的に停止している場合がある。そのような状況下でも通常、為替レートを間接的に割り出すことは可能である。つまり、地政学上の動向によって通貨Aから通貨Cへの交換、通貨Bから通貨Cへの交換に著しい影響がなければ、通貨Aと通貨Cの為替レート及び通貨Bと通貨Cの為替レートから通貨Aと通貨Bの為替レートを割り出すことは可能である。中間の通貨（この場合、通貨C）がより強く活発に取引されている通貨であるなら、結果はより信頼の置けるものとなる。

本稿執筆時点で、IASBは、通貨が交換可能性に欠ける場合に企業が使用する直物為替レートの決定を取り扱うことを意図としたプロジェクトをほぼ完了しており、2025年1月1日以降開始する年度から強制適用されるIAS第21号の改訂が、2023年8月に公表されることが見込まれていた。改訂は下記セクション11で詳述している（訳者注：IASBは、2023年8月にIASBは「交換可能性の欠如（IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正）」を公表した）。

5.1.4.A 複数の為替レートが存在する場合

上記で説明した、外貨への換算を行う場合の実務的な問題点の1つとして、取引によっては特定の通貨に関して複数の為替レートが存在する場合が挙げられる。為替レート間の差異が小さく、実際にはどの為替レートを使用してもそれほど問題とはならない場合もあるが、一方で大きな乖離が生じるケースもある。

このような状況では、どのような為替レートを用いるべきであろうか*[IAS 21.26]*。

IAS 第 21 号からの抜粋	
26	いくつかの為替レートが利用可能な場合には、使用するレートは、当該取引又は残高を表すキャッシュ・フローが測定日に発生したとした場合に当該キャッシュ・フローを決済し得たであろうレートである。

したがって、企業は取引の内容を吟味し、適切な為替レートを適用する必要がある。

5.1.4.B 特定日の為替レートが存在しない場合：一時的な交換可能性の欠如

実務において起こりうる上記以外の困難な状況としては、何らかの理由で、2 つの通貨の交換可能性が取引日又はその後の報告期間の末日において、一時的に欠如する場合が挙げられる。この場合、IAS 第 21 号では、「その後に最初に交換し得た時点の為替レート」を使用することが求められている*[IAS 21.26]*。

5.1.4.C 特定日の為替レートが存在しない場合：長期的な交換可能性の欠如

上記セクション 5.1.4 で述べているように、本稿執筆時点で IASB は、通貨が交換可能性に欠ける場合に企業が使用する直物為替レートの決定を取り扱うことを意図したプロジェクトをほぼ完了していた。当該 IAS 第 21 号の改訂は、2023 年 8 月に公表されることが見込まれており、2025 年 1 月 1 日以降開始する年度から強制適用される。詳細は下記セクション 11.1 で解説している（訳者注：IASB は、2023 年 8 月に「交換可能性の欠如（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正）」を公表した）。本改訂が適用になるまでは、IAS 第 21 号の交換可能性が長期的に失われ、相場が回復していない場合の状況に特に触れることはない。解釈指針委員会は、ベネズエラの通貨であるボリバルに関連する多くの問題について検討した。

ベネズエラ国内では多くの公定の交換メカニズムが運用され、それぞれが異なる為替レートを有しており、それぞれが理論的には特定の種類の取引に利用できる。しかし実際は、何年もの間、こうしたメカニズムを使用した企業による国外への送金は厳しく制限されており、各企業は制約下に置かれている。

解釈指針委員会が 2018 年にこの問題を検討したとき、ベネズエラの状況を次のように説明した。

- 在外営業活動体の機能通貨の他の通貨との交換可能性が、法域の当局によって管理されており、この換算メカニズムには、当局によって設定された為替レート、つまり公定為替レートの使用が組み込まれている。
- 在外営業活動体の機能通貨は、他の通貨との交換可能性が長期的に失われている可能性がある。つまり、交換可能性が一時的に失われているわけではなく、報告期間の終了後も回復していない。
- 他の通貨との交換可能性の欠如により、在外営業活動体が上記で述べた当局による交換メカニズムを使用して外貨にアクセスできなくなっている。

IAS 第 21 号に準拠するために解釈指針委員会は、これらの状況で使用されるレートは、報告期間末時点（又は取引日時点）で、法定の交換メカニズムを通じて企業がアクセスできるレートであると決定した。したがって、企業は、公定為替レート（のいずれか）がそのようなレート（つまり、報告期間末時点で法定の交換メカニズムを通じてアクセスできるレート）を表しているかどうかを評価しなければならず、表している場合はそのレートを使用しなければならない。[3]

解釈指針委員会は、公定為替レートの使用が IAS 第 21 号に準拠していない場合、いずれのレートを使用すべきかについては述べていない。ただし、一部の企業は見積為替レートを使用している。これは、上記の状況で排除されておらず、少なくとも 1 つのヨーロッパの規制当局によって受け入れられているアプローチである。[4]

解釈指針委員会は、一般的な経済状況は絶えず進展していることに留意し、公定為替レート(のいずれか)を使用すべきかどうかを各報告日に再評価する重要性を強調した。また、これらの状況に関連する可能性のある IFRS 会計基準書の開示規定にも注目した。これらは下記セクション 10.4 で説明している。[5]

一部の企業が公定又はその他の方法で観察可能なレートを使用するのではなく、為替レートを見積る結果をもたらしたベネズエラの極端な状況は、理論的には他の場所でも発生する可能性がある。ただし、このような状況が発生することは非常に稀である。[6]

解釈指針委員会はその後、IASB が、企業が直物為替レートを決定する方法と、2 通貨間の交換可能性が欠如している場合に提供すべき開示を規定する、IAS 第 21 号の狭い範囲の改訂を審議会に提案することを決定した。提案の中では交換可能性、そして交換可能性の欠如を定義することも含まれている。[7] 上述のとおり、このプロジェクトの結果、2023 年 8 月に IAS 第 21 号の改訂が公表され、下記セクション 11 でこのプロジェクトの進展をさらに説明している。

5.2 当初認識後の期末日における報告

IAS 第 21 号からの抜粋	
23	各報告期間の末日において (a) 外貨建貨幣性項目は、決算日レートを用いて換算しなければならない。 (b) 外国通貨において取得原価で測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを用いて換算しなければならない。 (c) 外国通貨において公正価値で測定されている非貨幣性項目は、当該公正価値が測定された日の為替レートで換算しなければならない。

ある項目の帳簿価額は、関連する他の基準書の要求事項と合わせて決定される。たとえば、有形固定資産は IAS 第 16 号「有形固定資産」に従って公正価値又は取得原価で測定される。帳簿価額が取得原価又は公正価値に基づいて算定されるかどうかに関係なく、当該金額が外貨で算定される場合、IAS 第 21 号はその金額を企業の機能通貨に換算することを要求している*[IAS 21.23, IAS 21.24]*。

一部の項目の帳簿価額は、複数の金額の比較により決定される。たとえば、棚卸資産の帳簿価額は、IAS 第 2 号に従い、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方となる。同様に IAS 第 36 号「資産の減損」に従い、資産に減損の兆候がある場合、資産の減損テストを実施し、帳簿価額は減損損失を考慮する前の帳簿価額と回収可能価額のいずれか低い方となる。そうした非貨幣性資産が外国通貨で測定されている場合には、帳簿価額は下記を比較して決定される。

- 取得原価又は場合によっては帳簿価額を、当該価額が決定された日の為替レート(すなわち、取得原価で測定された項目については取引日のレート)で換算した金額
- 正味実現可能価額又は回収可能価額を、当該価額が決定された日の為替レート(たとえば、報告期間末の決算日レート)で換算した金額

この比較の結果として、機能通貨では減損損失が認識されるが外国通貨では認識されない場合や、その逆の場合もありうる*[IAS 21.25]*。

5.3 為替差額の処理

5.3.1 貨幣性項目

IAS 第 21 号の原則規定として、貨幣性項目の決済又は換算により生じた換算差額は、発生した期の純損益に認識する*[IAS 21.28]*。

貨幣性項目が外貨建取引から発生し、取引日と決済日との間で為替レートの変動がある場合には、換算差額が発生する。取引がその発生した会計期間内に決済される場合、その換算差額はすべて当該会計期間に認識されるが、取引が翌期以降に決済される場合、決済日までの各期間に認識すべき換算差額は、その期間の為替レートの変動によって決定される*[IAS 21.29]*。

これらの規定は、次の設例で説明している。

設例 5-3: 未決済外貨建取引の機能通貨による報告

20X2 年 1 月、フランスの企業がカナダの業者から工場と設備を 328,000 カナダ・ドルで購入した。代金は未払いである。また、購入時の為替レートは、1 ユーロ＝1.64 カナダ・ドルであった。企業はこの資産を取得原価 200,000 ユーロで計上した。このフランス企業の期末日である 20X2 年 3 月 31 日において、代金は決済されていない。決算日レートは、1 ユーロ＝1.61 カナダ・ドルである。未払金は換算により 203,727 ユーロで貸借対照表に計上され、生じた為替差損 3,727 ユーロは、当該会計期間の純損益に計上される。一方、資産の取得原価は、200,000 ユーロで引き継がれる。

設例 5-4: 決済した外貨建取引の機能通貨による報告

20X2 年 2 月 28 日に、英国の企業がドイツの企業に商品を 87,000 ユーロで販売した。販売時の為替レートは 1 ポンド＝1.45 ユーロであった。20X2 年 3 月 31 日に代金を受領したが、その時の為替レートは 1 ポンド＝1.50 ユーロであった。2 月 28 日時点で、英国の企業は、売上とそれに対応する売掛金 60,000 ポンドを計上するが、3 月 31 日に代金を受領した時には、実際の受領額は 58,000 ポンドとなる。為替差損 2,000 ポンドは当該会計期間の純損益として計上される。

しかし、上記の一般原則が適用されない場合もある。1 つの例外としては、実質的に在外営業活動体に対する純投資の一部を構成する貨幣性項目から生じる換算差額が挙げられる（下記セクション 6.3.1 を参照）。この場合、換算差額は、当初はその他の包括利益に認識し、当該投資が処分されるまで資本の個別項目として計上される（下記セクション 6.6 を参照）。しかし、この処理は、在外営業活動体及び報告企業が含まれる財務諸表（たとえば、在外営業活動体が連結子会社又は持分法投資である場合の連結財務諸表）にのみ適用されるものであり、報告企業の個別財務諸表又は在外営業活動体の財務諸表には適用されない。

つまり、換算差額は、為替エクスポージャーを有する企業の財務諸表において、発生した期の純損益として認識される*[IAS 21.32]*。この点については、下記セクション 6.3.1 で述べる。

もう1つの例外は、IFRS 第 9 号により、外貨建項目にヘッジ会計が適用される場合である。

ヘッジ会計を適用することにより、企業は、一定の換算差額については IAS 第 21 号に定められた方法とは異なる方法で会計処理することになる。たとえば、IFRS 第 9 号に基づき、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして、ヘッジ手段の要件を満たす貨幣性項目に関する為替差額は、そのヘッジが有効な限りにおいて、その他の包括利益に当初認識する。ヘッジ会計については、『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 10 章で詳しく説明している。

貨幣性項目の為替差額が発生した期の純損益で認識されないもう 1 つの例として、企業が IAS 第 23 号「借入コスト」に従って借入費用を資産化する場合がある。これは、IAS 第 23 号では利息費用に対する修正とみなされる部分に限られるものの、外貨建借入金から発生する為替差額を資産化することが求められているためである(第 21 章「借入コスト」セクション 5.4 を参照) *[IAS 23.6]*。

また、IAS 第 21 号で例示されている貨幣性項目に「現金で決済される引当金」がある。多くの場合、引当金について生じた換算差額は発生した期の純損益に計上することが適切である。しかし、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の廃棄引当金(資産除去債務)を認識する場合には、実際のキャッシュ・アウト・フローが発生するまでに長い時間を要するため、実務上の問題点として、その取引が実際に決済される通貨を確実に決められない可能性がある。それにもかかわらず、仮に引当金が外貨で決済されると想定されるのであれば、当該引当金は貨幣性項目となる。その場合、当該換算差額をどのように取り扱うかが問題となる。IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」は、廃棄又は類似する負債に適用される。これらは資産の取得原価に含まれ、IAS 第 37 号に従って負債として測定される(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第 32 章「引当金、偶発負債及び偶発資産」セクション 6.3.1 を参照)。この IFRIC 第 1 号は、債務の決済に必要となる経済的便益を有する資源(たとえば、キャッシュ・フロー)の見積アウト・フローが変わったことによる引当金の調整額は、発生時に純損益に計上するのではなく、関連する資産の取得原価に加減することを特に要求している。引当金について生じた換算差額は発生した期の純損益に計上するという IAS 第 21 号の規定は、この IFRIC 第 1 号の要求事項と矛盾している。

弊法人のコメント

我々は、会計方針の選択として IFRIC 第 1 号又は IAS 第 21 号のいずれのアプローチも適用可能であると考える。しかし、我々のこれまでの経験からすると、こうした為替差額は、特に長期にわたる重要な引当金を伴う企業においては、IFRIC 第 1 号に従って処理されるのが最も一般的である。

下記セクション 5.4.8 に示されるように、IFRS 第 17 号は保険契約を貨幣性項目として扱わなければならないとしている。ただし、IFRS 第 17 号は換算差額を、その他の包括利益に計上される保険契約グループ自体の帳簿価額の変動に関係する場合には、その他の包括利益に認識すると定めている(『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 12 章セクション 15.3 を参照) *[IFRS 17.92]*。

5.3.2 非貨幣性項目

外貨建ての公正価値で測定されている非貨幣性項目は、その公正価値が算定された日の為替レートで換算する。また、再測定に係る利得又は損失には為替レート変動による金額を含める。つまり、この場合の換算差額は、公正価値による再測定から生じる純損益の一部として認識されることになる。

非貨幣性項目に関する利得又は損失が、その他の包括利益に認識される場合、その利得及び損失に含まれる為替換算に係る部分も、その他の包括利益に認識される*[IAS 21.30]*。たとえば、IAS 第 16 号では、有形固定資産の再評価により生じる差損益をその他の包括利益に認識することを要求している(第 18 章「有形固定資産」セクション 6.2 を参照)。このような資産が外貨建てで測定されている場合には、その再評価額も再評価日の為替レートを用いて換算され、結果としてその換算差額もその他の包括利益に計上される*[IAS 21.31]*。

反対に、非貨幣性項目に係る利得又は損失が純損益に認識される場合には(たとえば、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定される金融商品(『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 7 章「金融商品:事後測定」セクション 2.4 を参照)、あるいは公正価値モデルを用いて会計処理される投資不動産(第 19 章「投資不動産」セクション 6 を参照))、当該利得又は損失の為替部分は純損益に認識する*[IAS 21.30]*。

機能通貨で外貨建取引を会計処理する場合の会計方針の開示例を以下に示す。

開示例 5-1: ING Groep 社(2022 年)	オランダ

2022 年度年次報告書

連結年次財務諸表の注記(抜粋)

1 作成基礎及び重要な会計方針(抜粋)

1.10 外貨換算(抜粋)

機能通貨及び表示通貨

各グループ企業の年次財務諸表に計上される項目は、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨(機能通貨)を用いて測定しております。年次連結財務諸表は、当グループの表示通貨でもあるユーロで表示しております。

取引及び未決済残高

外貨建取引は取引日の実勢レートを用いて機能通貨に換算しております。外貨建取引の決済及び外貨建貨幣性資産・負債の決算日レートによる換算から生じる為替差損益は、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジ又は適格な純投資ヘッジの一部として資本に繰り延べられる場合を除き、純損益計算書に計上しております。

外貨建ての取得原価で測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを用いて換算しております。

5.4 貨幣性項目か非貨幣性項目かの判断

IAS 第 21 号からの抜粋	
16	貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）である。例としては、現金で支払われる年金及びその他の従業員給付、リース負債、現金で決済される引当金、負債として認識される現金配当などがある。同様に、可変数量の企業自身の資本性金融商品又は可変金額の資産を受け取る（又は引き渡す）契約のうち、受け取るべき（又は引き渡すべき）公正価値が固定又は決定可能な数の通貨単位に等しい契約も、貨幣性項目である。逆に、非貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）が存在しないことである。例としては、財及びサービスに対する前払金額、のれん、無形資産、棚卸資産、有形固定資産、使用権資産、非貨幣性資産の引渡しにより決済される引当金などがある。

IAS 第 21 号は、原則として、外貨建ての貨幣性項目は報告期間の末日における決算日レートで換算し、非貨幣性項目については換算を行わないことを求めている（上記セクション 5.2 を参照）。ここで貨幣性項目は、「保有している通貨単位及び固定又は決定可能な数の通貨単位で受け取るか又は支払うこととなる資産及び負債」と定義されている*[IAS 21.8]*。IAS 第 21 号は、「貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）である」と述べ、この点について詳述している。その例として、現金で支払われる年金及びその他の従業員給付、現金で決済される引当金、負債として認識される現金配当及びリース負債を挙げている*[IAS 21.16]*。より分かりやすい例としては、現金及び預金、売掛金及び買掛金、貸付金及び借入金がある。

IFRS 第 9 号は、外貨建債券がその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品として保有されている場合、最初に基礎となる通貨での償却原価で会計処理を行う。つまり、実質的にその金額を貨幣性項目であるかのように処理することを示唆している。このガイダンスに関しては、『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 7 章セクション 4.1 を参照されたい。

また、IAS 第 21 号は、「公正価値が、固定又は決定可能な数の通貨単位と等しくなるように、変動数量の自己の資本性金融商品、又は変動金額の資産を受け取る（又は引き渡す）契約も貨幣性項目となる」とも述べている*[IAS 21.16]*。IAS 第 21 号は、そうした契約の例を示していないが、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に従い、金融資産又は負債として表示され、自己株式で決済される契約などがこのケースに含まれるものと思われる（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 4 章「金融商品：金融負債と資本」セクション 5.2 を参照）。

一方、非貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）が存在しないことである。IAS 第 21 号では、財及びサービスに対する前払金額、のれん、無形資産、棚卸資産、有形固定資産、非貨幣性資産の引渡しにより決済される引当金、及び使用権資産が例として挙げられている*[IAS 21.16]*。IFRS 第 9 号によれば、資本性金融商品への投資は非貨幣性項目になる*[IFRS 9.B5.7.3]*。このことから、子会社、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分投資は非貨幣性項目になると考えられる。このようなガイダンスが存在する一方で、区分が明確でないケースも多い。

5.4.1 預託金又は出来高に応じた分割払い

企業が海外の業者から固定資産又は棚卸資産などの資産を取得する場合、預託金又は出来高に応じた分割払いを求められることがある。ここで、このような支払いを貨幣性項目として換算するかが問題となる。

設例 5-5: 預託金又は出来高に応じた分割払い

オランダの企業が以下の支払条件により工場及び機械を 10,000 米ドルで購入する契約を締結した。

契約締結時点での支払額(20X2 年 8 月 1 日)	10%
引渡時点での支払額(20X2 年 12 月 19 日)	40%
据付時点での支払額(20X3 年 1 月 7 日)	50%

20X2 年 12 月 31 日時点で、企業は、最初の 2 回分の支払いを期日どおりに完了している。それぞれの支払い時点での為替レートは、1 ユーロ=1.25 米ドル及び 1 ユーロ=1.20 米ドルであり、報告期間の末日である 20X2 年 12 月 31 日時点の決算日レートは、1 ユーロ=1.15 米ドルであった。

		(i)	(ii)
		€	€
1 回目の支払い	- US$1,000	800	870
2 回目の支払い	- US$4,000	3,333	3,478
		4,133	**4,348**

(i) これらの支払いが前払金又は出来高に応じた前払金とみなされる場合には、非貨幣性項目として扱われ、4,133 ユーロで貸借対照表に計上される。この処理方法は「取引日」の定義において、「長期契約には複数の取引日がある場合がある(たとえば、工事契約の下での各進捗に基づく支払期日は、取引予定日である)」と述べている米国会計基準と整合していると思われる。

(ii) これらの支払いが預託金とみなされ、返還を受けることができる場合には、当該金額は貨幣性項目として扱われる。よって、貸借対照表に 4,348 ユーロで計上され、為替差益 215 ユーロが純損益として認識される。この処理の一形態として、2 回目の支払いがなされるまでは、最初の支払いのみを預託金として処理する方法も考えられる。これは、資産の引渡しが行われると、当該資産を返還し、業者に支払いの返還を求める可能性がほとんどなくなるためである。

弊法人のコメント

実務上、適切な会計処理を決定するために行われた支払いの性質を確認するために、契約条件を検討する必要がある場合が多く、これには IFRIC 第 22 号で認められている判断の適用が要求される場合がある(上記セクション 5.1.2 を参照)。

5.4.2 活発に取引されている商品に対する預り金及び前渡金

多くの場合、上記セクション 5.4.1 の分析は、活発に取引されており、市場価格が観察可能な商品に対して事前に支払われる預り金又は前渡金にも同様に関連する。ただし、商品の市場価格が入手可能であるという事実は、次の設例に示すように貨幣性項目が生じる商品を購入又は販売する契約を締結することがあることを意味する。

設例 5-6: 将来の金の引渡しのために支払われる保証金

X 社はドイツの企業であり、機能通貨はユーロである。X 社は金を含むさまざまな金属を使用した宝飾品の製造・販売を行っている。20X2 年 10 月 1 日、金の相場価格が 100,000 米ドル/kg の時に、X 社は 2 つの契約を締結し、それぞれが 20X3 年 1 月 31 日に引き渡される 2kg の金の購入を伴っている。金は宝飾品の製造に使用されるため、当該契約は IFRS 第 9 号の適用範囲内のデリバティブではなく、通常の購入として扱われる(『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 2 章「金融商品:定義及び適用範囲」セクション 4.2 を参照)。各契約では、X 社が仕入先に 40,000 米ドルの保証金を即時に支払う必要があり、この金額は 20X3 年 2 月 28 日に支払われる予定の合計金額から差し引かれる。

固定価格での契約

1 つ目の契約では、金に支払われる総額は 200,000 米ドルで、残額の 160,000 米ドルは 2 月に支払うことが明記されている。

この契約の性質は、上記セクション 5.4.1 の設例 5-5 に示されているものと同じである。保証金は金の取得原価の 20%の前払いに相当し、その結果、非貨幣性資産として会計処理される。したがって、X 社は 20X2 年 10 月の支払いと 20X3 年 1 月の引渡しとの間の残高について換算しない。引渡しの時点で、X 社は 160,000 米ドルの債務を認識し、これは貨幣性負債となる。

変動価格での契約

価格ではなく供給を確保するための 2 つ目の契約では、金に対して支払われる合計価格は、20X3 年 1 月 31 日の米ドル建ての直物価格によって決定されると明記されている。引渡し時の直物価格が 20,000 米ドル/kg 未満の場合、金の合計金額は 40,000 米ドルの保証金よりも少なくなり、仕入先は X 社に超過分を返済するか、将来の注文に対して超過分を適用する。

この 2 つ目の契約は最初の契約と非常に似ているようにみえるかもしれないが、その分析は多少異なる。金の取得原価は 20X3 年 1 月 31 日に初めて測定可能となり、金の市場価格に関係なく、X 社が決済しなければならない残額は「20X3 年 1 月 31 日の金の市場価値」から 40,000 米ドルを差し引いたものである。したがって、この保証金は X 社を金価格の変動にさらさず、将来の支払額を 40,000 米ドル削減するだけであるため、貨幣性項目とみなされる。

金の市場価格が引渡し時点で 20,000 米ドル/kg 未満の場合、X 社は金と現金又は債権を受け取り、これらを合わせると 40,000 米ドルに相当する。

つまり、X 社は引渡日に 40,000 米ドルの保証金に対して常に 40,000 米ドルの価値を受け取ることになる。したがって、2 つ目の契約に関して支払われる保証金は、米ドル建ての貨幣性資産を表す。

5.4.3 優先株式への投資

企業は、他の企業の優先株式への投資を行うことがある。当該株式が貨幣性項目に該当するか否かは、株式に付随する権利に左右される。IFRS第9号によれば、資本性金融商品への投資は非貨幣性項目になる（上記セクション5.4を参照）*[IFRS 9.B5.7.3]*。したがって、発行会社側で金融負債ではなく資本に分類されるような契約条件の優先株式は、非貨幣性項目に該当する。一方、発行会社側で金融負債に分類され（たとえば、将来の一定の日又は決定可能な日に、固定金額又は決定可能な金額で発行会社が償還しなければならない優先株式）、かつ保有会社側で償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されるような契約条件の優先株式（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第7章セクション4.1を参照）は、貨幣性項目として扱われる。

5.4.4 外貨建資本金

企業が機能通貨以外の通貨で株式を発行したり、状況の変化によって機能通貨を見直した結果、資本金が機能通貨で表示されなくなる場合がある。IAS 第 21 号、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号のいずれも、機能通貨以外の通貨で表示される資本金の換算に触れていない。これについて、理論的には 2 つの処理方法が考えられる。1 つは、外貨建資本金（及び関連する資本剰余金）を、株式発行時によって為替レートで換算し、当該金額で据え置く方法であり、もう 1 つは、資本金をあたかも貨幣性項目のように決算日レートで毎期換算する方法である。ただし、毎期換算を行う場合には、換算により生じた差額を純損益又はその他の包括利益に認識すべきか、資本の中で処理すべきか、という別の問題が生じる。

この点について、外貨建ての発行済株式が、普通株式又は償還不能な株式であり、資本性金融商品に分類される場合には、我々の経験からすると、株式発行時の為替レートによって換算し、事後的な換算は行わないケースがほとんどである。この見解は、為替レートの変動はそうした株式に関連するキャッシュ・フローに影響を与える見込みがないことを反映している。米国会計基準（FASB ASC 第 830 号「外貨換算」）でも、これらの資本項目は、テンポラル法が適用される場合に取得時の為替レートを用いて再測定する非貨幣性項目の例に含められている。IAS 第 21 号により外貨建取得原価で測定される非貨幣性項目は、取得時レートを用いて換算しなければならない（上記セクション 5.2 を参照）。

弊法人のコメント

我々は、仮に上記の資本金が決算日レートで換算される場合、その為替差額は企業のキャッシュ・フローに影響を与えることはないため、為替差額を純損益に計上するのは適切ではないと考えている。さらに、これらの資本項目の換算は資産又は負債に影響を与えることもないため、当該換算差額は、その他の包括利益に認識される収益又は費用項目にもならない。その代わりに換算差額は資本に計上されるべきこととなる。

したがって、株式を発行時の為替レートで換算した金額で維持しても、（決算日レートで換算して）換算差額を資本に計上しても、いずれの場合も企業の資本全体へ与える影響はない。IAS 第 32 号に基づき、株式が資本性金融商品としてではなく負債性金融商品として分類されている場合、たとえば、発行者による固定又は決定可能な金額での、固定又は決定可能な将来の日付での強制償還を定める優先株式

は、そのような株式への投資と同様に（上記セクション 5.4.3 を参照）、貨幣性項目として取扱い、決算日レートで換算しなければならない。株式がヘッジ関係の一部を形成し、IFRS 第 9 号に基づき換算差額を異なる方法で会計処理する場合を除いて、換算差額はすべて純損益に認識される（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 10 章を参照）。

5.4.5 繰延税金

IAS 第 21 号公表前の公開草案では、貨幣性項目の例に繰延税金が含まれていたが、[8] 最終的な基準書の例示からは削除された。その理由について IAS 第 21 号では説明されていないが、IAS 第 12 号「法人所得税」では 2007 年まで、「繰延外国税金負債又は資産に係る為替差額を損益計算書に認識する場合に、そう表示することが財務諸表利用者にとって最も有用と考えられるならば、当該差額を繰延税金費用（収益）に分類することができる」と説明されており、この記述は外貨建ての繰延税金資産又は負債は貨幣性項目であると示唆している。[9] その後、当該規定の「損益計算書」は「包括利益計算書」に変更されたが、この点について示唆するところは同じである。また、IFRIC 第 7 号「IAS 第 29 号「超インフレ経済化における財務報告」に従った修正再表示アプローチの適用」の結論の根拠でも、繰延税金項目は貨幣性項目の定義を満たすことを認めている*[IFRIC 7.BC22]*。

5.4.6 退職後給付制度—外貨建資産

多くの企業は、確定退職後給付制度における給付金を企業の機能通貨で支払うことになる。ただし、そのような制度が外貨建ての貨幣性資産及び/又は公正価値を外貨で算定する非貨幣性資産を保有する場合がある。また、企業の機能通貨と異なる通貨で給付が支払われる場合は下記セクション 5.4.7 の考察が関係する。

たとえば、機能通貨をポンドとする英国の企業は、給付金の支払いが従業員のポンド建て給与に基づき、ポンド払いとなる積立方式年金制度を有する。制度資産の大部分は、ポンド建ての債券、英国の株式及び英国の不動産の組み合わせで構成されている。しかし、同制度資産には、米国企業が発行し、米国株式市場に上場している多くの米ドル建ての債券及び株式も含まれる。IAS 第 19 号「従業員給付」では、これらすべての資産を報告期間の末日の公正価値で測定することを求めているが、企業はあらゆる為替差額や、米国資産に生じる為替レートの変動に起因する公正価値の変動をどのように取り扱うのだろうか。

IAS 第 21 号は、貨幣性項目の例として「現金で支払われる年金及びその他の従業員給付」を挙げている。また、IAS 第 19 号によれば、確定給付制度の会計処理において、正味の確定給付資産又は負債からの利息純額を純損益に計上し、制度資産の実際収益との差額をその他の包括利益に計上しなければならない（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第 35 章「従業員給付」セクション 10.3 及び 10.4.2 を参照）*[IAS 19.120, IAS 19.127(b)]*。

弊法人のコメント

正味年金資産又は負債をポンドで測定される単一の会計処理単位としてみなすことが適切と思われる。したがって、外国通貨の為替レートの変動に起因するすべての米国の制度資産に関する損益は、IAS 第 19 号に従い再測定として扱われ、その他の包括利益として認識されることになる。

5.4.7 退職後給付制度—外貨建制度

退職後給付制度に基づく年金給付が企業の機能通貨で支払われない場合もありうる。たとえば、機能通貨を米ドルとする石油・ガス業界に属する英国の企業が、年金給付を含む人件費をポンドで支払っているとする。この場合、退職後給付制度についてどのように会計処理すべきであろうか。

上記で説明したように、IAS 第 21 号では貨幣性項目の 1 つとして「現金で支払われる年金及びその他の従業員給付」が例示されている。しかし、IAS 第 21 号では、これ以上のことには触れられておらず、確定拠出制度と確定給付制度のどちらに基づく年金給付であるかを区別していないようである。基金を有する確定給付制度と、基金を有しない確定給付制度についても区別していない。

この点、確定拠出制度（あるいは確定拠出制度と同様の会計処理を行う制度）において支払われる年金については単純である。すなわち、報告期間の末日における未払拠出金に相当する負債は貨幣性項目であり、決算日レートで換算され、その為替差額は純損益に認識される。基金を有しない確定給付制度における外貨建ての給付金支払いについても、IAS 第 21 号が適用され、単純である。確定給付制度債務は貨幣性項目とみなされ、残高全体に関する為替差額は純損益として認識される。

基金を有する確定給付制度は、IAS 第 21 号の下での評価が必要となり、より複雑な契約である。特に、自らの権利とみなされる項目が制度資産に含まれる場合、非貨幣性項目及び（又は）外貨の貨幣性項目になると思われる。しかし、上記の IAS 第 21 号のガイダンスに照らして、このような契約は給付金の支払いがなされる通貨建ての単一の貨幣性項目とみなす。したがって、IAS 第 19 号の要求事項を給付金の支払いを行う通貨建てで適用し、正味の資産又は負債に係る外国通貨の利得又は損失を純損益に認識することになる。

もう1つの方法として、基金型制度は非貨幣性項目により近く、確定給付債務に関する為替差額は数理計算上の差異と同様に考えることである。IAS第19号に基づく債務の計算は、従業員に対する債務に係る通貨を反映する数理計算上の仮定に基づいて行われる（たとえば、使用される割引率は債務の「通貨及び見積期日と整合」しなければならない *[IAS 19.83]*）。IAS第19号では、給付債務及び制度資産の双方に係るこうした仮定から生じる差異は、すべて同様の方法で処理される。数理計算上の仮定は、退職後給付を支給する最終的なコストを算定する変数についての企業の最善の見積りであり、財務上の仮定を含む *[IAS 19.76]*。IAS第19号では、為替レートについて言及されていないが、この変数が退職後給付を支給する企業の最終的なコストに影響するのは明らかである。そのため、確定給付債務に関連する為替差額は、数理計算上の差異と同じ方法で会計処理されるべきであろう。

弊法人のコメント

我々としては、こうした状況では、基金を有する確定給付制度は給付金の支払いがなされる通貨建ての単一の貨幣性項目とみなすことが望ましいと考える。我々が望ましいと考える会計処理ではないが、為替差額を数理計算上の差異と考える方法も受け入れられると考える。

一方、退職後給付制度自体が、IAS 第 21 号における「在外営業活動体」とみなされるべきではないかという意見もあるが（上記セクション 2.3 を参照）、この場合、退職後給付制度の「機能通貨」が報告企業の「機能通貨」と異なる可能性があると主張するのは、退職後給付制度と報告企業との関係を鑑みる限り、相当無理があろう（上記セクション 4 を参照）。したがって、退職後給付制度を報告企業と異なる機能通貨を有する在外営業活動体として取り扱うことはできないと考えられる。

5.4.8 保険契約

IFRS 第 17 号は、外貨建キャッシュ・フローを創出する保険契約グループは貨幣性項目として処理すると定めている。これは、履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンの両方に適用される*[IFRS 17.30]*。

だがここで不明なのが、複数の通貨建てでキャッシュ・フローを創出する保険契約グループに IAS 第 21 号と IFRS 第 17 号をどのように適用するのか、ということである。2022 年 9 月、解釈指針委員会は、保険契約グループ（契約上のサービス・マージンを含む）が表示される単一の通貨又は複数の通貨を当初認識時点で決定するための会計方針を策定するには、企業は判断及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を用いると結論付けたアジェンダ決定を公表した。詳細は『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 12 章セクション 7.3 を参照されたい。[10]

5.5 機能通貨の変更

上記セクション 4 で説明したように、IAS 第 21 号に基づき、経営者は企業に関連する基礎となる取引、事象及び状況の経済的効果を最も忠実に表す機能通貨を決定するために判断を行使する必要がある。したがって、機能通貨が一度決定されると、基礎となる取引、事象及び状況に変化がない限り、機能通貨を変更することはできないが、たとえば、財及びサービスの販売価格に主に影響を与える通貨の変更は、企業の機能通貨の変更の原因となる可能性がある*[IAS 21.36]*。

IAS 第 21 号は以下のように述べている*[IAS 21.35]*。

IAS 第 21 号からの抜粋	
35	企業の機能通貨に変更がある場合には、企業は、その新しい機能通貨に適用される換算手続を当該変更の日から将来に向かって適用しなければならない。

つまり、企業は機能通貨の変更日における為替レートを使用して、すべての項目を新しい機能通貨に換算する。換算後の非貨幣性項目の金額は、それら項目の取得原価として扱われる。従前、その他の包括利益に認識された在外営業活動体の換算により生じた累積換算差額は、当該活動体が処分されるまでは、資本から純損益に振り替えられることはない*[IAS 21.37]*(下記セクション 6.6 を参照)。

設例 5-7: 機能通貨の変更

A 社の経営者は、自社の機能通貨はユーロであると考えていたが、その後、企業の営業活動に影響を与える状況の変化により、2022 年 1 月 1 日からは自社の機能通貨は米ドルであると判断した。2022 年 1 月 1 日時点の為替レートは、1 ユーロ=1.20 米ドルである。従来の機能通貨による 2022 年 1 月 1 日時点の A 社の貸借対照表は以下のとおりであった。

	€
有形固定資産	200,000
流動資産	
棚卸資産	10,000
売掛金	20,000
現金	5,000
	35,000
流動負債	
買掛金	15,000
未払税金	3,000
	18,000
正味流動資産	17,000
	217,000
長期借入金	120,000
	97,000

2022 年 1 月 1 日時点の貸借対照表には、以下の項目が含まれている。

- 取得原価 33,000 ユーロ、正味帳簿価額 16,500 ユーロの設備。この設備は 2016 年に 20,000 ポンドで購入し、購入時の為替レート 1 ポンド=1.65 ユーロで換算されている。
- 取得原価 6,000 ユーロの棚卸資産。これらは 6,000 米ドルで購入され、購入時の為替レート 1 ユーロ=1.00 米ドルで換算されている。
- 上記の棚卸資産に関連した 5,000 ユーロの未払金(6,000 米ドルに相当)。これは 2022 年 1 月 1 日時点の為替レートで換算されている。

- 上記の設備の購入資金として当初借り入れた金額の未返済残高 10,000 ポンドに相当する 15,000 ユーロの長期借入金。これは 2022 年 1 月 1 日時点の為替レート 1 ポンド＝1.50 ユーロで換算されている。

A 社は、機能通貨を変更した日から将来に向けて、新しい機能通貨に関する換算手続を行う。したがって、2022 年 1 月 1 日時点の貸借対照表のすべての項目は 1 ユーロ＝1.20 米ドルの為替レートで換算され、以下のような金額となる。

	$
有形固定資産	240,000
流動資産	
棚卸資産	12,000
売掛金	24,000
現金	6,000
	42,000
流動負債	
買掛金	18,000
未払税金	3,600
	21,600
正味流動資産	20,400
	260,400
長期借入金	144,000
	116,400

当初 20,000 ポンドで購入した設備に関する A 社の新しい機能通貨での取得原価及び正味帳簿価額は、それぞれ 39,600 米ドルと 19,800 米ドルとなり、これらは 33,000 ユーロ、16,500 ユーロをそれぞれ 1 ユーロ＝1.20 米ドルで換算したものである。遡及して購入時点の対米ドル・ポンドの為替レートで当初取得原価 20,000 ポンドを換算し、その金額に基づき修正後帳簿価額を計算することはない。

同様に、米ドルで調達した棚卸資産も当初取得原価が 6,000 米ドルであったことは分かっているものの、ここでは 7,200 米ドルで計上される。これは、6,000 ユーロを 1 ユーロ＝1.20 米ドルの為替レートで米ドルに換算した金額である。

棚卸資産に関する未払金については、6,000 米ドルで計上されているが、これは 5,000 ユーロを 1 ユーロ＝1.20 米ドルの為替レートで換算したものである。これは、米ドルベースでの当初の未払金を表している。しかし、当初の未払金は 2022 年 1 月 1 日時点の為替レートでユーロに換算されており、同じレートで再び米ドルに換算し直されているだけであるため、これは当然の結果である。A 社は、機能通貨がユーロのときには 1,000 ユーロの為替差益を計上していたが、機能通貨の変更により、この未払金に関する

換算差額はもはや認識されないことになる。逆に、ユーロ建ての未払金に関しては、2022 年 1 月 1 日より前には換算差額は生じなかったが、同日以後は換算差額が発生することになる。

同様に、借入金の残高 10,000 ポンドも 18,000 米ドルで計上されているが、これは 15,000 ユーロを 1 ユーロ＝1.20 米ドルの為替レートで換算したものである。これは、2022 年 1 月 1 日時点のポンドと米ドルの換算レートである 1 ポンド＝1.80 米ドルの為替レートで、10,000 ポンドを換算した金額と同額である。この場合、従前は対ユーロ・ポンドの為替レートの変動により、借入金残高について為替差損益が認識されていたが、2022 年 1 月 1 日からは為替差損益は対米ドル・ポンドの為替レートを基に認識されることになる。

企業を取り巻く環境が、時の経過とともに徐々に変化することはよくあり、機能通貨が変更される正確な日付を決定できないこともある。その場合、企業は判断により適切な変更日を決める必要があるが、一般的には期中又は年次の会計期間の期首あるいは期末と一致させることが多い。

企業の機能通貨が変更された場合、経営管理者は多くの場合、企業の表示通貨を新しい機能通貨に合わせるように選択する。表示通貨を変更するときに採用されるアプローチについては、下記セクション 7 で説明している。

5.6 機能通貨で記帳を行っていない場合

企業が IAS 第 21 号に基づく機能通貨以外の通貨で自社の会計帳簿への記帳を行うことがある。たとえば、所在国の法的要請により、現地の通貨で取引の記録を行うことがある。その場合、企業は財務諸表を作成する時点で、上記セクション 5.1 から 5.3 で説明している規定に従って、すべての金額を機能通貨に換算する。[11] このプロセスは、すべての項目が機能通貨で当初から記帳されていたら発生した金額と同じ金額にするものである。たとえば、貨幣性項目は決算日レートを用いて機能通貨に換算され、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、その取引を認識した日の為替レートを用いて換算しなければならず、その結果、現地通貨建ての取引から換算差額が生じることになる*[IAS 21.34]*。

6 機能通貨以外の表示通貨の使用

企業は関連する法令及び規制の要件に従い、どの通貨（又は複数の通貨）によっても、その財務諸表を表示することができる（上記セクション 3 を参照）*[IAS 21.38]*。

IAS 第 21 号からの抜粋	
38	企業は、財務諸表をどの通貨（又は複数の通貨）で表示することもできる。表示通貨が企業の機能通貨と異なる場合には、企業は業績と財政状態を表示通貨に換算する。例えば、企業集団の中に機能通貨が異なる個々の企業が含まれている場合には、各企業の業績と財政状態は、連結財務諸表を表示できるように共通の通貨で表現される。

「グループ」の機能通貨という概念は存在しない。グループに属する企業が、それぞれ独自の機能通貨を有している場合、各企業の財政状態及び業績は、最終的に連結財務諸表で使用される表示通貨に換算しなければならない*[IAS 21.18]*。

この換算手続に関する IAS 第 21 号の規定を下記で説明している。ここで用いられる手続は、在外子会社を連結財務諸表に組み入れる場合のみならず、関連会社及び共同支配の取決め（ジョイント・アレンジメント）の業績を取り込む場合にも適用される*[IAS 21.44]*。これらの手続は、在外支店の業績が財務諸表を作成する個別の事業体又は子会社を持たない企業の財務諸表に含められる場合、又は IAS 第 27 号に従い個別財務諸表を作成する企業が機能通貨以外の通貨で財務諸表を表示する場合にも適用される。

これらの手続に加えて、IAS 第 21 号には、在外営業活動体の業績及び財政状態が表示通貨に換算される場合に適用される追加的な規定があり、在外営業活動体は、連結又は持分法により報告企業の財務諸表に含めるためにそれらの規定を適用することになる*[IAS 21.44]*。こうした追加手続は下記セクション 6.3 から 6.5 で説明している。

6.1 表示通貨への換算

IAS 第 21 号における換算方法は、企業の機能通貨が超インフレ経済下の通貨か否かによって異なる。また、超インフレ経済下の通貨である場合には、超インフレ経済下の通貨である表示通貨に換算されるか否かにより、さらに異なる。超インフレ経済については、IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」（第 16 章「超インフレ」セクション 2.3 を参照）で定義されている。後述するが、IAS 第 21 号の規定は、以下のようにまとめることができる。

	表示通貨	
	超インフレではない	超インフレ
超インフレではない機能通貨		
資産／負債		
▸ 当期	決算日レート（当期末日）	決算日レート（当期末日）
▸ 比較期間	決算日レート（比較期間の末日）	決算日レート（比較期間の末日）
資本項目		
▸ 当期	規定なし	規定なし
▸ 比較期間	規定なし	規定なし
収益／費用（その他の包括利益に認識された項目を含む）		
▸ 当期	実際のレート （又は適切な当期の平均レート）	実際のレート （又は適切な当期の平均レート）
▸ 比較期間	実際のレート （又は適切な比較期間の平均レート）	実際のレート （又は適切な比較期間の平均レート）
累積換算差額	資本の個別項目として表示	資本の個別項目として表示
超インフレの機能通貨		
資産／負債		
▸ 当期	決算日レート（当期末日）	決算日レート（当期末日）
▸ 比較期間	決算日レート（比較期間の末日）	決算日レート（当期末日）
資本項目		
▸ 当期	決算日レート（当期末日）	決算日レート（当期末日）
▸ 比較期間	決算日レート（比較期間の末日）	決算日レート（当期末日）
収益／費用（その他の包括利益に認識された項目を含む）		
▸ 当期	決算日レート（当期末日）	決算日レート（当期末日）
▸ 比較期間	決算日レート（比較期間の末日）	決算日レート（当期末日）
累積換算差額	規定なし	該当なし

2022 年 6 月に解釈指針委員会は、機能通貨及び表示通貨が超インフレの親会社が、機能通貨が超インフレではない子会社の連結に上記でまとめた要求事項をどのように適用すべきかについて議論した。親会社が IAS 第 21 号の要求事項を適用するのに加えて IAS 第 29 号を適用し、報告期間の末日現在の測定単位で超インフレではない子会社の業績及び財政状態を修正再表示するのかについて具体的に検討された。解釈指針委員会は、親会社は修正再表示する会計方針、修正再表示をしない会計方針のいずれも選択できると結論付けた。[12] しかし、追加のリサーチ後、解釈指針委員会は、2023 年 6 月に上記の論点及び機能通貨が超インフレではない経済の通貨であるが財務諸表を超インフレ経済の通貨で表示している企

業に関する事項を扱う狭い範囲の修正を開発するよう IASB に提案した。[13] この論点は第 16 章セクション 12 で詳細に解説している(訳者注:IASB は、2024 年 7 月に公開草案「超インフレ表示通貨への換算 IAS 第 21 号の修正案」を提案した)。

6.1.1 機能通貨が超インフレ経済下の通貨ではない場合

機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる表示通貨に換算しなければならない*[IAS 21.39]*。

(a) 表示される貸借対照表の資産及び負債(比較対象金額を含む)は、それぞれの報告日時点の決算日レートで換算する。
(b) 表示される包括利益計算書又は損益計算書における収益及び費用(比較対象金額を含む)は、それぞれの取引日の為替レートで換算する。
(c) 上記の結果として生じるすべての為替差額は、その他の包括利益に認識する。

実務上の理由から、報告企業は実際の為替レートに近似するレート、たとえば期中平均レートを収益及び費用項目の換算に用いることもできる。しかし、為替レートが著しく変動している場合には、期中平均レートの使用は適切ではない*[IAS 21.40]*。

上記セクション 5.1.2 で説明したが、IFRIC 第 22 号は、特に関連する取引が発生する前に支払いが行われるか又は受領する場合に、企業が外貨建取引を機能通貨で記録する目的での「取引日」を決定する方法について扱っている。

弊法人のコメント

我々は、上述のガイダンスは企業による業績の表示通貨への換算に適用されず、この目的での取引日は、収益又は費用が在外営業活動体の純損益又はその他の包括利益に記録される日になると考えている。

在外営業活動体はたとえばキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用の結果などのように、以前にその他の包括利益として認識した利得又は損失を純損益へと組み替えることがある。しかし、IAS 第 21 号はこうした組替えをどのように表示通貨に換算すべきかについて明確に述べていない。我々の経験によると、IAS 第 21 号第 39(b)項に従い、在外営業活動体の収益又は費用として組替日の為替レートで換算することが最も一般的なアプローチであると考えられる。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、これは在外営業活動体自身の財務諸表で報告されているヘッジ会計をよりよく反映している。それにもかかわらず、組替調整は収益又は費用を表していないと主張する者もいる。その場合には、IAS 第 21 号第 39(b)項は適用されず、組替えは当初の利得又は損失が発生した日の取得時の為替レートを使用して換算される。

弊法人のコメント

我々は、上述で説明したアプローチの双方が、会計方針の選択として受け入れ可能と考えている。

上記の換算手続は、資本項目の換算について限定的に触れているのみだが、上記組替調整の換算に関する会計方針の選定は、企業が残額が剰余金に残ることを防ぐために、関連する資本項目の残高を換算するかどうかという選択に影響を与える可能性が高い。当該項目の処理については下記セクション 6.2 で述べる。

IAS 第 21 号は上記の項目(c)で言及されている換算差額が以下に起因することを示している *[IAS 21.41]*。

- 取引日レートで収益及び費用を換算し、決算日レートで資産及び負債を換算することによる。当該為替差額は、純損益として認識されている収益及び費用項目ならびに、その他の包括利益に認識されている収益及び費用項目の両者について生じる。
- 前期の決算日レートとは異なる当期の決算日レートで期首純資産を換算することによる。

実際のところ、上記が完全に正確というわけではない。これは、企業が当該期間に純資産の変動をもたらすような取引を株主と行っている場合、当該取引の換算に用いられたレートと決算日レートとの間に差異が存在すれば、さらに換算差額を認識しなければならない可能性が高いためである。特に、親会社が子会社の持分を追加で引き受けた場合などがこれに該当する。

この換算差額が純損益で認識されない理由は、為替レートが変動してもこれが営業活動からの現在及び将来のキャッシュ・フローに対し、ほとんど又はまったく直接的な影響を与えないためである *[IAS 21.41]*。

これらの手続の適用について、以下の設例で説明する。

設例 6-1: 超インフレ経済下ではない機能通貨項目を超インフレ経済下ではない表示通貨に換算する場合の会計処理

オーストラリアの企業は、数年前に設立された在外営業活動体を 100 %保有している。この在外営業活動体の設立時の為替レートは、1 豪ドル（A$）＝2FC であった。当該企業は 20X2 年 12 月 31 日に終了する年度における連結財務諸表に子会社の財務諸表を連結している。当該年度末時点の為替レートは 1 豪ドル＝4FC（20X1 年は 1 豪ドル＝3FC）である。便宜上、為替レートは著しく変動しておらず、適切に決定された当該年度の加重平均レートは、1 豪ドル＝3.5FC であり、在外営業活動体の通貨は超インフレ経済下の通貨ではないと仮定する。機能通貨による子会社の当該年度の損益計算書及び期首・期末時点の貸借対照表ならびに、それらを豪ドルに換算した結果は、以下のとおりである。

損益計算書	FC	A$
売上高	35,000	10,000
売上原価	(33,190)	(9,483)
減価償却	(500)	(143)
利息費用	(350)	(100)
税引前利益	960	274
税金	(460)	(131)
税引後利益	500	143

貸借対照表	20X1	20X2	20X1	20X2
	FC	FC	A$	A$
有形固定資産	6,000	5,500	2,000	1,375
流動資産				
棚卸資産	2,700	3,000	900	750
売掛金	4,800	4,000	1,600	1,000
現金	200	600	67	150
	7,700	7,600	2,567	1,900
流動負債				
買掛金	4,530	3,840	1,510	960
未払税金	870	460	290	115
	5,400	4,300	1,800	1,075
正味流動資産	2,300	3,300	767	825
	8,300	8,800	2,767	2,200
長期借入金	3,600	3,600	1,200	900
	4,700	5,200	1,567	1,300

資本金	1,000	1,000	500	500
利益剰余金*	3,700	4,200	1,500	1,643
累積換算差額*			(433)	(843)
	4,700	5,200	1,567	1,300

* 20X1 年の豪ドル建て期首残高は、在外営業活動体が設立されてからの仮定上の累積金額を表している。

資本の個別項目として計上されている累積換算差額の変動額 410 豪ドルは、以下の項目から構成されている。

(i) 期首時点の子会社に対する純投資に関する為替差損 392 豪ドル。これは以下のように計算される。

期首レートによる期首純資産	- FC4,700@3FC=1 豪ドルで換算	1,567 豪ドル
決算日レートによる期首純資産	- FC4,700@4FC=1 豪ドルで換算	1,175 豪ドル
純資産に関する為替差損		392 豪ドル

(ii) 平均レートで換算した純利益すなわち 143 豪ドルと、決算日レートで換算した純利益 125 豪ドルとの差による為替差損 18 豪ドル

累積換算差額が、連結されているが100%所有の子会社ではない在外営業活動体に関するものである場合、非支配持分に帰属する累積換算差額は、連結貸借対照表において非支配持分に配分され、その一部として認識される*[IAS 21.41]*。

機能通貨が超インフレ経済下の通貨ではない企業の換算方法に関する会計方針の記載例を、以下の開示例に示す。

開示例 6-1: Lloyds Banking Group 社（2022 年）　英国

2022 年度年次報告書及び財務諸表（抜粋）

財務諸表（抜粋）

連結財務諸表の注記（抜粋）

注 2 会計方針（抜粋）

（N）外貨換算

各グループ企業の財務諸表に計上される項目は、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨（機能通貨）を用いて測定されております。外貨建取引は取引日の実勢レートを用いて適切な機能通貨に換算しております。外貨建取引の決済及び、外貨建貨幣性資産及び負債の決算日レートによる換算から生じる為替差損益は、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジ又は適格な純投資ヘッジとしてその他の包括利益で認識する場合を除き、損益計算書に計上しております。外貨建ての公正価値で測定されている非貨幣性資産は、その公正価値が算定された日の為替レートで換算しております。純損益を通じて公正価値で測

定される株式及び類似の非貨幣資産などの換算差額は、公正価値評価損益の一部として純損益に認識されております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する非貨幣金融資産（株式等）の換算差額は、当該資産が公正価値ヘッジの対象に指定されている場合を除き、資本の公正価値評価剰余金に含めております。

表示通貨とは異なる機能通貨を有するすべてのグループ企業の業績及び財政状態は、以下のように表示通貨に換算されます。在外企業の取得により生じたのれん及び公正価値修正を含む、在外営業活動体の資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートによりポンドに換算されております。在外営業活動体の収益及び費用は、それらが換算される取引日の実勢為替レートに近似しない場合を除き、平均為替レートを用いてポンドに換算されております。

在外営業活動体の換算により生じた換算差額は、それらの投資に対するヘッジ手段に指定される借入及びその他の通貨商品の換算から生じる換算差額と合わせて、その他の包括利益で認識され、資本の個別項目として累積しております（上記（F）(3)を参照）。在外営業活動体の処分又は清算時には、在外営業活動体に関連する換算差額の累計額は資本から振り替え、処分又は清算損益に含めております。

IASB は、代替的な換算方法、すなわち直近の決算日レートですべての金額（比較情報を含む）を換算する方法も検討した。この方法にはいくつかの利点がある。適用するのが簡単である、新たな利得や損失を生じることがない、総資産利益率などの指標を変化させないことである。この方法の支持者は、異なる通貨で金額を表すのみの方法は、機能通貨で測定される金額間の関係を保つものであると主張した*[IAS 21.BC17]*。この方法を支持する意見は、企業が連結財務諸表に在外営業活動体を含める際の換算に念頭に置いたものというよりは、IASB が企業に機能通貨以外の通貨で財務諸表を表示することを認める提案を前提としていたと思われる。しかしながら、このアプローチには、過去に報告された比較情報を修正再表示しなければならない大きな欠点があった。

IASB はこの代替案を棄却し、従前の IAS 第 21 号に定められていた在外営業活動体の財務諸表の換算方法を採用することを決定した*[IAS 21.BC20]*。この方法では、在外営業活動体の財務諸表が、最初に別のグループ企業の機能通貨に換算しそれから表示通貨に換算されようと、あるいは表示通貨に直接換算されようと、表示通貨では同じ金額になると説明されている*[IAS 21.BC18]*。我々は、換算過程が一段階又は二段階にかかわらず、貸借対照表において同じ金額が算定される点には同意する。しかし、損益項目については、特に間接的に所有する在外営業活動体を処分した場合には、必ずしも同じ結果になるとは限らない。この点については、下記セクション 6.1.5 及び 6.6.3 で詳細に説明する。また、平均レートが用いられた場合にも、上記 2 つの方法で差異が生じる（もっとも、当該差異の重要性は乏しい可能性が高いと考えられる）。

IASB は、この採用された方法であれば、多国籍企業集団の財務諸表をどの通貨で表示するのかを表示通貨に換算する前に決定する必要がなくなる、と説明している。さらに、この方法では、単独の企業についても機能通貨が表示通貨である親会社と同様の子会社と表示通貨での金額が同じになる*[IAS 21.BC19]*。たとえば、スイス・フランを機能通貨とするスイスの企業が財務諸表をユーロで表示するためにユーロに換算された金額は、同一の会社が仮に財務諸表をユーロで表示している親会社に連結される子会社（機能通貨はスイス・フラン）であった場合と換算結果は同じになる。

6.1.2 機能通貨が超インフレ経済下の通貨である場合

機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる表示通貨に換算しなければならない*[IAS 21.42]*。

(a) すべての金額(すなわち、資産、負債、資本、収益及び費用(比較対象金額を含む))は、次の場合を除き、直近の貸借対照表日現在の決算日レートで換算しなければならない。

(b) 超インフレ経済下にはない表示通貨に換算される場合、比較情報には、対応する過年度の財務諸表で当期金額として表示された金額(すなわち、事後の物価水準の変動又は為替レートの変動について修正していない金額)を用いなければならない。

同様に、子会社など在外営業活動体の機能通貨が超インフレ経済下の通貨となったため、その期に初めてIAS第29号を適用する場合も、親会社の連結財務諸表における比較情報については超インフレの影響に関して修正を行わない。また、資本の個別項目に累計されたそのような在外営業活動体に関連する換算差額は、資本の中で振り替えられない。その代わりに、下記セクション6.6に記載しているように、在外営業活動体の処分又は部分的処分による利益又は損失に振り替えられる。[14]

企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨である場合には、上記に示した換算方法を適用する前に、IAS第29号に従って財務諸表を修正再表示する。ただし、超インフレ経済以外の通貨に換算される比較対象金額は除く*[IAS 21.43]*(上記(b)を参照)。

経済が超インフレでなくなり、企業がもはやIAS第29号に従って財務諸表を修正再表示しない場合には、企業は財務諸表の修正再表示を中止した日における物価水準に合わせるように修正再表示された金額を、表示通貨に換算するための取得原価として使用する*[IAS 21.43]*。

設例 6-2: 超インフレ経済下の機能通貨項目を超インフレ経済下ではない表示通貨に換算する場合の会計処理

上記セクション 6.1.1 の設例 6-1 と同じ基本的な事実を使用するが、子会社の機能通貨が超インフレ経済の通貨であると仮定すると、機能通貨での当該年度の子会社の損益計算書と期首及び期末の貸借対照表、ならびにこれらを豪ドルに換算したものは、以下のようになる。IAS 第 29 号の超インフレに関する調整は以下に示されていない。これらの調整の説明については、第 16 章、特にこのような状況における調整の表示方法を説明しているセクション 11 を参照されたい。

損益計算書	FC	A$
売上高	35,000	8,750
売上原価	(33,190)	(8,298)
減価償却	(500)	(125)
利息費用	(350)	(87)
税引前利益	960	240

税金	(460)	(115)
税引後利益	500	125

貸借対照表	20X1	20X2	20X1	20X2
	FC	FC	A$	A$
有形固定資産	6,000	5,500	2,000	1,375
流動資産				
棚卸資産	2,700	3,000	900	750
売掛金	4,800	4,000	1,600	1,000
現金	200	600	67	150
	7,700	7,600	2,567	1,900
流動負債				
買掛金	4,530	3,840	1,510	960
税金	870	460	290	115
	5,400	4,300	1,800	1,075
正味流動資産	2,300	3,300	767	825
	8,300	8,800	2,767	2,200
長期借入金	3,600	3,600	1,200	900
	4,700	5,200	1,567	1,300
資本金	1,000	1,000	333	250
連結修正仕訳*			167	250
利益剰余金**	3,700	4,200	1,500	1,625
累積換算差額**			(433)	(825)
	4,700	5,200	1,567	1,300

* 連結修正仕訳に加えて、修正再表示後の豪ドル建て株式資本の金額は、設立日の為替レート 1 豪ドル=2FC、つまり 500 豪ドルで計上された親会社の子会社に対する投資から消去される。設例に IAS 第 29 号の超インフレ修正が組み込まれている場合、この差額には、表示通貨への換算と超インフレによる修正再表示の両方の影響が含まれる。

** 20X1 年の豪ドル建て期首残高は、在外営業活動体の設立以降の仮定上の累積金額を表している。

留保利益の変動は当期利益 125 豪ドルで表され、累積換算差額の変動は 392 豪ドルの為替差損であり、為替変動による期首純資産の減少を表し、次のように計算される。

期首レートによる期首残高	- FC4,700@3FC=1 豪ドルで換算	1,567 豪ドル
決算日レートによる期首残高	- FC4,700@4FC=1 豪ドルで換算	1,175 豪ドル
為替差損		(392) 豪ドル

IAS第21号第42項は、このプロセスから生じる可能性のある換算差額に言及していないため、従来、そのような換算差額（及び為替レートの変動によって生じる株式資本の変動についても）をどのようにすべきかは不明確と考えられていた。通常、それらは、IAS第29号の適用から生じる関連する調整（上記の設例では無視している）と合わせて、その他の包括利益又は直接資本で認識されていた。[15]

ただし、2020年3月にIFRS解釈指針委員会は、上記の為替差額をその他の包括利益で認識しなければならないことを明確にした。当該アジェンダ決定は、IAS第29号の適用による調整をどのように表示すべきかについても取り扱っている。この問題のより広範な説明は第16章セクション11に含まれているが、要約すると、当該調整も含めて換算差額であると考えた場合はその他の包括利益に認識され、そうでない場合は直接資本に認識される。[16]

機能通貨が超インフレ経済下の通貨である企業の換算方法に関する会計方針の記載例を、以下の開示例に示す。

開示例 6-2: Unilever 社（2021 年）	英国

Unilever 2021 年度年次報告書及び計算書類（抜粋）

財務諸表（抜粋）

連結財務諸表への注記 Unilever Group （抜粋）

会計情報及び方針（抜粋）

外国為替

連結財務諸表はユーロ建てで表示しています。当社の機能通貨は英ポンドです。個別のグループ会社の財務諸表はそれぞれの機能通貨で記録され、機能通貨は各企業が営業活動を行っている主たる経済環境の通貨になります。

個々のグループ会社における外貨建取引は、取引日時点為替レートを用いて機能通貨に換算されます。これらの取引の決済及び期末時点の為替レートによる貨幣性資産及び負債の換算から生じる為替差損益は、適格ヘッジとして資本に繰り延べられる場合を除き、損益計算書に認識されます。

連結財務諸表を作成するにあたり、個々のグループの残高は、それぞれの機能通貨からユーロに換算します。超インフレ下にある経済のグループ会社の財務諸表（以下を参照）以外については、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び資産及び負債のその他の変動はすべて、平均為替レート（取引の換算レートの代替として）で換算され、より適切な場合は取引レートで換算しています。資産及び負債は期末換算レートで換算されます。

機能通貨が超インフレ下の経済の通貨であるグループ会社の財務諸表は、インフレ率について調整した上で、貸借対照表日時点の為替レートを用いてユーロに換算しています。比較目的における過年度について表示される金額は変更していません。超インフレの有無を確認するために、当グループは、過去 3 年間の累積インフレ率など当該国の経済環境の、定性的及び定量的特徴を評価しています。

当社の普通株式資本は、株式が発行された日時点の過去のレートを用いてユーロに換算しています（146 ページの注 158 を参照）。

当期間中に為替レートが在外営業活動体の純資産に及ぼす影響は資本に記録しています。この目的において、純資産には、決済が予定されていない、又は予見可能な将来に決済が発生する可能性が低い場合のグループ企業間の融資及び関連する外貨建契約も含まれます。

当グループは、純投資が直接保有されている、又は中間の親会社を通じて保有されているかに関係なく、在外営業活動体の機能通貨と親会社の機能通貨の間に生じる一部の換算差額にヘッジ会計を適用しています。外貨建純投資ヘッジに指定される金融負債の再換算から生じる差額は、ヘッジが有効な範囲で資本に記録しています。ヘッジが非有効な場合には、これらの差額は純損益に計上されます。

2004 年 1 月 1 日の IFRS への移行日以降生じた累積換算差額は、その他の剰余金の別個の構成要素に記録しています。売却又は資本の返済のいずれかの結果、グループ会社への持分の処分又は部分的処分があった場合には、当該累積換算差額は、グループ会社の処分に係る損益の一部として、損益計算書に認識しています。

6.1.3 複数の為替レートが存在する場合、特定日の為替レートが存在しない場合及び交換可能性が欠如している場合

複数の為替レートが存在する場合、特定日の為替レートが存在しない場合及び交換可能性が欠如している場合の外貨建取引ならびに残高の機能通貨への換算に関する問題点、及び関連する IAS 第 21 号の規定は、上記セクション 5.1.4 で説明したとおりである。また、このセクションでは、本稿執筆時点で IASB は、通貨の交換可能性が欠如する場合に企業が使用する直物為替レートについて定めることを意図したプロジェクトに関する作業を実質的に完了したと説明している、したがって、IAS 第 21 号の改訂は 2023 年 8 月に公表され、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から強制適用される見込みである。この点は下記セクション 11.1 で詳細に解説している（訳者注：IASB は、2023 年 8 月に「交換可能性の欠如（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正）」を公表した）。

しかし、これらの改訂が適用されるまでは、IAS 第 21 号は、企業の業績及び財政状態を異なる表示通貨に換算する文脈で（特に在外営業活動体の業績及び財政状態を、連結又は持分法により報告企業の財務諸表に取り込むために換算する場合）、上述した論点について言及していない。

IFRS解釈指針委員会は実務の趨勢として、特定日の為替レートが一時的に存在しない場合には、取引及びその残高に関するIAS第21号の規定、すなわち「使用するレートはその後最初に交換し得た時点のレートである」に従うべきであると言及している。この文脈では、為替レートは、純投資全体をみると将来のキャッシュ・フローが決済される可能性のあるレートになる。[17] 米国会計基準では、特に異常な状況が存在しない限り、在外営業活動体の財務諸表の換算に用いる為替レートは、配当の送金時に用いられるレートとすると定められており、上記のアプローチはこれとおおむね整合している。

IAS第21号は、交換可能性が長期的に失われた状況に特に触れていない。2023年8月に公表が見込まれる本改訂の適用前では、ベネズエラ通貨の文脈におけるこの問題に関するIFRS解釈指針委員会の検討を含む、上記セクション5.1.4.Cでの説明が関連する。使用する適切な為替レート（又は複数の為替レート）を決定するには、判断を要する。企業が適切な為替レート（又は複数の為替レート）を決定する際は、企業固有の実態ならびに企業が置かれた環境、特に特定の為替レートを使用して通貨を換算する又は取引の決済を実行するための法的能力、及び企業が特定の交換メカニズムを使用する意図

（当該メカニズムを通じて利用可能な為替レートが公表されているか、又はただちに決定可能かを含む）を検討する。IFRS解釈指針委員会によって強調され、下記セクション10.4に含まれている開示規定も、これらの状況に関連する。

6.1.4 平均レートの算定

機能通貨が超インフレ経済下の通貨ではない企業の業績を換算する場合、収益及び費用項目の換算については実務上の理由から実際の為替レートに近似するレート、たとえば特定の期間における平均レートを用いる場合がある*[IAS 21.40]*。

この点、IAS第21号は、期中平均レートを決定する場合に考慮すべき要因についてはガイダンスを与えておらず、単に「為替レートが著しく変動している場合には、一定期間の平均レートの使用は不適切である」と説明しているのみである*[IAS 21.40]*。

企業が用いることのできる適切な平均レートの計算方法としては、どのような方法があるだろうか。考えられる方法は以下のとおりである。

(a) 中間期末の為替レート
(b) 期首及び期末時点の為替レートの平均
(c) 月末又は四半期末のレートの平均
(d) 月中平均レートの平均
(e) 月末又は四半期末の為替レートでの月次業績又は四半期業績の換算
(f) 月次又は四半期平均レートでの月次業績又は四半期業績の換算

設例 6-3: 平均レートの算定

あるスペインの企業は在外子会社を有しており、20X2 年 4 月 30 日に終了する会計年度の連結財務諸表を作成している。当該子会社の業績の換算には平均レートを用いる予定である。1 ユーロに対する FC の為替レートは、以下のとおりである。

月	月末	月平均	四半期平均	年平均
20X1 年 4 月	1.67			
20X1 年 5 月	1.63	1.67		
20X1 年 6 月	1.67	1.64		
20X1 年 7 月	1.64	1.65	1.65	
20X1 年 8 月	1.67	1.64		
20X1 年 9 月	1.70	1.63		
20X1 年 10 月	1.67	1.68	1.65	
20X1 年 11 月	1.65	1.70		

20X1 年 12 月	1.66	1.66		
20X2 年 1 月	1.64	1.67	1.68	
20X2 年 2 月	1.60	1.65		
20X2 年 3 月	1.61	1.63		
20X2 年 4 月	1.61	1.62	1.63	1.65

月末の平均レート— 1.65

四半期末の平均レート— 1.64

20X2 年 4 月 30 日までの 12 ヵ月間の当該子会社の業績、及び上記のそれぞれの方法を用いた場合の換算額は、以下のとおりとなる。

方法(a)	FC31,050 @ 1.67 = €18,593
方法(b)	FC31,050 @ 1.64 = €18,933
方法(c)−月末	FC31,050 @ 1.65 = €18,818
方法(c)−四半期末	FC31,050 @ 1.64 = €18,933
方法(d)	FC31,050 @ 1.65 = €18,818

月		(e) 四半期末	(e) 月末	(f) 四半期平均	(f) 月中平均
	FC	€	€	€	€
20X1 年 5 月	1,000		613		599
20X1 年 6 月	1,100		659		671
20X1 年 7 月	1,200	2,012	732	2,000	727
20X1 年 8 月	1,300		778		793
20X1 年 9 月	1,300		765		798
20X1 年 10 月	1,350	2,365	808	2,394	804
20X1 年 11 月	1,400		848		824
20X1 日 12 月	1,400		843		843
20X2 年 1 月	2,000	2,927	1,220	2,857	1,198
20X2 年 2 月	5,000		3,125		3,030
20X2 年 3 月	10,000		6,211		6,135
20X2 年 4 月	4,000	11,801	2,484	11,656	2,469
合計	31,050	19,105	19,086	18,907	18,891

このように、最も簡単な方法は、(a)から(d)までの方法であることが分かる。

弊法人のコメント

我々は、(a)と(b)の方法は、その期間全体を通じた為替レートの変動を適切に加重した値となっていないため、為替レートが著しく変動する期間については、通常はこれらの方法は用いられないと考えている。これらの方法は、為替レートが安定しているか、又は当該期間にわたり一定の率で上昇ないし下落する場合にのみ、許容しうる結果をもたらす可能性があると考えられる。

(c)のうち四半期末の為替レートを基にする方法も同様の欠点があるため、通常は用いられない。(c)のうち月末の為替レートを基にする方法及び(d)の方法は、年間を通じてより多くの為替レートを考慮していることから、これまで述べた方法よりは優れている。また、(c)と(d)の方法では、(d)の方法の方が日々の為替レートの変動を考慮しているため、より正確である。(d)の方法は収益及び費用項目に季節的変動がなければ、通常、合理的で許容可能な結果をもたらすこととなるだろう。

大半の主要通貨については、月次平均レートが、政府、銀行及びその他の機関によって公表されている可能性が高いので、企業が独自にこれらを算定する必要はない。したがって、年間の平均レートの算定作業はそれほど負担にはならないと考えられる。

収益及び費用項目に季節的変動がある場合、報告期間全体に対して単一の平均レートを用いることは、実際の為替レートを適用した結果と合理的に近似する可能性は低い。この場合には、項目ごとに適切な為替レートを適用すべきである。たとえば、月次の数値と為替レートを用いて計算する(e)又は(f)の方法を使用することが望ましい。これらの方法が用いられる場合には、期間との対応が正確となるよう、また、カットオフ手続が適切になされることに注意を払う必要がある。そうでなければ、重要な項目が誤った平均レートで換算されてしまう可能性がある。

以上、平均レートについて説明を行ったが、単発的に発生した重要な収益及び費用項目が存在する場合には、取引日における実際の為替レートを当該項目の換算に用いることが必要となるであろう。

6.1.5 下位グループ(サブ・グループ)が存在する在外営業活動体の会計処理

中間親会社を有する企業グループの報告企業は、直接連結法もしくは段階的連結法のいずれかを採用することができる。直接法では、在外営業活動体の財務諸表は最上位の親会社の表示通貨に直接換算される。段階法では、在外営業活動体の財務諸表は、最初に中間親会社の機能通貨に換算され、その後、最終親会社の表示通貨に換算される*[IFRIC 16.17]*。

IAS第21号の結論の根拠では、上記のどちらの方法によったとしても、表示通貨でみれば同じ結果になると主張されている*[IAS 21.BC18]*。ただし、下記セクション6.6.3、特に設例6-11に説明しているように、またIFRS解釈指針委員会によって認められているように、[18] この主張は特定の状況では明らかに事実ではない。

IAS第21号の各種規定上は直接法を用いることが前提とされているようでもあり、また、IFRS解釈指針委員会も概念的には直接法が正しい方法であることを指摘していたが、[19] IAS第21号では、直接法を使用すること、又はそれと同じ結果になるように調整を行うことは要求されていない。むしろ、企業は、これら2つの方法のいずれを使用すべきか会計方針を選択することができ、すべての純投資に対して一貫して使用すべき

である[IFRIC 16.17]。

6.2 資本項目の換算

機能通貨が超インフレ経済下の通貨ではない企業の業績及び財政状態の換算方法については、上記セクション6.1.1で説明しているが、そこでは、資本項目の換算方法については限定的にしか述べられていない。この点について、IAS第21号の公開草案では、以下のように述べられていた。「(前略)当該期間に認識される収益及び費用から生じるもの以外の資本項目は、(中略)決算日レートで換算しなければならない」。しかし、IASBは、IAS第21号において最終的に資本項目の換算に用いる為替レートについては明記しないこととした。[20] しかも、この点に関しては結論の根拠においても何ら説明されていない。

それでは、資本項目の換算はどのように行うのであろうか。

6.2.1 資本金

企業が機能通貨以外の通貨で財務諸表を表示する場合、企業が外貨建資本金を発行する場合に生じる問題と同じ問題が生じる(上記セクション5.4.4を参照)。このような状況では、企業の資本金(普通株式、又は償還不能なため資本性金融商品に分類されているもの)も、取得時レートで換算することが適切であると思われる。

米国会計基準でも、これらの資本項目は、テンポラル法が適用される場合に取得時の為替レートを用いて測定される非貨幣性項目の例として挙げられている(上記セクション5.4.4を参照)。IAS第21号では取得原価で測定される外貨建ての非貨幣性項目は、取得時レートを用いて換算されなければならない(上記セクション5.2を参照)。取得時レートでの換算とは、株式発行日の為替レートが用いられることが意図されている。しかし、子会社が親会社の通貨に合わせるために、同様の通貨で財務諸表を表示する場合においては、子会社となった日に発行済であった株式に関する資本の換算に使用する為替レートは、子会社になる前の株式発行日ではなく、子会社となった日の為替レートの方がより適切な場合があると考えられる。

弊法人のコメント

我々は、仮に、これらの資本を決算日レートで換算する場合、IAS 第 21 号によって為替差額をその他の包括利益に認識する方法も、資本の個別項目(累積換算差額)として計上する方法も適切ではなく(なぜならこうした場合、将来、当該企業の営業活動体の一部を処分する際に、為替差額が資本から純損益に振り替えられるため)、利益剰余金又はその他の剰余金に計上すべきであると考えている。

したがって、資本金を株式発行時の為替レートで換算した金額で維持しても、(決算日レートで換算して)換算差額を資本に計上しても、いずれの場合も企業の資本全体の金額には影響しない。

6.2.2 株主との取引により生じるその他の資本項目

資本金以外にも、株式払込剰余金など、株式の発行によるその他の資本項目（資本剰余金）の残高が存在する場合がある。資本金と同様に、これらの残高も株式発行時の為替レート又は決算日レートのいずれかで換算する。

弊法人のコメント

我々は、どちらの為替レートを用いるにせよ、それは資本金に用いられた処理と整合すべきであると考えている。我々は、この場合においても、決算日レートで換算することにより換算差額が発生する場合は、当該換算差額をその他の包括利益に認識したり、IAS 第 21 号に定められる資本の個別項目（累積換算差額）として認識することは適切ではないと考えている。

企業が自己株式を取得し、IAS 第 32 号の規定に基づき資本から控除した場合も、同様のアプローチを採用する（（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 4 章セクション 9 を参照）。

6.2.3 その他の包括利益で認識される収益及び費用から生じるその他の資本項目

IAS第21号では、その他の包括利益において認識される収益及び費用は取引日の為替レートで換算される*[IAS 21.39(b)、IAS 21.41]*。このような項目の例には、以下の利得及び損失が含まれる。

- IAS 第 16 号における再評価された有形固定資産（第 18 章セクション 6.2 を参照）及び IAS 第 38 号「無形資産」における再評価された無形資産（第 17 章「無形資産」セクション 8.2 を参照）
- IFRS 第 9 号に基づき、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品への投資、及び純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（それぞれ『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 7 章セクション 2.3、2.5 及び 2.4 を参照）
- IFRS 第 9 号に基づくキャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 10 章を参照）
- IAS 第 12 号におけるその他の包括利益に認識された当期税金額及び繰延税金額（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第 33 章「法人所得税」セクション 10 を参照）

これらの損益が資本の個別項目又はその他の構成要素として累積された場合には、各期末残高は当該損益の累積換算金額を表すことになる。しかし、IAS第21号ではこの点について何ら言及されていないので、これらの資本項目の残高を決算日レートで換算することは容認されるものと思われる。

事後的に純損益に振り替えられる資本項目の残高（たとえば、在外営業活動体のキャッシュ・フロー・ヘッジの剰余金）の取扱いは、一般に、組替調整額を換算するために使用する為替レートに左右される（このトピックについては、上記セクション6.1.1で説明している）。組替調整額が組替日の為替レートを用いて

換算される場合、資本項目で認識されていたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高を決算日レートで換算することは、ヘッジ会計の処理が完全に終わったときに剰余金の残高はなくなることを意味する。反対に、組替調整額が当初の利得又は損失の発生日時点の為替レートを使用して換算される場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高が換算されず、組替調整したタイミングで剰余金に残る部分はなくなる。ただし、これらの残高が、当初の換算時のレートで引き続き計上されていても、決算日レートで換算されたとしても、処理方法の違いにより企業の資本全体の金額に影響を与えることはない。

6.3 グループ内取引から生じた換算差額

在外営業活動体の業績及び財政状態を報告企業に組み入れるにあたっては、子会社のグループ内債権・債務及びグループ内取引高の相殺消去のような通常の連結手続に従う*[IAS 21.45]*。こうしたことから、グループ内債権・債務から生じた換算差額は、連結財務諸表におけるグループの純損益に影響を与えないものと思い込んでしまいがちである。しかし、グループ内の貨幣性資産（又は負債）は、それが短期項目又は長期項目のいずれであれ、為替エクスポージャーを有する企業がグループ内債権・債務に関する換算差額を認識することなく、対応するグループ内の負債（又は資産）と相殺消去することはできない。

この換算差額は、個別企業の当期純損益に反映され（上記セクション5.3.1を参照）、下記の場合を除き、換算差額はIAS第21号により、連結財務諸表でも引き続き純損益として計上されることとなる。なぜなら、貨幣性項目はある通貨が他の通貨で決済されるという契約を意味し、報告企業を為替変動による利得又は損失にさらすことになるためである。

6.3.1 在外営業活動体への純投資の一部として計上される貨幣性項目

上記セクション6.3の一般原則の例外は、実質的に、企業の在外営業活動体に対する純投資の一部を形成する残高に換算差額が発生する場合に適用され、たとえば、子会社とのグループ内残高が純投資の一部となる場合などがあてはまる。当該換算差額は連結財務諸表の純損益には認識されず、その他の包括利益に認識され、在外営業活動体が処分されるまで資本の個別項目に累積される*[IAS 21.32, IAS 21.45]*（下記セクション6.6を参照）。

「在外営業活動体に対する純投資」とは、「当該営業活動体の純資産に対する報告企業の持分の額」と定義される*[IAS 21.8]*。これには、企業が在外営業活動体に対して有している受取債権あるいは支払債務である貨幣性項目であって、決済の予定がなく、かつ、予見可能な将来において決済される可能性が低いため、実質的に在外営業活動体に対する企業の純投資の一部となる項目（実質的に資本と同等といえる長期貸付）が含まれる。なお、ここでいう貨幣性項目には、長期債権や貸付金が含まれるが、営業債権又は営業債務は含まれない*[IAS 21.15]*。

6.3.1.A 営業債権又は営業債務を在外営業活動体に対する純投資の一部に含めるか

弊法人のコメント

上記のようにIAS第21号では営業債権や営業債務を純投資の一部に含めないと述べているが、我々は、現金による決済が行われない、又は予見可能な将来において行われる予定がない場合に限って、在外営業活動体に対する純投資の一部に含めることができると考えている。なお、子会社がその親会社からの購入に対する支払いを行うが、(継続的に)新規の購入も行っているため、常に親会社に対する債務を抱えている場合には、個々の取引については決済されているため、このようなグループ内の債権・債務のいかなる部分も子会社に対する純投資の一部とみなすべきではない。

したがって、これらの残高に関する換算差額は、純損益に計上される。これらの要求事項及び我々の見解を以下の設例で示している。

設例 6-4: 債権及び債務を在外営業活動体に対する純投資の一部に含めるか

ある英国の企業A社は、ベルギーの子会社B社を有し、当該子会社に対する1,000,000ポンドの債権を有している。以下の各シナリオにおいて、この債権はA社のB社に対する純投資の一部に含まれるであろうか。

シナリオ 1

当該債権は商品の販売から生じたものに加え、いまだ現金による支払いが行われていない受取利息及び配当金がグループ内取引勘定に累積されたものである。A社とB社は、A社がいつでもこの債権の回収を求めることができることで合意している。この債権は予見可能な将来において決済される可能性が高い。

IAS第21号では営業債権及び営業債務は純投資に含まれないとされているが、我々は、繰り延べられた営業取引残高は必ずしも除外すべきではないと考えている。我々は、このような残高であっても、現金による決済が行われない、又は予見可能な将来において決済が行われる予定がない場合に限っては、在外営業活動体に対する純投資の一部に含めることができると考えている。

このシナリオでは、A社のB社に対する債権の決済は計画されていないが、予見可能な将来に決済が生じる可能性は高い。したがって、当該債権はA社のB社に対する純投資の一部として計上することはできない。「予見可能な将来」という言葉の定義はなく、具体的な期間も示されていない。報告企業が在外営業活動体に対する投資を清算する場合まで決済されない債権についてのみ、純投資の一部として捉えるべきという議論もありうるが、ほとんどの場合にこうした仮定は非現実的であり、それゆえ、予見可能な将来とは、より短い期間として捉えるべきと考えられる。

シナリオ 2

当該債権は、A社のB社に対する貸付金であり、20年間で返済することが合意されている。このシナリオにおけるA社のB社に対する債権は、一定の返済期限が設定されている。これは決済が計画されていることを意味するため、当該債権はA社のB社に対する純投資の一部とはならない。

シナリオ 3

A 社と B 社は、当初、シナリオ 2 の債権を 20 年間で返済することで合意していたが、現在、A 社はこの債権を満期日に、グループ内貸付金として更新するか、又は B 社の資本に振り替えることを決定している。この決定は、B 社に対する長期の戦略的投資を維持しようとする A 社の意図によるものである。

このシナリオでは、貸付金は一定の満期を有しており、一見したところ決済が予定されているので、IAS 第 21 号第 15 項の「(中略)返済は計画されておらず、予見可能な将来において発生する可能性も高くない(中略)」という記述が問題となってくる。しかし、A 社が、満期日に長期のグループ内貸付金として更新するか、又は(B 社の)資本に振り替えることを決定したことは、グループ内債権の実質は、在外営業活動体に対する純投資の一部であり、更新せずに投資を回収する実際の「意図」は存在しないことを意味する。したがって、一定の満期日を有する貸付金であっても、IAS 第 21 号第 32 項に従い、その為替差損益を連結財務諸表上、その他の包括利益で認識し、資本の個別項目として累積するように取り扱うことが適切となる可能性がある。しかし、我々は、貸付金の更新に関する経営者の意図は、たとえば経営会議もしくは取締役会の議事録の形で適切に文書化される必要があると考えている。さらに、このようなグループ内貸付金について、更新を行わずに返済を要求したような過去の実績は、IAS 第 21 号第 32 項の処理に整合しない。

以上を踏まえると、貸付金の目的が長期の戦略的投資である場合に考慮すべき点は、資金提供に際してのグループ内貸付に関する具体的な返済条件ではなく、当該投資及びその最終的な回収に関する企業の全体的な意図であるといえる。

シナリオ 4

当該債権は商品の販売から生じたものに加え、いまだ現金による支払いが行われていない受取利息及び配当金がグループ内取引勘定に累積されたものである。ただし、このシナリオでは、A 社は、子会社である B 社が処分されるときにのみ債権の回収を求めることができることで両社は合意しているが、A 社は B 社を処分する予定はないものとする。

このシナリオでは、A 社の B 社に対する債権は決済が計画されておらず、かつ予見可能な将来において決済が行われる可能性は高くない。「予見可能な将来」という用語は定義されていないが、在外営業活動体が処分される時点を越えることはない。したがって、この債権が在外営業活動体に対する純投資の一部として取り扱われることは適切である。

貨幣性項目が資本と同等の長期性を有するかどうかは、一定の状況では相当な判断を伴うこととなる。

6.3.1.B 在外営業活動体への純投資の一部として計上される貨幣性項目の決済方法

「決済」という用語の意味は、特定の目的のために特定のIFRS会計基準書に規定されている。たとえば、IAS第1号「財務諸表の表示」では現在、負債を流動又は非流動として分類するための決済の意味を指しており(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第3章「財務諸表の開示及び会計方針」セクション3.1.4.Bを参照)、これには自己の資本性金融商品を発行することによる負債の消滅が含まれる*[IAS 1.76A]*。さらに、2018年まで、IASBの概念フレームワークは、ある負債が別の負債に置き換えられたときに決済が生じる可能性があることを示唆していた。ただし、IFRS会計基準では一般的

な定義を規定していない。

弊法人のコメント

我々は、貨幣性項目が実質的に企業の在外営業活動体に対する純投資の一部を形成していることが明らかな場合には、IAS 第 21 号を適用する際に「決済」について異なる意味を使用することが適切な場合があると考えている。これには、企業が在外営業活動体に対する純投資の実質を事実上変更しない方法で貨幣性項目が決済されることを予想している場合に当てはまる。

たとえば、在外営業活動体である子会社に3年間の貸付を行う親会社について検討する。(a)当初の貸付金が満期時に決済されるが、すぐに親会社から同金額で3年間の貸付が再び実行され、(b)そのような貸付金の更新が予見可能な将来にわたって同様に繰り越されること、のいずれもが計画され、その可能性が高い場合には、当初の貸付金及び更新された貸付金は、実質的に親会社の子会社への純投資の一部を表すであろう。同様に、子会社による親会社への株式の発行により貸付金の決済を予想している(又は契約上要求されている)場合も、当該貸付金は親会社の子会社に対する純投資の一部を表すだろう。

6.3.1.C 在外営業活動体への純投資の一部として計上される貨幣性項目の通貨

貨幣性項目が在外営業活動体に対する報告企業の純投資の一部を構成すると判断され、かつ報告企業の機能通貨建てである場合には、その換算差額は在外営業活動体の個別財務諸表のみで発生し、その年度の純損益として認識される。また、貨幣性項目が在外営業活動体の機能通貨建てである場合には、その換算差額は報告企業の個別財務諸表のみで発生し、その年度の純損益として認識される。このような換算差額は、在外営業活動体と報告企業を含む財務諸表(つまり、在外営業活動体が連結又は持分法を用いて会計処理される財務諸表)においてのみ、その他の包括利益に認識され資本の個別項目として累積される*[IAS 21.32, IAS 21.33]*。

設例 6-5: 報告企業又は在外営業活動体の機能通貨建ての貨幣性項目

英国の企業がベルギーに子会社を有している。会計年度末日である 20X1 年 3 月 31 日に、この英国親会社は子会社に 1,000,000 ポンドを貸し付けた。貸付金の返済は計画されておらず、予見可能な将来に返済が実行される可能性は低い。したがって、英国親会社は、貸付金をベルギー子会社への純投資の一部と判断した。20X1 年 3 月 31 日時点の為替レートは、1 ポンド＝1.40 ユーロである。貸付は年度末時点で実行されたため、当年度では認識すべき換算差額は存在しない。

翌年度の 20X2 年 3 月 31 日時点で貸付金の返済は実行されておらず、当該貸付金は引き続きベルギー子会社への純投資の一部とみなされる。20X2 年 3 月 31 日の為替レートは 1 ポンド＝1.50 ユーロ、20X2 年 3 月 31 日で終了する年度の平均為替レートは 1 ポンド＝1.45 ユーロであった。

英国親会社の個別財務諸表では、この貸付金は英国親会社の機能通貨であるポンド建てであることから換算差額は計上されない。一方、ベルギー子会社の個別財務諸表では、親会社に対する負

債は、決算日レートで子会社の機能通貨であるユーロに換算され、その金額は 1,500,000 ユーロとなり、1,500,000 ユーロから 1,400,000 ユーロ(£1,000,000×1.4)を差し引いた為替差損 100,000 ユーロが認識される。この為替差損は、当該年度のベルギー子会社の純損益として計上される。英国親会社の連結財務諸表では、当該年度の子会社の純損益に計上されているこの為替差損は、その年の平均為替レートで換算されるため、68,966 ポンド(€100,000 を£1=€1.45 で換算)の為替差損が発生する。この金額は、ベルギー子会社の損益を表示通貨にするため、平均レートで換算した金額 68,966 ポンドと、決算日レートで換算した金額 66,667 ポンド(€100,000 を£1=€1.50 で換算)との差額の換算差益 2,299 ポンドと合わせて、その他の包括利益に認識され資本の個別項目として累積される。したがって、その他の包括利益に認識される為替差損の総額は 66,667 ポンドとなる。この金額は、20X1 年 3 月 31 日に実行された子会社に対する純投資金額 1,400,000 ユーロに関する為替差損、すなわち 1,000,000 ポンド(€1,400,000 を£1=€1.40 で換算)から 933,333 ポンド(€1,400,000 を£1=€1.50 で換算)を控除した額を表している。

一方、ベルギー子会社に対して 20X1 年 3 月 31 日時点で実行された貸付金が、同額のユーロ建貸付金、すなわち 1,400,000 ユーロであった場合には、その処理は以下のようになる。

英国親会社の個別財務諸表では、ベルギー子会社に対する貸付金は決算日レートで換算され 933,333 ポンド(€1,400,000 を£1=€1.50 で換算)となり、1,000,000 ポンド(€1,400,000 を£1=€1.40 で換算)から 933,333 ポンド(€1,400,000 を£1=€1.50 で換算)を差し引いた為替差損 66,667 ポンドが、当期の純損益に計上される。ベルギー子会社の個別財務諸表では、借入金は機能通貨のユーロで計上されるため換算差額は認識されない。英国親会社の連結財務諸表上は、当期の個別財務諸表で計上された為替差損は、その他の包括利益に認識され資本の個別項目として累積される。上記の場合と同様に、この金額は、20X1 年 3 月 31 日に実行された子会社に対する純投資金額 1,400,000 ユーロに関する為替差損、すなわち 1,000,000 ポンド(€1,400,000 を£1=€1.40 で換算)から 933,333 ポンド(€1,400,000 を£1=€1.50 で換算)を控除した額を表す。

ほとんどの場合、決済が計画されておらず、かつ予見可能な将来において決済が行われそうにないグループ内債権・債務は、報告企業か在外営業活動体のどちらかの機能通貨建てである。だが、このような考え方はすべてのケースに当てはまるわけではない。貨幣性項目が報告企業又は在外営業活動体のいずれかの機能通貨以外の通貨で表示されている場合、報告企業の個別財務諸表及び在外営業活動体の単体財務諸表で生じる換算差額もまた、在外営業活動体及び報告企業を含む財務諸表(すなわち、在外営業活動体が連結又は持分法を使用して会計処理されている財務諸表)ではその他の包括利益に認識され、資本の個別項目に累積されている*[IAS 21.33]*。

6.3.1.D 在外営業活動体に対する純投資の一部として含まれる貨幣性項目の単体財務諸表における取扱い

在外営業活動体に対する純投資の一部を構成する貨幣性項目から生じる換算差額に関する例外規定は、在外営業活動体を含む財務諸表(たとえば、在外営業活動体が子会社である場合の連結財務諸

表）にのみ適用される。すなわち、為替リスクを有している企業の単体財務諸表では、このような換算差額は当該期間の純損益として処理されなければならない。

6.3.1.E グループ内の企業間（親会社を除く）取引により発生した貨幣性項目

上記セクション6.3.1.A及び6.3.1.Cの設例6-4及び6-5でそれぞれ説明したように、在外営業活動体に対する純投資の一部を構成する貨幣性項目に係る換算差額をその他の包括利益に認識するというIAS第21号の規定が、連結財務諸表を作成する親会社と、在外営業活動体である子会社との間における貨幣性項目の取引に適用されるのは明らかである。ただし、IAS第21号第15項の条件が満たされる限り、連結グループ子会社からの（通貨を問わない）他のグループ子会社に対する貸付は、純投資としての処理の要件を満たす*[IAS 21.15A]*。

6.3.1.F 在外営業活動体に対する純投資の一部となる貨幣性項目

グループ内の貨幣性項目に関する企業の計画と見込みは、時の経過とともに変化することがあるため、そうした項目の状況を各期間で評価する。たとえば、親会社が子会社への資金供与を必要と判断し、追加の資本拠出を行う代わりに、これまで通常の貨幣性項目とされていた既存のグループ内貸借勘定を長期の繰延営業債権とし、当該債権について予見可能な将来において返済を求めないことを決定することがある。

弊法人のコメント

我々は、このような「資本拠出」は、グループ内取引勘定を再指定することを決定した時点で行われたとみなすべきと考えている。したがって、その日までに生じた換算差額は純損益に計上され、その後に生じる換算差額は、連結時にその他の包括利益に計上される。

以下の設例でさらに詳しくこの点について説明している。

設例 6-6: 在外営業活動体に対する純投資の一部となる貨幣性項目

英国企業はカナダの 100%子会社を有しており、20X1 年 12 月 31 日時点のその子会社の純資産は 2,000,000 カナダ・ドルであった。純資産の金額は、英国親会社に対する負債 250,000 ポンドを考慮した後の金額である。この負債は、20X1 年 12 月 31 日時点のカナダの子会社の貸借対照表上、1 ポンド＝2.35 カナダ・ドルの決算日レートにより 587,500 カナダ・ドルとして計上されていた。

20X2 年 6 月 30 日に為替レートが 1 ポンド＝2.45 カナダ・ドルの時点で、親会社はカナダの子会社への資金供与を行うために、当該 250,000 ポンドの負債を、予見可能な将来において返済を求めない長期負債とすることを決定した。その結果、親会社は、それ以後この貸付金を子会社に対する純投資の一部とみなした。

20X2 年 12 月 31 日に終了する年度において、カナダの子会社は、親会社に対する負債から生じる為替差損益以外の純損益は計上していない。20X2 年 12 月 31 日の為替レートは、1 ポンド＝2.56 カナダ・

ドルであり、20X2 年 12 月 31 日に終了する年度の平均為替レートは、1 ポンド＝2.50 カナダ・ドルであった。

カナダ・ドル表示の子会社の財務諸表は決算日レートで換算され、以下のようになる。

貸借対照表	20X2 年 12 月 31 日		20X1 年 12 月 31 日	
	C$	£	C$	£
資産	2,587,500	1,010,742	2,587,500	1,101,064
親会社に対する負債	640,000	250,000	587,500	250,000
純資産	1,947,500	760,742	2,000,000	851,064
損益計算書				
累積換算差額	(52,500)			

親会社の在外営業活動体に対する債権が純投資の一部でない場合、この為替差損は、平均為替レートで換算され、連結純損益に 21,000 ポンドで計上される。一方、純投資額が 2,000,000 カナダ・ドルであるとした場合は、為替差損 69,814 ポンド（851,064 ポンドから 781,250 ポンド（C$2,000,000 を C$1＝$2.56 で換算）を控除したもの）と、損益を平均為替レートで換算した 21,000 ポンドと決算日レートで換算した 20,508 ポンドの差額である 492 ポンドの為替差益との合計が、その他の包括利益に認識される。

親会社は、現在、上記債権を子会社に対する純投資の一部とみなしている。それゆえ、いつの時点でこれが生じたと考えるのか、また、その換算差額をどのように算定すべきかという問題が生じる。IAS 第 21 号ではこの点に関する説明はされていない。

我々は、このような「資本拠出」は、グループ内取引勘定の再指定を決定した時点で行われたとみなすべきであると考えている。この時点までに当該取引勘定から生じていた換算差額を純損益に計上する。この時点以後に発生した換算差額のみを連結上その他の包括利益に認識する。長期性の貸付金に変更されたグループ内取引勘定は、決済の予定がなく、予見可能な将来において決済される可能性も低いと企業（英国親会社）が決定した時点、すなわち 20X2 年 6 月 30 日に、当該企業（英国親会社）の在外営業活動体（カナダ子会社）に対する純投資の一部となる。この結果、当該長期性の貸付金から生じる換算差額は、その時点から、その他の包括利益で認識され、資本の個別項目として累積される。なお、純投資への再指定日において、仮に実際に資本拠出が行われた場合も、同じ会計処理が行われる。

20X2 年 6 月 30 日時点で子会社は、グループ内取引勘定を 612,500 カナダ・ドル（£250,000 を£1＝C$2.45 で換算）に換算し、それまでに生じた為替差損は 25,000 カナダ・ドルとなる。この金額を平均為替レートを用いて換算した 10,000 ポンドを連結純損益に計上し、234 ポンドの換算差益（平均為替レートで換算した金額である 10,000 ポンドと決算日レートで換算した金額である 9,766 ポンドとの差額）をその他の包括利益で認識する。したがって、11,000 ポンド（21,000 ポンド−10,000 ポンド）から純損益に計上される為替差益の減少分 258 ポンド（492 ポンド−234 ポンド）を控除した金額が、その他の包括利益で認識される。この金額は 612,500 カナダ・ドルの「資本拠出」に関連する為替差損を表し、資本拠出した金額は決算日レートでの換算により、当初金額 250,000 ポンドより 10,742 ポンド少ない 239,258 ポンドとなる。

「資本拠出」が会計年度の期首時点で行われたとみなす方法を採用することにより、当期中に生じた換算差額のすべてを首尾一貫した方法により処理できるという利点を強調する者もいるが、上記の理由から、そのようなアプローチは容認されないと考えられる。

仮に、グループ内取引勘定が 250,000 ポンドではなく、カナダ・ドル建てで 587,500 カナダ・ドルであったと仮定すると、親会社は為替リスクにさらされることになるが、この場合、どのようになるのであろうか。

20X1 年 12 月 31 日及び 20X2 年 12 月 31 日それぞれの子会社の純資産は、以下のとおりである。

資産	C$2,587,500
親会社に対する負債	C$587,500
純資産	C$2,000,000

グループ内取引勘定がカナダ・ドルで表示されているので、換算差額は子会社の純損益には計上されない。しかし、親会社では以下のように為替差損が発生する。

C$587,500	@2.35 =	£250,000
	@2.56 =	£229,492
		£20,508

上述のとおり、連結財務諸表上、グループ内取引勘定は投資持分の一部とみなされているため、その金額の一部はその他の包括利益に認識されることになる。上述の理由により、我々は、その他の包括利益に認識されるのは、再指定日、すなわち 20X2 年 6 月 30 日以後に生じる換算差額のみであると考えている。

この考えに基づき換算差損は以下のように分割される。

C$587,500	@2.35 =	£250,000	
	@2.45 =	£239,796	
			£10,204
	@2.45 =	£239,796	
	@2.56 =	£229,492	
			£10,304

20X2 年 6 月 30 日までに生じた為替差損 10,204 ポンドは連結純損益、それ以降に生じた為替差損 10,304 ポンドはその他の包括利益に認識されることになる。この場合の「資本拠出」は、前の設例では 612,500 カナダ・ドルとなっていたのに対し、この例では 587,500 カナダ・ドルとなっており、ポンド建ての場合と結果は異なる。

6.3.1.G 在外営業活動体への純投資の一部ではなくなる貨幣性項目

前のセクションでは、既存の貨幣性項目が事後的に在外営業活動体に対する純投資の一部を構成することになった場合について説明した。それでは、状況の変化により返済計画が立てられた、又は予見可能な将来に決済が行われる可能性が高くなった場合、あるいは、実際に決済されたことにより、貨幣性項目が在外営業活動体に対する純投資の一部を構成しなくなった場合には、どのような処理が行われるのであろうか。

状況が変わり、貨幣性項目に関し返済の計画が立てられる、又は予見可能な将来における決済が行われる可能性が高くなった場合には、上記セクション6.3.1.Fで説明したのと同様の論点が発生する。すなわち、グループ内取引の未決済残高は変更時からのみ純損益へ計上されることになるのか、あるいは会計期間の期首から純損益に計上されるのかということである。

弊法人のコメント

設例6-6を含め、上記セクション6.3.1.Fに記載されているのと同じ理由で、我々は、決済が計画されている、又は予見可能な将来において決済が行われる可能性が高いと企業が判断した時点で、貨幣性項目は在外営業活動体に対する純投資の一部を形成しなくなると考えている。このため、その時点までに生じた貨幣性項目に係る換算差額が、その他の包括利益に認識され、資本の個別項目として累積される。その後に生じる換算差額は、純損益に計上される。

次に、過年度計上分も含め、その他の包括利益で認識された貨幣性項目に関する累積換算差額の処理についても検討する必要がある。これらの換算差額の取扱いは、それらをその他の包括利益で認識し、在外営業活動体が処分されるまで資本の個別項目に累積することである*[IAS 21.45]*。主な問題は、状況の変化又はグループ内未決済残高の現金による実際の決済が、在外営業活動体の処分又は部分的処分を表すことになるかどうかという点である。この点については、下記セクション 6.6 で詳しく考察する。

6.3.2 配当

子会社が親会社に配当を支払う場合、親会社は配当が宣言された時の為替レートで配当を計上する。宣言日と実際に配当を受領する日の間で為替レートが変動した場合には、換算差額が親会社の個別財務諸表に計上される。この換算差額は純損益に計上され、連結上もそのまま純損益に計上される。

子会社が期末時点で親会社に配当を宣言した場合も同じ処理となり、親会社及び子会社の財務諸表に期末時点で計上される。この年度については、グループ会社間の債権債務と配当は、ともに連結上相殺消去され、換算差額は発生しないため問題は生じない。しかし、配当の受領が翌期になり、それまでの間に為替レートが変動している場合には、親会社の財務諸表において換算差額が発生する。ここでも、この換算差額は、その他のグループ内取引から発生するグループ会社間の債権・債務に係る換算差額と変わることなく、そのまま連結純損益に計上されることになり、その他の包括利益には認識されない。

連結業績が、グループ会社間の配当に起因する換算差額に影響されるというのは奇妙に思われるかもしれないが、一旦、配当が宣言されると、親会社は、それまで純投資の一部であるとみなしていた資産について、機能通貨への換算に係る為替リスクに実質的にさらされることになる。企業は、為替リスクの変動の影響

を最小限に抑えるためには、配当が宣言されると同時に、あるいはできる限り早急に配当が支払われるように手立てを講じる必要がある。

6.3.3 グループ内取引の未実現利益

もう 1 つの問題は、取引当事者の一方が在外子会社である場合に、グループ内取引から生じた未実現利益の相殺消去に関するものである。

設例 6-7: グループ内取引の未実現利益

イタリアの親会社は、スイスに 100%子会社を有している。20X2 年 11 月 30 日、子会社は親会社に 1,000 スイス・フランで商品を販売した。子会社における商品の原価は 700 スイス・フランであった。商品は 20X2 年 11 月 30 日の為替レート 1 ユーロ＝1.46 スイス・フランで換算され、親会社はそれを 685 ユーロで計上した。商品はすべて 20X2 年 12 月 31 日までは外部に販売されず、12 月 31 日の為替レートは 1 ユーロ＝1.52 スイス・フランであったとすると、グループ内未実現利益をどのように相殺消去すべきであろうか。

IAS 第 21 号では、この問題に関する具体的なガイダンスは示されてはいない。一方、米国会計基準では、取引日の為替レートを用いることが定められている。

子会社が計上した利益は 300 スイス・フランで、取引時点の為替レート 1 ユーロ＝1.46 スイス・フランで換算されており、205 ユーロになる。その結果、商品は貸借対照表に以下のように計上された。

親会社の貸借対照表より	€685
未実現利益の控除	€205
	€480

この場合、商品の金額は、取引日の為替レートで換算された当初のユーロ建ての原価に等しくなることが分かる。一方で、子会社が棚卸資産を引き続き保有していた場合は、461 ユーロ（700 スイス・フランを €1＝CHF1.52 で換算）で計上されることになる。

上記の例で、イタリア親会社がスイス子会社に商品を販売していたとしたら、米国会計基準のアプローチに基づくと、相殺消去される金額は、イタリア親会社の財務諸表に表示されている利益額になる。この場合も、商品は必ずしもグループにおける当初取得原価で連結財務諸表に計上されるとは限らない。

6.4 決算日が異なる場合

IAS 第 21 号では、連結財務諸表を作成する場合、報告企業の決算日とは異なる決算日を基準として作成された在外営業活動体の財務諸表を連結することがあることを認めている（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 7 章「連結手続及び非支配持分」セクション 2.5 を参照）。その場合、

IAS 第 21 号では在外営業活動体の資産及び負債は、連結財務諸表の報告期間の末日ではなく当該在外営業活動体の報告期間の末日の為替レートで換算しなければならないと、最初に説明されている。しかし、報告企業の報告期間の末日までの為替レートの著しい変動についての修正は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に従って行われる。同じアプローチが、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に従って、関連会社及びジョイント・ベンチャーに持分法を適用する際に使用される*[IAS 21.46]*(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 11 章「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」及び上巻第 12 章「共同支配の取決め(ジョイント・アレンジメント)」を参照)。

IAS 第 21 号は、このアプローチがとられる理由を説明していない。この会計処理は、米国会計基準において要求されている処理であり、その理由として、こうした処理によって、子会社の会計期間における子会社の機能通貨による業績、及び期末時点の財政状態を親会社の報告(表示)通貨で表すことが可能になるためであると説明している。子会社は、親会社の機能通貨を含む、自己の機能通貨以外の通貨で取引を行うことがあり、その場合、他の通貨建ての貨幣性項目は、子会社の報告期間の末日の為替レートで換算されている。子会社の損益計算書は、子会社の会計期間中にこれらの取引を実行した場合の経済的影響を反映する。それゆえ、子会社の財務諸表に表示されるこれらの取引による結果が歪められることのないよう連結財務諸表に反映させるため、子会社の報告期間末の決算日レートを用いて換算する。

一方で、親会社の報告期間末における決算日レートを用いて換算するという考え方もある。グループ内のすべての子会社は、親会社がグループを単一の事業体として、その業績及び財政状態を適正に反映した連結財務諸表を作成できるように、通常、親会社と同じ決算日に財務諸表を作成することが想定される。親会社より早い決算日で作成された子会社の財務諸表は、実務上の便宜から使用されるだけであり、あくまで適切な日付(この場合、親会社の決算日)で作成された財務諸表の代替にすぎない。したがって、ここで用いられる決算日レートは、仮に財務諸表が適切な決算日で作成されていたとすれば用いられたであろう決算日レート、すなわち親会社の報告期間の末日の為替レートを使用するとも考えられるのである。こうしたレートを用いるもう 1 つの理由は、親会社と決算日が異なる子会社以外に、その会社と同じ機能通貨を有しており、かつ、親会社の決算日と同じ決算日で財務諸表を作成している別の子会社がある場合に、両者の整合を図るために同じ為替レートを使用するというものである。

6.5 のれん及び公正価値修正

在外営業活動体の取得に起因するのれん及び公正価値修正の取扱いは、それらが以下の一部であるかどうかによる*[IAS 21.BC27]*。

(a) 被取得企業の資産及び負債(決算日レートでの換算を示唆する)
(b) 親会社の資産及び負債(取得日レートでの換算を示唆する)

企業結合に伴う子会社の帳簿価額の公正価値への修正額は、明らかに被取得企業に関連したものであるが、のれんについては、下記の設例にみられるように古くから意見が分かれている。

設例 6-8: のれんの換算

20X2 年 6 月 30 日に、英国の企業が 3,000,000 豪ドルでオーストラリア企業の全株式を取得した。同日におけるこのオーストラリア企業の純資産の公正価値は 2,100,000 豪ドルであり、20X2 年 12 月 31 日時点の連結財務諸表には、IFRS 第 3 号「企業結合」に従い、のれんが資産として認識されている。20X2 年 6 月 30 日及び 20X2 年 12 月 31 日時点の為替レートは、それぞれ 1 ポンド＝2.61 豪ドル及び 1 ポンド＝2.43 豪ドルであるとする。この場合、連結上ののれんは貸借対照表にいくらで計上されるべきか。

		(i)	(ii)
	A$	£	£
のれん	900,000	344,828	370,370

(i) この方法では、のれんは親会社の資産とみなされるため、取得日レートで換算される。この見解の支持者は、特に親会社が多くの異なる機能通貨を有する事業からなる多国籍企業を取得する状況では、のれんは親会社が支払う取得価格の一部であるため、経済的には親会社の資産であると考えている*[IAS 21.BC30]*。

(ii) この方法では、のれんは親会社の被取得企業に対する正味投資額の一部とみなされるため、決算日レートで換算される。この考え方の支持者は、のれんは被取得企業のその他の資産、特に無形資産と異なる方法で処理すべきではないと主張する。のれんの重要な部分は、個別認識の要件を満たさない無形資産で構成されている可能性があり、また、在外企業に対する投資が存在するからこそ生じるものであるため、そうした被取得企業と切り離すことはできず、のれんの継続的な認識を支えるキャッシュ・フローはその企業の機能通貨で生成される、というのがその理由である*[IAS 21.BC31]*。

最終的に、IASB は上記(ii)を採用することとした*[IAS 21.BC32]*。したがって、IAS 第 21 号では、在外営業活動体の取得により生じるのれん、ならびに資産及び負債の帳簿価額の公正価値への修正額は、在外営業活動体の資産及び負債として扱う。よって、それらは在外営業活動体の機能通貨で表示され、上記セクション 6.1 で説明した規定に従い、決算日レートで換算される*[IAS 21.47]*。

企業が単一の在外営業活動体を取得した場合の処理は単純である。しかし、異なる機能通貨を有する多くの事業体で構成される多国籍営業活動体の取得はこれとは異なる。のれんは取得された在外営業活動体の各機能通貨単位で配分する必要があるが、IAS 第 21 号では、この配分をどのように行うかについてのガイダンスは提供されていない。

我々の経験では、のれんを異なる機能通貨に配分する最も一般的な方法は、経済価値アプローチであると考えている。このアプローチでは、各事業の相対的な経済価値に基づき、企業結合原価を異なる機能通貨を有する各営業活動体に配分することにより、異なる機能通貨を有する各営業活動体に関連するのれんを効率的に算定することができる。この際、企業結合会計における（被取得企業の資産及び負債に関する）公正価値修正の一環として、各営業活動体に配分された公正価値修正後の純資産を対象として、のれんを算定する必要がある（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 9 章「企業結合」セクション 5 を参照）。

弊法人のコメント

我々は、のれんを異なる機能通貨に配分する際に、上述の経済価値を基礎とする方法以外の方法をとる場合には、その妥当性が十分に立証される必要があると考えている。

外貨換算の目的によりのれんが各在外営業活動体に配分される単位は、IAS 第 36 号に従って減損テストが実施されるのれんの単位とは異なる可能性がある*[IAS 21.BC32]*(第 20 章「固定資産及びのれんの減損」セクション 8.1 を参照)。多くの場合、IAS 第 21 号に基づく配分単位の方が小さい単位になる。これは、多国籍グループを取得したケースのみならず、単一の営業活動体を取得した場合にも該当しうる。なぜなら、当該取得から生じたのれんが、IAS 第 36 号に基づき、異なる機能通貨を有する複数の事業から構成される、より大きな資金生成単位に配分される場合がありうるためである。

このように配分単位が異なることにより、企業が直面する可能性のある問題の 1 つとして、IAS 第 36 号に従って認識されたのれんの減損損失をどのように処理するかという点がある。減損損失が、異なる機能通貨を有する事業から構成される、より大きな資金生成単位に関連して発生した場合、IAS 第 21 号に基づく換算を行う目的上、機能通貨ごとにのれんの減損後帳簿価額を算定するために、減損損失の配分が必要となる。

6.6 在外営業活動体の処分又は部分的な処分

在外営業活動体の処分又は部分的な処分に関する規定は、ここ数年で何度も改訂されている。現在の規定については下記セクション 6.6.1 及び 6.6.2 で説明している。しかし、これらの改訂により適用上の問題が数多く生じており、そのいくつかは、最終的な結論には至らなかったものの、2010 年に IFRS 解釈指針委員会により検討されている。

6.6.1 処分及びそのように取り扱われる取引

6.6.1.A 在外営業活動体の処分

在外営業活動体を異なる表示通貨に換算することにより生じたすべての換算差額は、その他の包括利益で認識され、資本の個別項目として累積される(上記セクション 6.1 を参照)。

在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識し、資本の個別項目に累積していた当該在外営業活動体に係る換算差額を、処分による利得又は損失が認識される時に純損益で認識する*[IAS 21.48]*。この累積換算差額には、実質的に在外営業活動体に対する純投資の一部を構成するグループ内債権・債務に関して生じた換算差額も含まれる(上記セクション 6.3 を参照)。

設例 6-9: 在外営業活動体の処分

あるドイツの企業は、20X0 年 1 月 1 日に資本金 200,000 スイス・フランで設立したスイスの子会社を保有している。設立時点の為替レートは、1 ユーロ＝1.55 スイス・フランであった。親会社の個別財務諸表において、子会社株式は、当初取得原価の 129,032 ユーロで計上されている。20X2 年 12 月 31 日までの 3 年間の子会社の利益はすべて留保されており、その金額はそれぞれ 40,000 スイス・フラン、50,000 スイス・フラン及び 60,000 スイス・フランであった。したがって、20X2 年 12 月 31 日時点の純資産は、350,000 スイス・フランである。

連結財務諸表では、子会社の業績は各年度の平均為替レート、すなわち、1 ユーロ＝1.60 スイス・フラン、1 ユーロ＝1.68 スイス・フラン及び 1 ユーロ＝1.70 スイス・フランで換算されている。資産及び負債については、決算日レート、すなわち、1 ユーロ＝1.71 スイス・フラン、1 ユーロ＝1.65 スイス・フラン及び 1 ユーロ＝1.66 スイス・フランで換算されている。すべての換算差額は、その他の包括利益に認識され、累積換算差額として資本の個別項目に計上されている。したがって、連結上の剰余金には、子会社に関する以下の金額が含まれている。

	利益剰余金	累積換算差額
	€	€
20X0 年 1 月 1 日	-	-
20X0 年中の変動	25,000	(13,681)
20X0 年 12 月 31 日	25,000	(13,681)
20X1 年中の変動	29,762	5,645
20X1 年 12 月 31 日	54,762	(8,036)
20X2 年中の変動	35,294	(209)
20X2 年 12 月 31 日	90,056	(8,245)

20X2 年 12 月 31 日における純資産 350,000 スイス・フランは、210,843 ユーロで連結財務諸表に計上される。

20X3 年 1 月 1 日、この子会社は、400,000 スイス・フラン（240,964 ユーロ）で売却され、親会社の個別財務諸表上で処分益 111,932 ユーロ（240,964 ユーロ−129,032 ユーロ）が計上された。

20X3 年度の連結財務諸表では、IAS 第 21 号に基づき累積為替差損 8,245 ユーロを、その年の純損益として認識する。当該振替額が処分利得の一部に含まれると仮定すると（旧 IAS 第 27 号ではそのような処理を明確に要求していた）、[21] 当該処分利得は、30,121 ユーロ（処分日の受取額 240,964 ユーロと純資産価値 210,843 ユーロとの差額）から 8,245 ユーロ（累積為替差損）を控除した 21,876 ユーロとなる。

この設例において、21,876 ユーロの処分益は、親会社の利益 111,932 ユーロから、すでに連結上の純損益として認識されていた累積利益 90,056 ユーロを控除した残額を表している。

以下に示している Pearson 社の会計方針は、これらの規定を反映している。

開示例 6-3: Pearson 社(2020 年)	英国

2020 年度年次報告書及び財務諸表(抜粋)

連結財務諸表の注記(抜粋)

1a 会計方針(抜粋)

外貨換算(抜粋)

3. グループ会社

表示通貨と異なる機能通貨を有するすべてのグループ会社の業績及び財政状態は、次のように表示通貨に換算しております。

i) 資産及び負債は、貸借対照表日の決算日レートで換算

ii) 収益及び費用は平均為替レートで換算

iii) その結果生じるすべての換算差額は資本の個別項目に計上

在外企業に対する純投資、及びこれらの投資に対するヘッジ手段に指定される借入及びその他の通貨商品の換算から生じる換算差額は、連結時に株主資本に計上しております。当グループは、グループ企業間で行われる、予見可能な将来において返済が意図されていない特定の貸付金を純投資の一部として処理しております。在外営業活動体を売却する際に、その換算差額を、損益計算書において売却差損益の一部として認識しております。

当グループの主要な海外通貨は米ドルであります。当該年度のポンドに対する平均レートは 1 ポンド＝1.28 米ドル(2019 年は 1.28 米ドル)で、期末レートは 1 ポンド＝1.37 米ドル(2019 年は 1.32 米ドル)です。

IAS 第 21 号における処分の会計処理は、企業が在外営業活動体に対する持分を売却したときだけではなく、当該活動体の清算、資本金の払戻し、又は放棄によって持分を処分する場合にも適用される *[IAS 21.49]*。

累積換算差額の純損益への振替えに関する規定は、たとえば在外営業活動体である法的事業体の持分を処分するのではなく、単に在外営業活動体の純資産及び事業を処分するだけであるという理由により、その適用を回避することはできない。これは、IAS 第 21 号第 49 項は在外営業活動体の処分について言及しているが、IAS 第 21 号では、その定義上、在外営業活動体には「活動(activities)」が存在しなければならないためである(上記セクション 2.3 を参照)。

在外営業活動体の純資産や事業が処分されれば、もはや「活動」は存在しなくなる。さらにいえば、在外営業活動体は、法人格を有する事業体である必要はなく、処分時には必然的に資産売却の形式をとらざるを得ない支店の形態も想定される。累積換算差額の資本から純損益への振替えを含む、換算差額の会計上の取扱いは、企業の法的形式によって変わるものではない。また、法的事業体の中の支店又は同等の事業が独立した在外営業活動体である場合には、その処分により、累積換算差額が振り替えられる可能性があることにもなる(上記セクション 4.4 を参照)。

一方、子会社を処分した場合に、非支配持分に帰属していた関連する換算差額の認識は中止され、処分による利得又は損失の計算に含まれるものの、これを純損益に振り替えてはならない*[IAS 21.48B]*。以下にこの設例を示している。

設例 6-10: 部分的に所有している在外子会社の処分

P 社はフランスで設立され、機能通貨はユーロである。また、機能通貨が米ドルである S 社の 80%を所有している。P 社の連結財務諸表において、S 社への投資に関連して以下の金額が認識されている。

- 純資産 1,000 ユーロ、そのうち非支配持分 200 ユーロ
- 為替換算差額 100 ユーロがその他の包括利益に認識された。そのうち 20 ユーロは非支配持分に帰属するものであるため、非支配持分 200 ユーロに含まれている。
- P 社の S 社に対する 80%の持分に関連して、為替換算差額 80 ユーロが資本の個別項目として累積されている。

P 社は S 社に対する 80%の持分を 1,300 ユーロで売却し、以下の金額を計上した。

借方	現金	€1,300	
借方	非支配持分	€200	
借方	その他の包括利益	€80	
	貸方　純資産		€1,000
	貸方　処分益		€580

その他の包括利益に計上されていた 80 ユーロの為替換算差額、すなわち P 社に帰属する金額は、(処分益として)純損益に振り替えられ、その他の包括利益の損失として報告される。一方、非支配持分に帰属する 20 ユーロの為替換算差額は同様に振り替えられることはなく、他の非支配持分残高と合わせて認識が中止されるだけである。

P 社が最初に S 社に対し 60%の持分を有しており、それを 80%の保有にまで高めていたとしても、上記の設例の会計処理に変更はないであろう。つまり、為替換算差益の累計額の 80 ユーロのうち一部分が非支配持分に当初配分されていたとしても、それらの利得は、S 社に対する持分が増加した時点で親会社に再配分され、したがって子会社に対する支配が失われた時点で純損益に振り替えられていたであろう(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 7 章セクション 4.1(設例 7.14 を含む)を参照)。

6.6.1.B 処分として取り扱われる取引

在外営業活動体に対する企業の持分全体の処分に加えて、次のような部分的な処分も、処分として会計処理する*[IAS 21.48A]*。

(a) 部分的な処分により、在外営業活動体を含む子会社に対する支配を喪失する場合。部分的な処分後に非支配持分を保有し続けているか否かは問わない。

(b) 在外営業活動体を含む共同支配の取決め又は関連会社に対する持分の部分的な処分後に保持している持分が、在外営業活動体を含んだ金融資産である場合

したがって、たとえば親会社が100%子会社に対する持分の60%を売却することにより、関連会社になった場合のように、その処分が在外営業活動体に対する持分の部分的な売却にすぎない場合であっても、当該在外営業活動体に関連して資本の個別項目として累積されていた換算差額の全額が、処分として純損益に振り替えられる。

上記(a)の要求事項は、企業が子会社の支配を喪失するが、持分法が適用される当該子会社に対する持分は引き続き維持する場合、企業は利得及び損失を全額認識するという IFRS 第 10 号の要求事項を反映している。ただし、IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の間に不整合が存在する結果として、企業が処分された子会社に対する部分のみに関する利得又は損失を認識することがある(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 7 章セクション 3.3.2 を参照)。

弊法人のコメント

我々は、企業が処分された部分に関してのみ、それに比例する利得又は損失を認識する状況では、換算差額累計額の一部のみが振り替えられると考えている(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 7 章セクション 3.3.2.C を参照)。

企業結合によって子会社となる関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資に係る換算差額の処理は、IAS 第 21 号で明確に規定されていない。

弊法人のコメント

このような状況において、IAS 第 28 号では、その他の包括利益として持分法処理されていた関連会社又はジョイント・ベンチャーの累積換算差額を純損益に振り替えることが明確に要求されており(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 9 章セクション 9、上巻第 11 章セクション 7.12.1 及び 7.12.2 を参照)、我々は、関連会社又はジョイント・ベンチャー自体から生じる換算差額にも同じ処理を行う必要があると考えている。

6.6.2 部分的な処分

6.6.2.A 部分的な処分に該当するもの

在外営業活動体に対する持分の部分的な処分とは、所有持分の減少が、(持分全体の)処分として会計

処理される場合を除く、すべての所有持分の減少をいう*[IAS 21.48D]*(上記セクション6.6.1を参照)。

在外営業活動体の帳簿価額の評価減は、それが自己の損失であれ投資企業が認識した減損によるものであれ、部分的な処分とはみなされない。したがって、評価減を行った時点では、繰り延べられている累積換算差額のいかなる部分も資本から純損益に振り替えてはならない*[IAS 21.49]*。同様に、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」により、売却目的保有に分類されただけでは、関連する累積換算差額は純損益へ振り替えられない。このことは、IFRS第5号において、処分グループに関連して資本で認識された累積損益について、個別に開示が要求されることから読み取ることができる(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第4章「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」セクション2.2.4を参照)。

また、親会社、投資企業又は共同支配投資企業が個別財務諸表で収益として会計処理した在外営業活動体の配当は、純投資の処分又は部分的な処分として処理してはならない*[IAS 21.BC35]*(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第8章「個別及び単体財務諸表」セクション2.4.1を参照)。

「所有持分」という用語は、多くの基準書において使用されているものの、[22] IFRS会計基準で定義されてはおらず、通常は、投資企業が有する(被投資)企業に対する持分割合を表す。これは、投資企業が在外営業活動体に対する持分割合を減少させた場合のみ、部分的な処分が生じることを示唆しているように思われる。しかし、IFRS解釈指針委員会は、部分的な処分は、たとえば、報告企業によってなされた実質的に資本と同等といえる資本的貸付を在外営業活動体が返済するように、所有持分の絶対的な減少[23] (上記以外)を意味すると解釈される場合もあることを示している。

弊法人のコメント

我々は、企業は判断の上、何を部分的な処分として取り扱うか(特に所有持分の絶対的な減少が部分的な処分を表すものか)に関する適切な会計方針を選択する必要があると考えている。

6.6.2.B 子会社に対する比例持分の部分的な処分

在外営業活動体を含んだ子会社に対する比例持分の部分的な処分を行った場合には、その他の包括利益で認識された累積換算差額の比例持分を、在外営業活動体に対する非支配持分に改めて帰属させなければならない*[IAS 21.48C]*。言い換えれば、これらの換算差額は純損益に振り替えてはならない。また、企業が子会社に対する投資の残額を事後的に処分する場合にも、部分的な処分時に非支配持分にしていた換算差額の累計額の再配分を純損益に振り替えてはならない(上記セクション6.6.1を参照)。

6.6.2.C 実質的に資本と同等といえる資本的貸付の子会社による返済

実質的に資本と同等といえる資本的貸付の子会社による返済を部分的な処分と考えた場合(上記セクション6.6.2.Aを参照)、IAS第21号は、関連する為替換算差額を資本から純損益に振り替えるべきかについて明確にしていない。

IAS第21号は在外営業活動体に対する非支配持分に対してのみ換算差額を再配分すると規定しているのみである。*[IAS 21.48C]*。この方法に従えば、企業は、実質的に資本と同等といえる資本的貸付の返済時に換算差額を振り替えないことになる。

しかし、この論点は、IFRS解釈指針委員会により2010年に検討しており、スタッフは会計理論的な分析を行うことなしに、こうした貨幣性項目が決済された場合には、換算差額を純損益に振り替えるとの意見を述べている。[24] また、IFRS解釈指針委員会は実務にばらつきが生じていることに留意しつつ、この論点をアジェンダに加えなかった。[25]

弊法人のコメント

我々は、企業は上述の 2 つのアプローチのいずれも選択できるものの、我々の経験からは、1 つ目の方法がより一般的に適用されていると考えている。

2 つ目のアプローチが論理的に拡張された場合、類似の取引（たとえば、在外子会社による資本金の払戻し）の結果、換算差額を振り替えることになるだろう。

6.6.2.D 関連会社又は共同支配の取決めに対する持分の部分的な処分

関連会社もしくは共同支配の取決めの部分的な処分の結果、持分が残る場合、又は関連会社又は共同支配の取決めとなる場合、その他の包括利益で認識される換算差額の累計額に対する比例的持分を資本から純損益に振り替える*[IAS 21.48C]*。IAS 第 28 号自体にもこれと同等の規定が存在する。これらの規定は関連する資産又は負債の処分により純損益に振り替えられることとなる、その他の包括利益で認識されるすべての利得及び損失に適用される*[IAS 28.25]*。この点について、IFRS 解釈指針委員会は、投資企業の所有持分が減少する場合であれば（たとえば、在外営業活動体である関連会社が第三者に対して株式を発行したことによる場合であっても）、この取扱いが適用されるとの結論を下している。[26]

関連会社又は共同支配の取決めが、報告企業により行われた実質的に資本と同等といえる資本的貸付を返済することにより、換算差額が純損益に振り替えられるかどうかは、報告企業がそのような取引を部分的な処分とみなすかどうかによって異なる（上記セクション 6.6.2.A を参照）。言い換えれば、これは企業が選択する会計方針次第である。

6.6.3 処分の会計処理—段階的連結法と直接連結法による影響の比較

我々は、上記セクション 6.6.1.A の設例 6-9 で、親会社が子会社に対する直接的な持分を売却した場合に、資本から純損益に累積換算差額を振り替えるための基本的な要件を示した。この規定は間接的に所有する子会社を売却した場合にも適用される。しかし、中間持株会社と子会社が、それぞれ異なる機能通貨を有する場合には、連結の方法によって、子会社を処分したときに資本から純損益に振り替えられる累積換算差額の金額として異なる金額が算定される可能性がある。

段階法が使用された場合、この振替額は、中間持株会社及び子会社の機能通貨に基づき測定される。そのため、親会社の表示通貨への換算後の当該金額は、仮に親会社が子会社を個別に連結したとする場合と同じ結果にはならない。これに対して、2 つ目の直接法が適用された場合、子会社の換算後の換算差額は、子会社の機能通貨及び親会社が使用する表示通貨に基づいて測定される。以下にこの設例を示している。

設例 6-11: 間接的に所有する在外営業活動体の処分

A 社は 20X1 年 1 月 1 日に資本金 300 百万ポンドで英国に設立され、同日に A 社は資本金 200 百万スイス・フランでスイスに 100%子会社である B 社を設立する。B 社は同様に資本金 45 百万ユーロでドイツに 100%子会社である C 社を設立する。各企業に出資された資本金の全額は、子会社に投資される金額を除き、設立国において営業用資産を取得するために使用される。したがって、各企業の機能通貨は、それぞれポンド、スイス・フラン及びユーロとなる。20X1 年 1 月 1 日の為替レートは、1 ポンド＝2.50 スイス・フラン＝1.50 ユーロであった。

この例では、20X1 年 12 月 31 日に終了する年度において、各企業は純損益を計上しなかったと仮定する。20X1 年 12 月 31 日時点の為替レートは、1 ポンド＝3.00 スイス・フラン＝1.25 ユーロであった。

20X2 年 1 月 1 日に B 社は、ドイツ子会社の C 社を 45 百万ユーロで売却する。

各子会社を個別に連結する方法（直接法）による場合、20X2 年 12 月 31 日に終了する年度の A 社グループの連結財務諸表において、資本から純損益に振り替えられる C 社に関連する累積換算差額は、以下のとおりとなる。

各子会社を個別に連結する方法（直接法）

20X1 年 1 月 1 日の A 社グループの期首時点の連結貸借対照表は、以下のとおりである。

	A 社	B 社		C 社		修正額	連結
百万	£	CHF	£	€	£	£	£
B社に対する投資	80.0					(80.0)	
C 社に対する投資		75.0	30.0			(30.0)	
その他純資産	220.0	125.0	50.0	45.0	30.0		300.0
	300.0	200.0	80.0	45.0	30.0		300.0
資本金	300.0						300.0
資本金		200.0	80.0			(80.0)	
資本金				45.0	30.0	(30.0)	

20X1 年 12 月 31 日の A 社グループの連結貸借対照表は、以下のとおりである。

	A 社	B 社		C 社		修正額	連結
百万	£	CHF	£	€	£	£	£
B 社に対する投資	80.0					(80.0)	
C 社に対する投資		75.0	25.0			(25.0)	
その他純資産	220.0	125.0	41.7	45.0	36.0		297.7
	300.0	200.0	66.7	45.0	36.0		297.7
資本金	300.0						300.0
資本金		200.0	80.0			(80.0)	
資本金				45.0	30.0	(30.0)	
累積換算差額—B 社			(13.3)			5.0	(8.3)
累積換算差額—C 社					6.0		6.0
	300.0	200.0	66.7	45.0	36.0		297.7

B 社及び C 社に関する換算差額は、説明のみを目的として示している。連結貸借対照表では、資本の個別項目として純額(2.3)百万ポンドのみが表示される。このうち、C 社に関する 6.0 百万ポンドの累積換算差額は、期首純資産 45 百万ユーロを期首及び期末の為替レート、それぞれ 1 ポンド＝1.50 ユーロ及び 1 ポンド＝1.25 ユーロで表示通貨のポンドに換算した金額の差額であり、IAS 第 21 号第 39 項で求められている処理である。したがって、C 社を処分した場合に、この金額 6.0 百万ポンドが、20X2 年 12 月 31 日に終了する年度において、IAS 第 21 号第 48 項に基づき資本から純損益に振り替えられることになる。

20X1 年 12 月 31 日時点の A 社グループの連結貸借対照表が、C 社を含む B 社の下位グループのサブ連結数値を取り込むことによって作成される場合、結果は以下のとおりとなる。

下位グループの連結数値を用いて連結する方法(段階法)

20X1 年 1 月 1 日及び 20X1 年 12 月 31 日の為替レートは、1 ユーロ＝1.667 スイス・フラン及び 1 ユーロ＝2.400 スイス・フランである。

20X1 年 12 月 31 日時点の C 社を含む B 社のサブ連結数値は、以下のとおりである。

	B 社	C 社		修正額	連結
百万	CHF	€	CHF	CHF	CHF
C 社に対する投資	75.0			(75.0)	
その他の純資産	125.0	45.0	108.0		233.0
	200.0	45.0	108.0		233.0
資本金	200.0				200.0
資本金		45.0	75.0	(75.0)	
累積換算差額—C			33.0		33.0
	200.0	45.0	108.0		233.0

C 社に関する 33.0 百万スイス・フランの累積換算差額は、期首純資産 45 百万ユーロを期首及び期末の為替レート、それぞれ 1 ユーロ＝1.667 スイス・フラン及び 1 ユーロ＝2.400 スイス・フランで B 社の機能通貨であるスイス・フランに換算した金額の差額である。

20X2 年 12 月 31 日に終了する年度の B 社下位グループの連結財務諸表では、この金額 33.0 百万スイス・フランが C 社の処分時に資本から純損益に振り替えられることになる。

このサブ連結数値を使用して作成された、20X1 年 12 月 31 日時点の A 社グループの連結貸借対照表は、以下のとおりとなる。

	A 社	B 社下位グループ		修正額	連結
百万	£	CHF	£	£	£
B 社に対する投資	80.0			(80.0)	
その他の純資産	220.0	233.0	77.7		297.7
	300.0	233.0	77.7		297.7
資本金	300.0				200.0
資本金		200.0	80.0	(80.0)	
累積換算差額—C		33.0	11.0		11.0
累積換算差額—B グループ			(13.3)		(13.3)
	300.0	233.0	77.7		297.7

C 社及び B 社サブグループの換算差額は、説明のみを目的として示している。連結貸借対照表では、資本の個別項目として純額（2.3）百万ポンドのみを表示する。このことから分かるように、A 社グループの連結貸借対照表の数値は直接法を使用した場合と同じである。しかし、段階法を使用した場合には、C 社に関する累積換算差額 11.0 百万ポンドは、B 社の下位グループで計上された累積換算差額 33.0 百万スイス・フランを A 社の連結財務諸表で使用される表示通貨に換算したものとなる。

上述のとおり、この金額 33.0 百万スイス・フランが 20X2 年 12 月 31 日に終了する年度の B 社下位グループの連結財務諸表において、C 社の処分時に資本から純損益に振り替えられることになる。20X2 年 12 月 31 日に終了する年度の A 社グループの連結財務諸表では、表示通貨に換算された換算差額 11.0 百万ポンドが、C 社の処分時に資本から純損益に振り替えられることになる。

IFRS 解釈指針委員会は、概念的には直接法が正しいと述べているが、IFRIC 第 16 号では、会計方針としていずれの方法を選択することも認められている（上記セクション 6.1.5 を参照）。

一定の状況においては、連結の方法によって、より極端な差異が生じることも考えられる。たとえば、英国親会社（機能通貨及び表示通貨はポンド）のグループに属する、米国の中間持株会社による米国子会社（両社とも機能通貨は米ドルである）の処分を考えてみる。処分される米国子会社は在外営業活動体であるので、在外営業活動体に関連して資本の個別項目として累積されていた換算差額を処分時点で資本から純損益に振り替える。直接法による連結を行った場合、この金額は米国子会社の純損

益及び純資産を直接ポンドに換算することから生じる換算差額を表す。しかし、段階法によると、これらの累積換算差額は、すべて中間親会社に帰属する累積換算差額として処理されるため、資本から純損益への振替えは一切発生しない。

7 表示通貨の変更

IAS 第 21 号は、企業が表示通貨を変更する場合にどのように財務諸表を表示すべきかについて触れていない。これは、報告企業がその機能通貨が変更されたと判断した場合に通常直面する状況である(その会計上の影響は IAS 第 21 号に記載されており、上記セクション 5.5 で説明している)。ただし、他の状況でも発生する可能性がある。

弊法人のコメント

我々は、表示通貨の変更は、会計方針の変更に類似すると考えており、その規定は IAS 第 8 号に定められている。したがって、我々は、企業が表示通貨を変更することを選択した場合、実務上不可能な場合を除き、IAS 第 8 号の取扱いに従って遡及適用することが適切であると考えている(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 3 章「財務諸表の開示及び会計方針」セクション 4.4 及び 4.7 を参照)。

表示通貨を変更することは、比較期間の期首時点で貸借対照表を表示することも要求される(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 3 章セクション 2.3 及び 2.4 を参照)。ただし、IAS 第 21 号により表示通貨の自由な選択が認められているという事実は、会計方針の任意の変更の場合に求められているように、異なる表示通貨を使用することで信頼性が高く、より目的適合性の高い情報が提供されることを企業が実証する必要がないことを意味する(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 3 章セクション 4.4 を参照)。

いうまでもなく、比較数値は新たな表示通貨により修正再表示しなければならない。さらに、IAS 第 8 号に従って遡及的な変更を適用することは、比較数値は、この新たな表示通貨が従前から企業の表示通貨であったかのように(少なくとも実行可能な範囲で)算定することが必要となることを意味する。米国の規制当局である SEC も、表示通貨の変更をこのような方法で取り扱うことを要求している。[27]

この場合、実務上の主な論点は、資本の各項目の金額、特に IAS 第 21 号により、資本の個別項目として累積させることが求められている換算差額の金額の算定、及びグループの各営業活動体に帰属する換算差額の金額の算定である。以下の設例で、比較的簡略化したグループの表示通貨の変更の影響を説明している。

設例 7-1: 表示通貨の変更

カナダの親会社 P 社は、20X0 年 1 月 1 日に 20 百万カナダ・ドルの新株を発行することにより設立された。同日に P 社は、カナダと英国にそれぞれ S1 社及び S2 社という 2 つの 100%子会社を設立し、それぞれ 10 百万カナダ・ドル及び 4.5 百万ポンドを資本金として出資した。各グループ会社の機能通貨は、現地通貨、すなわち P 社及び S1 社についてはカナダ・ドル、S2 社についてはポンドに決定された。

20X0 年中に、S1 社は 800,000 カナダ・ドルの利益を計上し、S2 社は 350,000 ポンドの利益を計上し、P 社は 25,000 カナダ・ドルの損失を計上した。20X0 年 9 月 30 日に、P 社は 10 百万カナダ・ドルの新株を発行し、そのうちの 4 百万ポンドを直ちに S2 社に対する追加出資に充当した。

20X1 年中に、S1 社は 700,000 カナダ・ドルの利益を計上し、S2 社は 750,000 ポンドの利益を計上したが、P 社は S2 社からの配当受領前で 30,000 カナダ・ドルの損失を計上した。20X1 年 6 月 30 日に、S2 社は P 社に対して(利益剰余金から)700,000 ポンドの配当を支払い、20X1 年 9 月 30 日に P 社は株主に対して 1,000,000 カナダ・ドルの配当を支払った。

カナダ・ドルに対するポンドの為替レートは、以下のとおりであった。

20X0 年 1 月 1 日	2.10
20X0 年 9 月 30 日	2.28
20X0 年 12 月 31 日	2.35
20X0 年の平均レート	2.24
20X1 年 6 月 30 日	2.55
20X1 年 9 月 30 日	2.63
20X1 年 12 月 31 日	2.40
20X1 年の平均レート	2.52

以上を踏まえると、P 社の 20X0 年及び 20X1 年の連結財務諸表における持分変動計算書は、以下のように要約することができる。

	追加払込資本	利益剰余金	為替換算	合計
	C$	C$	C$	C$
20X0 年 1 月 1 日	-	-	-	-
株式発行	30,000,000	-	-	30,000,000
包括利益	-	1,559,000	1,443,500	3,002,500
20X0 年 12 月 31 日	30,000,000	1,559,000	1,443,500	33,002,500
包括利益	-	2,560,000	457,500	3,017,500
配当	-	(1,000,000)	-	(1,000,000)
20X1 年 12 月 31 日	30,000,000	3,119,000	1,901,000	35,020,000

利益剰余金に含まれる包括利益は、各年度の利益を表し以下のように計算される。

20X0: C$800,000+(£350,000×2.24)-C$25,000=C$1,559,000

20X1: C$700,000+(£750,000×2.52)-C$30,000=C$2,560,000

その他の包括利益に認識される換算差額はすべて S2 社に起因するものであり、以下のとおり計算される。

	20X0 年			20X1 年		
	£	レート	C$	£	レート	C$
期首純資産*	4,500,000	2.10	9,450,000	8,850,000	2.35	20,797,500
		2.35	10,575,000		2.40	21,240,000
為替差益			1,125,000			442,500
増加資本	4,000,000	2.28	9,120,000	-	-	-
		2.35	9,400,000		-	-
為替差益			280,000			-
配当	-	-	-	(700,000)	2.55	(1,785,000)
		-	-		2.40	(1,680,000)
為替差益			-			105,000
利益	350,000	2.24	784,000	750,000	2.52	1,890,000
		2.35	822,500		2.40	1,800,000
為替差益(差損)			38,500			(90,000)
	8,850,000		1,443,500	8,900,000		457,500

* 20X0 年については 1 月 1 日の株式の発行に伴う入金額を計上している。

20X2 年 12 月 31 日に終了する年度に、P 社は表示通貨をポンドに変更することを決定した。これは、P 社の機能通貨の変更に伴う場合も、そうでない場合もある。20X2 年 12 月 31 日に終了する年度の P 社の連結財務諸表では、比較期間についていくらで計上するべきであろうか。

直接法

P 社が連結方法に関する会計方針として直接法（上記セクション 6.1.5 を参照）を採用している場合、20X0 年及び 20X1 年の財務諸表はグループ内の各企業の財務諸表を（必要に応じて）直接ポンドに換算して作成することになる。P 社の連結財務諸表に含められる、（表示通貨の変更に伴い）修正された持分変動計算書は以下のとおりとなる。これらの金額は 20X2 年 12 月 31 日に終了する年度の P 社の連結財務諸表に比較情報として反映される。

	追加払込資本	利益剰余金	為替換算	合計
	£	£	£	£
20X0 年 1 月 1 日	-	-	-	-
株式発行	13,909,775	-	-	13,909,775
包括利益	-	695,982	(562,140)	133,842
20X0 年 12 月 31 日	13,909,775	695,982	(562,140)	14,043,617
包括利益	-	1,015,873	(87,595)	928,278
配当	-	(380,228)	-	(380,228)
20X1 年 12 月 31 日	13,909,775	1,331,627	(649,735)	14,591,667

上記の表では、P 社が払込資本を取得時レートで記録すると仮定している（£13,909,775＝C$20,000,000÷2.10＋C$10,000,000÷2.28）。あるいは、P 社はこれらの金額を決算日レートで換算することもできるが、発生する差異は単に資本の個別項目（累積換算差額ではない）に計上され、この差異はいずれの期間の純損益又はその他の包括利益にも影響しない（上記セクション 6.2.1 及び 6.2.2 を参照）。

これらの金額がどのように算定されるかを以下の計算で示す。

利益剰余金に含まれる包括利益は、各年度の利益を表し以下のように計算される。

20X0: (C$800,000÷2.24)+£350,000-(C$25,000÷2.24)=£695,982

20X1: (C$700,000÷2.52)+£750,000-(C$30,000÷ 2.52)=£1,015,873

この場合、この方法で計算される純利益は、カナダ・ドルで表示される連結上の純利益 1,559,000 カナダ・ドル及び 2,560,000 カナダ・ドルを、それぞれ各年度の平均レート 2.24 カナダ・ドル＝1 ポンド及び 2.52 カナダ・ドル＝1 ポンドで換算した場合と同じ金額となる。実務では、使用する平均レートの精度の関係で、それぞれの計算結果にわずかな差異が生じることもある。

同様に、上記で表示されている純資産は、連結上の純資産 33,002,500 カナダ・ドル及び 35,020,000 カナダ・ドルをそれぞれ関連する年度の期末の決算日レート 2.35 カナダ・ドル＝1 ポンド及び 2.40 カナダ・ドル＝1 ポンドで換算した場合と同じ金額となる。このことはすべてのケースに当てはまる。

しかし、累積換算差額はカナダ・ドルで表示される財務諸表における金額とはまったく異なる。表示通貨変更後（ポンド表示）の累積換算差額は、P 社及び S1 社の両社の財務諸表をポンドに換算するこ

とから生ずる換算差額を表すが、表示通貨変更前（カナダ・ドル表示）の累積換算差額は、S2 社の財務諸表をカナダ・ドルに換算することから生じる換算差額を表す。

P 社に帰属する、その他の包括利益で認識される換算差額は、以下のとおり計算される。

	20X0 年			20X1 年		
	C$	レート	£	C$	レート	£
期首純資産*	550,000	2.10	261,905	1,405,000	2.35	597,872
		2.35	234,042		2.40	585,417
為替差損			(27,863)			(12,455)
増加資本**	880,000	2.28	385,965	-	-	-
		2.35	374,468		-	-
為替差損			(11,497)			-
受取配当金	-	-	-	1,785,000	2.55	700,000
		-	-		2.40	743,750
為替差益			-			43,750
支払配当金	-	-	-	(1,000,000)	2.63	(380,228)
		-	-		2.40	(416,667)
為替差損			-			(36,439)
損失	(25,000)	2.24	(11,161)	(30,000)	2.52	(11,905)
		2.35	(10,638)		2.40	(12,500)
為替差益/差損			523			(595)
	1,405,000		(38,837)	2,160,000		(5,739)

* 20X0 年については 1 月 1 日の株式発行に伴う入金額（20,000,000 カナダ・ドル）から、同日に行われた S1 社に対する投資額（10,000,000 カナダ・ドル）及び S2 社に対する投資額（9,450,000 カナダ・ドル＝4,500,000 ポンド×2.10）を控除した金額を計上している。

** 同日に行われた S2 社への投資金額分減少させている。

S1 社に帰属するその他の包括利益で認識される換算差額は、以下のとおり計算される。

	20X0 年			20X1 年		
	C$	レート	£	C$	レート	£
期首純資産*	10,000,000	2.10	4,761,905	10,800,000	2.35	4,595,745
		2.35	4,255,319		2.40	4,500,000
為替差損			(506,586)			(95,745)
利益	800,000	2.24	357,143	700,000	2.52	277,778
		2.35	340,426		2.40	291,667
為替(差損)/差益			(16,717)			13,889
	10,800,000		(523,303)	11,500,000		(81,856)

* 20X0 年については 1 月 1 日の株式発行に伴う入金額を計上している。

したがって、20X0 年に発生する換算差損の合計は、562,140 ポンド(£38,837＋£523,303)、20X1 年は 87,595 ポンド(£5,739＋£81,856)となる。

この方法によると、累積換算差額の金額は、事後的に S1 社が処分されたときに資本から純損益に振り替えられるが、S2 社の処分時には振り替えられない。

段階法

P 社の会計方針で連結方法として段階法(上記セクション 6.1.5 を参照)が使用された場合、20X0 年及び 20X1 年の連結財務諸表作成のための第 1 ステップとして、(実際には P 社はすでに作成済みであるが)カナダ・ドルの連結財務諸表を作成するために、S2 社の財務諸表を P 社の機能通貨であるカナダ・ドルに換算する。第 2 ステップとして、これらの連結財務諸表をポンドに換算する。

これらの財務諸表(及び 20X2 年 12 月 31 日に終了する年度の財務諸表に含まれる比較情報)は、直接法により作成された財務諸表と同じようにみえる。ただしそのためには、前提として、資本項目を同様に処理する、すなわち払込資本を発行日の関連する為替レートで換算し、利益剰余金については 20X0 年及び 20X1 年に認識した利益を各年度の平均レートで換算し、さらに配当を支払日の為替レートで換算する必要がある。しかし、累積換算差額の残高はグループ内の異なる企業に帰属することになる(上記セクション 6.6.3 を参照)。これらの金額がどのように算定されるかを以下の計算で示す。

20X0: C$1,443,500÷2.24=£644,420

20X1: C$457,500÷2.52=£181,548

カナダ・ドルで表示された P 社の連結財務諸表をポンドに換算することで生じる、その他の包括利益に認識される累積換算差額は、P 社に帰属することになる。その算定は以下のとおりである。

	20X0 年			20X1 年		
	C$	レート	£	C$	レート	£
期首純資産*	20,000,000	2.10	9,523,809	33,002,500	2.35	14,043,617
		2.35	8,510,638		2.40	13,751,042
為替差損			(1,013,171)			(292,575)
増加資本	10,000,000	2.28	4,385,965	-	-	-
		2.35	4,255,319		-	-
為替差損			(130,646)			-
支払配当金	-	-	-	(1,000,000)	2.63	(380,228)
		-	-		2.40	(416,667)
為替差損			-			(36,439)
包括利益	3,002,500	2.24	1,340,402	3,017,500	2.52	1,197,421
		2.35	1,277,660		2.40	1,257,292
為替差益（差損）			(62,742)			59,871
	33,002,500		(1,206,559)	35,020,000		(269,143)

* 20X0 年については 1 月 1 日の株式発行に伴う入金額を計上している。

この方法によると、直接法と異なり、累積換算差額の金額は事後的に S2 社が処分された時点で資本から純損益に振り替えられるが、S1 社の処分時には振替えられない。

上記の説例では、新しい表示通貨を用いて連結上の資本項目の残高を再計算し、かつグループ内の各企業に関する累積換算差額の金額を特定するのは比較的容易であった。これは、当該グループが機能通貨が 2 つに限られ、設立からの期間も短く、（外部及び内部の）資本取引もほとんどない営業活動体からなるといった非常に単純な構造を有していたためである。理論的には完全な修正再表示が目指すべき最終地点であるが、実務上それほど容易な処理ではないであろう。

上記で説明したように、会計方針を変更した場合、IAS 第 8 号は、実務上不可能である場合を除き遡及的に適用することを要求している。それが不可能な場合には、企業は実務上可能な最も古い日付から将来に向けて新しい会計方針を適用して、比較情報を修正する。

弊法人のコメント

我々は、IAS 第 8 号におけるのと同様のアプローチの適用は、企業が表示通貨を変更した場合にも適切であると考えている。この文脈においては、通常、正確に（又はできるだけ正確に）算定すべき最も重要な資本項目は、累積換算差額である。というのは、累積換算差額の残高、又はその一部が、関連する在外営業活動体が将来処分されたときに資本から純損益に振り替えられることとなり、将来の純損益に影響を及ぼすためである。

企業が連結上、直接法を適用する場合、グループ内の個々の企業に関連して資本の個別項目に累積されている換算差額の金額を正確に算定することは実務上不可能であるかもしれない。このような状況では、表示される最も古い比較期間の期首時点以降に発生するすべての累積換算差額は、IAS第21号の規定に準拠して計上するが、期首時点の金額について、概算で算定せざるを得ないケースも生じうるだろう。IFRS会計基準への移行に伴い換算差額をゼロにする選択肢を採用する企業（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第5章「初度適用」セクション5.7を参照）であれば、移行日まで遡ってそれ以降の必要な資本項目を再計算できるかもしれない。一方、段階法を適用する企業については、このような問題はほとんど起こらない可能性が高い。

UBS 社及び CRH 社は、それぞれ 2018 年及び 2020 年に表示通貨を変更し、会計方針に以下の説明を加えた。

開示例 7-1: UBS Group 社（2018 年）	スイス

2018 年度年次報告書（抜粋）

UBS Group 社の連結財務諸表の注記（抜粋）

注 1 重要な会計方針の概要（抜粋）

1） 機能通貨及び表示通貨の変更（抜粋）

機能通貨の変更

近年、法人の事業構造が変動しております。特にスイスで記帳されるパーソナル＆コーポレート・バンキング及びグローバルウェルス・マネジメント事業が UBS 社から UBS スイス社へ移管され、また従前はスイスの UBS 社本社及び UBS 社ロンドン支店に所属していた従業員及び関連コストの重要な部分を管理する UBS ビジネスソリューション社が創設されました。その結果、現在では、スイスの UBS 社本社及び UBS 社ロンドン支店では米ドルの影響が集中する事業管理活動が行われています。さらに、2018 年第 4 四半期から、リスク管理の目的で UBS 社はリスク中立通貨として米ドルを採用し、それに応じて構造的なリスクポジションの調整を行いました。これらの変更の結果、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の規定に従い、2018 年 10 月 1 日より、UBS グループ社とスイスの UBS 社本社の機能通貨はスイス・フランから米ドルに、UBS 社ロンドン支店の機能通貨は英国ポンドから米ドルに変更しました。

表示通貨の変更

2018 年に、UBS グループ社の連結財務諸表の表示通貨は、重要なグループ企業の機能通貨の変更に合わせてスイス・フランから米ドルに変更しました。UBS 社は、2004 年 1 月 1 日以降、IAS 第 8 号「会

計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、任意の表示方法の変更により過去の期間を修正再表示しております。この時点は、従前の期間についての十分に信頼できるデータが不足していることを考慮した結果、修正再表示を実施することが実務上可能であった最も早い日付を表しております。その結果、2004 年より前の外貨換算（FCT）利得又は損失は無視され、FCT の影響は 2004 年 1 月 1 日以降について初回の計算が行われました。さらに、UBS 社は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従って 2017 年 1 月 1 日現在の比較貸借対照表を表示しております。

収益及び費用、ならびにその他の包括収益（OCI）は、関連する期間のそれぞれの平均為替レートで米ドルに換算されております。さらに、その他の収益は、新しい表示通貨の米ドルで計算された場合の OCI から損益計算書への FCT 利得又は損失の振替えを反映するために修正再表示されております。2018 年、2017 年及び 2016 年の上記の修正再表示の影響は、これらの期間の損益計算書において重要性はありませんでした。

資産、負債及び資本合計は、修正再表示に関連する税効果を反映した後、各貸借対照表日の決算日レートで換算されております。発行済株式資本、資本剰余金及び自己株式は、過去の平均レートで換算され、資本の払戻し又は自己株式の処分により実現した過去の平均レートと決算日レートとの差額が資本剰余金として報告されております。キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金及び FVOCI で測定されている金融資産（2018 年 1 月 1 日より前：売却可能金融資産）に関して OCI で認識された累積金額は、各貸借対照表日の決算日レートで換算され、換算の影響は利益剰余金を通じて調整されております。

2018 年 10 月 1 日現在の修正再表示された FCT 残高には、UBS Group 社又は UBS 社本社が従前の機能通貨であるスイス・フランについて在外営業活動体に対する投資をヘッジするために締結した、従前に適用した純投資ヘッジに関連する累積利得 767 百万米ドルが含まれております。

2017 年 12 月 31 日終了年度の修正再表示された基本的及び希薄化後 1 株当たり利益（EPS）は、0.26 米ドル及び 0.25 米ドルでした。これは、従前の表示通貨であるスイス・フランで算定された基本的及び希薄化後 EPS である 0.28 スイス・フラン及び 0.27 スイス・フランにそれぞれ対応するものです。2016 年 12 月 31 日終了年度の修正再表示された基本的及び希薄化後 EPS は 0.90 米ドル及び 0.88 米ドルでした。これは、従前の表示通貨であるスイス・フランで算定された基本的及び希薄化後 EPS である 0.86 スイス・フラン及び 0.84 スイス・フランにそれぞれ対応するものです。

開示例 7-2: CRH 社（2020 年）　アイルランド共和国

2020 年度年次報告書及びフォーム 20-F （抜粋）

財務（抜粋）

会計方針（重要な会計上の見積り及び仮定を含む（抜粋）

表示通貨の変更

2020 年 2 月 28 日、当グループは、財務業績を表示する通貨を 2020 年 1 月 1 日からユーロから米ドルに変更することを発表しています。現在、事業ポートフォリオにおいては、ユーロ建て利益の金額は大きいものの、全体の利益に占める割合は比較的小さくなっています。将来報告する利益における外国為替のボラティリティを低くするため、取締役会は 2020 年 1 月 1 日から同社が米ドルで業績を表示することを

決定いたしました。当グループの現在の事業構成を考えると、この変更により外国為替の報告利益への影響を少なくすることができると見込んでいます。

したがって、IAS 第 21 号「外国為替レートの変動の影響」の規定に従って、2019 年 12 月 31 日に終了した年度及び 2018 年 12 月 31 日に終了した年度の報告利益を以下の手続を用いて、ユーロから米ドルに換算しています。

- 米ドル以外の通貨で表示されている資産及び負債を期末レートで米ドルに換算する。
- 機能通貨が米ドル以外の子会社の営業成績は関連する平均為替レートで米ドルに換算する。
- その他の剰余金の変動は関連する平均為替レートで米ドルに換算する。
- 重要な事業の売却は売却日時点の実勢のスポット・レートで換算する。
- 株式資本、株式プレミアム、自己株式/自社株式及び配当は、それぞれの取引日時点の為替レートで換算する。
- 換算剰余累計額は、IFRS に移行した 2004 年 1 月 1 日時点でゼロに設定し、当グループはそれ以降米ドルで報告するという基礎に従って修正再表示する。

表示通貨の変更は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に定められる会計方針の変更に該当するため、遡及して会計処理しています。期首の貸借対照表は、2018 年 12 月 31 日における表示通貨の変更による影響を示すように表示しています。これらの換算で用いた平均レートと期末レートは 146 ページで説明しています。

8 ユーロの導入

1999 年 1 月 1 日から、欧州経済通貨連合（Economic and Monetary Union：EMU）がスタートし、ユーロが独自の通貨となった。第 1 フェーズで EMU に加盟する国の通貨とユーロとの間の換算レートは恒久的に固定されたため、それ以降これらの通貨間で為替差額が生じることはなくなった。

1997年10月、SICは、EU加盟国の通貨がユーロに変更される際のIAS第21号の適用に関して、SIC第7号を公表した。その後IAS第21号の改訂に伴い、当該解釈指針書についても変更が加えられている。

当該解釈指針書は、第1フェーズに参加した国の自国通貨に関してはもはや関係ないが、SIC第7号は、諸国が後日EMUに加盟する場合における為替レートの固定にも同じ論拠が適用されることを明確にしている*[SIC-7.3]*。

SIC第7号に従い、外貨建取引及び在外営業活動体の財務諸表の換算に関するIAS第21号の要求は、通貨切替えに対して厳格に適用する*[SIC-7.3]*。

特に留意すべきは、下記の点である。

(a) 取引により生じた外貨建貨幣性資産及び負債は、引き続き決算日レートで機能通貨に換算しなければならない。その結果生じる為替差額は直ちに収益又は費用に認識する。ただし、予定取引の為替リスクのヘッジに関連する為替差損益については、企業は既存の会計方針を引き続き適用する*[SIC-7.4]*。

EMU が報告期間後に発効しても、報告期間の末日現在でのこれらの定めの適用が変更されるわけではない。IAS 第 10 号「後発事象」によれば、決算日レートが報告期間の末日後に変動するか否かは無関係である*[SIC-7.5]*。

IAS 第 21 号と同様、外貨建ヘッジの会計処理に関しては、SIC 第 7 号では取り扱われていない。EMU が発効したことを以て、予定取引のヘッジに関し、企業がすでに適用している会計方針の変更は正当化されない。なぜなら、通貨切替えはそのようなヘッジの経済的合理性に影響を与えるものではないからである。したがって、ユーロへの切替えによって、予定取引のヘッジ手段となる金融商品の利得及び損失に関して、当初、その他の包括利益に認識され、将来の収益又は費用と対応させるために、資本から純損益に組み替えられるという会計方針を変更しない*[SIC-7.6]*。

(b) その他の包括利益に認識された、在外営業活動体の財務諸表の換算に関連する累積為替差額は、引き続き資本の個別項目として計上し、在外営業活動体に対する純投資が処分（又は部分的に処分）されたときにのみ資本から純損益に組み替える*[SIC-7.4]*。

EMU の下では累積換算差額の金額は固定されることになるが、このことを以て当該累積換算差額を直ちに収益又は費用として認識することが正当化されるわけではない*[SIC-7.7]*。

9 すべての為替差額に関する税効果

IAS 第 21 号からの抜粋	
すべての為替差額の税効果	
50	外貨建取引による利得及び損失、並びに企業(在外営業活動体を含む)の業績及び財政状態を異なる通貨に換算する際に生じる為替差額は、税効果を有する場合がある。IAS 第 12 号「法人所得税」がこうした税効果に適用される。

IAS 第 12 号の規定は『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第 33 章で説明している*[IAS 21.50]*。大まかにいえば、換算差額の税効果は、換算差額に関する報告に従うこととなる。すなわち、その他の包括利益に計上される換算差額に関する税効果はその他の包括利益に計上し、それ以外は純損益に計上することになる*[IAS 12.58]*。

不動産、工場又は設備などの非貨幣性資産の税務基準額は、企業の機能通貨以外の通貨建てとなるときがある。その結果、為替レートの変動により一時差異が生じ、認識された繰延税金負債又は資産(回収可能性評価の対象)が生じる。計上される繰延税金は、純損益で認識され*[IAS 12.41]*、為替差損益ではなく他の繰延税金とともに表示される(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第 33 章セクション 10.1.1 を参照)。[28]

10 開示規定

10.1 換算差額

IAS 第 21 号によると、企業は、純損益に計上された換算差額（為替差損益）を開示しなければならない。ただし、IFRS 第 9 号に基づき、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品から生じた換算差額は除く*[IAS 21.52]*。

IAS 第 21 号は、為替差損益を損益計算書のどの箇所に表示すべきかについて明らかにしていないが、企業は少なくとも IAS 第 1 号の規定を鑑みて、為替差損益を計上すべき適切な表示項目を判断しなければならない。たとえば、損益計算書に営業セクションと財務セクションを設けている企業は、営業項目（仕入債務及び売上債権など）に関して生じる換算差額をその他の営業収益又は費用に計上し、財務項目（貸付金及び借入金など）に関する換算差額を財務セクションに計上することになろう。

弊法人のコメント

判断を適用する必要性を踏まえれば、我々は、企業がそうした換算差額を開示する際には、それがどの表示科目に含まれているかを合わせて明示することを推奨する。

性質の類似した取引から生じる換算差額（為替差損益）は、表示される期間にわたって同一の区分に分類すべきである。

IASB は、「基本財務諸表」のプロジェクトを作業計画に含めており、2024 年内に、IAS 第 1 号を置き換える新しい IFRS 会計基準書の公表を見込んでいる（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 3 章セクション 6.1.2 を参照）。新しい基準書は、外国為替差損益の損益計算書における表示箇所をより細かく規定し、為替換算差額は、換算差額を生じさせる収益及び費用と同じ損益計算書上の区分で通常表示されることが見込まれる。主な例外は、そのために過大なコストや労力が必要となる場合であり、その場合、外国換算差額は営業活動の区分に表示されることになる。[29] この規定は、当期及び繰延税金資産及び負債から生じる純損益に認識される外国為替換算差額にも適用されるため、過大なコストや労力を必要とする場合を除いて、これらは税金の区分に含めて表示されることになる。

さらに、新しい基準書では、IAS 第 29 号を適用する企業が、単一の表示科目において正味貨幣ポジションからの利息又は損失を表示する場合（第 16 章セクション 2.1 及び 6.3 を参照）には、それを営業活動に分類するということも明確化される。[30] ただし、資金調達以外にも営業活動を伴う取引から生じる負債が存在し、複数の区分に分類される収益及び費用が存在する場合には、企業は判断を行使し、換算差額が表示される区分を決定することになる。[31] そのような取引の例としては、環境修復コストに関する与信期間の延長又は長期の引当金を計上した上での財又はサービスの購入が挙げられ、この場合、営業活動コスト及び財務活動コストの両方が生じる場合がある（訳者注：IASB は、2024 年 4 月に IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」を公表した）。

IAS 第 21 号はまた、その他の包括利益に認識する、及び資本の独立した内訳項目に累積している正味換算差額及び期首と期末時点のそれらの金額の調整の開示を求めている*[IAS 21.52]*。

10.2　表示通貨及び機能通貨

IAS 第 21 号は以下を規定している*[IAS 21.53]*。

IAS 第 21 号からの抜粋	
53	表示通貨が機能通貨と異なる場合には、その旨を説明するとともに、機能通貨の開示及び異なる表示通貨を使用する理由の開示をしなければならない。

この目的において、「機能通貨」への言及は企業グループの場合には親会社の機能通貨に適用される*[IAS 21.51]*。

報告企業又は重大な在外営業活動体の機能通貨に変更がある場合には、その旨及び機能通貨の変更の理由を開示する*[IAS 21.54]*。

10.3　財務諸表又はその他の財務情報の便宜的な換算

IAS第21号第55項には、企業が機能通貨とは異なる通貨で財務諸表を表示する場合は、IAS第21号に定められる換算方法を含む、関連するすべての基準書及び解釈指針書の規定に準拠した場合にのみ、財務諸表がIFRS会計基準に準拠している旨の記載を行うと定められている*[IAS 21.55]*（上記セクション6.1を参照）。

しかし、IAS第21号は、企業が上記規定を満たさない場合であっても、機能通貨ではない通貨を用いて財務諸表又はその他の財務情報を表示するケースがありうることを認識している。この例として、IAS第21号は、企業が財務諸表から一部選択した項目のみを別の通貨に換算する場合、又は機能通貨が超インフレ経済下の通貨でない企業が、すべての項目を直近の決算日レートで換算し、財務諸表を別の通貨に換算する場合を挙げている。このような換算はIFRS会計基準に準拠したものではないが、IAS第21号では次の開示を行うことを要求している*[IAS 21.56]*。

IAS第21号では、企業が機能通貨又は表示通貨のいずれとも異なる通貨で財務諸表又は他の財務情報を表示し、それがIAS第21号第55項の要求事項を満たしていない場合には、企業は次のことを行わなければならないことが求められている*[IAS 21.57]*。

(a)　IFRS 会計基準に準拠した情報と区別するため、当該情報を補足情報として明確に特定する。

(b)　補足情報を表示している通貨を開示する。

(c)　企業の機能通貨及び補足情報の算定に使用した換算方法を開示する。

この目的において、「機能通貨」への言及は企業グループの場合には、親会社の機能通貨に適用される*[IAS 21.51]*。

10.4 IAS 第 21 号の適用における判断及び関連する開示

IAS第1号は、経営者が企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重大な影響を与えているものを開示することを求めている*[IAS 1.122]*(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第3章セクション5.1.1.Bを参照)。IAS第21号の適用は、特に、機能通貨の決定(上記セクション4を参照)やグループ内貨幣性項目が資本と同等の長期性を有するかどうかの評価(上記セクション6.3.1を参照)など、特定の状況下では重大な判断の行使を伴うことがある。目的適合性がある場合には、これらの特定の判断に関する情報を開示する。

IFRS解釈指針委員会は、ベネズエラの通貨に関連する多くの問題を検討した際に(上記セクション5.1.4.C及び6.1.3を参照)、広範囲にわたる通貨管理、複数の為替レート及び(又は)長期的な交換可能性の欠如の対象となる重要性がある在外営業活動体を企業が有する場合に関連する可能性があるIFRS会計基準の多くの開示要求事項に注目した。特に、IFRS解釈指針委員会は、企業の財務諸表の理解への目的適合性がある情報を提供することの重要性を強調した*[IAS 1.122]*。

IFRS解釈指針委員会は、企業が会計方針を適用する際の重大な判断を開示することに加えて、以下の開示も重要であると考えた。[32]

- 適用している重要な会計方針*[IAS 1.117-121]*
- 見積りの不確実性の発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるもの(これには感応度分析が含まれる場合がある)*[IAS 1.125-133]*
- 企業グループの(又はジョイント・ベンチャーや関連会社に関して)資産へのアクセス又は利用及び負債の決済を行う企業の能力に関する重大な制限の内容及び範囲*[IFRS 12.10, IFRS 12.13, IFRS 12.20, IFRS 12.22]*

最後に、以下も目的適合性がある可能性がある。[33]

- (感応度分析を含む定性的及び定量的観点からの)金融商品から生じる(外国為替リスクを含む)リスクの内容及び範囲*[IFRS 7.31-42, IFRS 7.B6-B24]*

  保有する現金のうち、為替管理などで当該企業グループが利用できない重大な金額*[IAS 7.48, IAS 7.49]*
- 純損益及びその他の包括利益に認識した為替差額の額*[IAS 21.52]*

11 今後の方向性

11.1 交換可能性の欠如

2021 年 4 月、IASB は、通貨の交換可能性が欠如している場合に企業が使用する直物為替レートを取り扱い、企業が提供する開示を定めることを意図する IAS 第 21 号の改訂案に関する公開草案「交換可能性の欠如」を公表した。上記セクション 5.1.4.C 及び 6.1.3 で述べているように、本公開草案は、IFRS 解釈指針委員会が IAS 第 21 号をベネズエラ通貨に適用する際に表面化した具体的な問題を検討したことを受けて公表されたものである。本稿執筆時点で、IASB は本プロジェクトの作業をほぼ完了しており、IAS 第 21 号の改訂は 2023 年 8 月に公表され、2025 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から強制適用される予定である（訳者注：IASB は、2023 年 8 月に「交換可能性の欠如（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正）」を公表した）。

企業が交換可能性を評価し、したがって通貨が交換可能性の欠如に直面したことがあるかどうかを評価する場合、改訂案は企業に以下を要求することが予想される。

- 通常の管理上の遅延を含む期間内に外貨を獲得できるかどうかを検討する。
- 外貨を獲得する意図（又は決定）ではなく、外貨を獲得する能力を検討する。
- 強制力のある権利及び義務を生み出す市場又は交換メカニズムのみを検討する。つまり、いわゆる非公式、並行又は闇市場は当初評価において考慮されない。
- 外貨を獲得する目的は以下のいずれかであると想定する。
  - 機能通貨で外貨建取引を報告する場合、個々の外貨建取引、あるいはそれらの取引に関連する資産又は負債を決済する。
  - 機能通貨以外の表示通貨を使用する場合に企業の純資産を現金化する（又は、在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する際に、在外営業活動体に対する純投資を現金化する）。
- 特定の目的のために僅かな量にも満たない外貨しか獲得できない場合、ごく一部の量の外貨しか獲得できない状況であり、通貨は交換可能性に欠けると結論付ける。

  さらに、企業が（i）機能通貨で外貨建取引を報告し、（ii）その通貨ですべての残高及び取引を決済するために必要な外貨の金額よりも少ない金額しか獲得できない場合、企業は関連するすべての外貨残高及び取引の合算ベースで交換可能性を評価する必要がある。

通貨が交換可能性を欠く場合、企業は、直物レートの見積りを使用するが、その目的は、全般的な経済状況の下で市場参加者の間で秩序ある交換取引が発生する際の測定日時点のレートを反映することにある。そうしたレートを見積るにあたり、企業はいわゆる非公式、並行又は闇市場からのレートを使用する可能性があるが、IASB は、「強制可能な権利及び義務を生じさせない交換取引からのレート」という表現を使用している。

（直物レートの定義を満たさない）観察可能なレートが以下のいずれかの状況の直物レートに近似する場合には、そのレートを使用できる。

- 観察可能なレートが特定の取引又は残高に対する直物レートの定義を満たしているが、企業が交換可能性を評価するための直物レートの定義を満たしていない場合
- 観察可能なレートが、財務諸表の公表が承認される前に交換可能性が回復した場合に交換が行われる可能性のある最初の事後のレートである場合

見積為替レートは、以下に適用する。

- 資産又は負債に係る取引又は残高の全体（企業が機能通貨で外貨建取引を報告する場合）
- 財務諸表全体（企業が機能通貨以外の表示通貨を使用している場合）

以下の開示も求められる。

- 交換可能性を欠く通貨の詳細と、交換可能性の欠如につながる制限の説明
- 交換可能性の欠如によって影響を受ける取引の説明
- 交換可能性を欠く通貨建ての資産及び負債の帳簿価額
- 使用した直物レート、及びそのようなレートが直物レートに近似する観察可能なレートであるかどうか、又は見積られたレートであるかどうか
- 適用された見積手法の説明、及びその見積手法で使用されたインプットに関する定性的及び定量的情報
- 通貨の交換可能性の欠如のために企業がさらされている各種のリスクに関する定性的情報、及び各種のリスクにさらされている資産及び負債の内容と帳簿価額

さらに、在外営業活動体の機能通貨が交換可能性を欠く場合、企業は以下を開示することが要求される。

- 在外営業活動体の名称、及びその内容（子会社、ジョイント・オペレーション、ジョイント・ベンチャー、関連会社、又は支店のいずれであるか）、とその主要な事業所
- 在外営業活動体に関する要約財務情報
- 報告企業に損失をもたらす可能性のある事象又は状況を含む、その在外営業活動体に財政的支援を提供することを企業に要求する可能性のある契約上の取決めの内容及び条件

この改訂は、比較情報を修正再表示することなく、最初に適用する事業年度の期首（適用開始日）から将来に向かって適用される。企業の機能通貨で会計処理される外貨建取引については、企業は、適用開始日に、同日現在で見積った直物為替レートを使用して、外貨建ての貨幣性項目及び外貨建ての公正価値で測定される非貨幣性項目を換算し、この改訂の適用開始の影響を期首利益剰余金に認識する。機能通貨以外の表示通貨を使用する（又は在外営業活動体を換算する）企業は、適用開始日の交換可能性の欠如の影響を受けるすべての資産及び負債を同日現在で見積った直物為替レートを使用して換算し、企業の機能通貨が超インフレである場合、資本項目を適用開始日に同日現在で見積った直物

為替レートを使用して換算し、この改訂の適用開始の影響を、資本の換算差額の累計額の修正として認識する。

2023 年 8 月に、IASB は予定どおりに本改訂を公表しており、その内容は弊法人の刊行物 *IFRS Developments*「*IAS 第 21 号の改訂—交換可能性の欠如*」で要約している。[34]

11.2 その他の動き

2021 年 3 月に開始された第 3 次アジェンダ協議では、外国為替は、IASB の作業プログラムにおける潜在的なプロジェクトとして幾度となく識別されてきた（多くのうちの）トピックの 1 つであると説明された。特に、以下の事項について検討する可能性について示唆された。

- 企業の機能通貨を決定するために使用される要因のレビュー
- IAS 第 21 号の範囲に含まれる外国為替デリバティブの会計処理の明確化
- 通貨の変動幅が大きく、取引高が小さい場合に、外貨建ての長期的な債権債務に関する会計規定が適切となりうるかどうかの決定
- 外国為替レートの変化が財務諸表に及ぼす影響についての開示の向上の開発

しかし、2022 年 7 月に公表された当該協議に対する IASB のフィードバックでは、多くのコメント提供者が外国為替に関するプロジェクトの優先順位は低いと考えており、これらのプロジェクトのいずれも IASB の作業計画に追加されていないと説明された。したがって、交換可能性の欠如に関するプロジェクトの完了を除き、今後数年の間に外国為替の分野で主要な基準設定作業が実施される可能性は少ないように思われる。なお、IFRS 解釈指針委員会は、超インフレ経済下の機能通貨及び表示通貨を有している親会社が超インフレ経済下ではない機能通貨を有する子会社を連結する場合、及び機能通貨は超インフレ経済下の通貨ではないが、超インフレ経済下の通貨建ての財務諸表を表示する企業に関連する事項を取り扱う議論を進めており、その結果、一定の基準設定作業が実施される可能性はある（上記セクション 6.1 を参照）。

最後に、IASB のその他のプロジェクトで IAS 第 21 号の適用が触れられる可能性がある。たとえば、料金規制対象活動について取り扱う IFRS 会計基準が開発されており、本稿執筆時点では 2025 年中の公表が見込まれている。2023 年 5 月に、外貨建ての料金規制から生じる規制資産又は規制負債を IAS 第 21 号を適用する際に貨幣性項目として扱うことが暫定的に合意された。[35]

References

1 企業は IFRS 第 9 号適用後、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項の一部又は全部を引き続き適用できる。これらのオプションは『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第 1 章「金融商品：序説」セクション 3 及び 5、第 10 章「金融商品：ヘッジ会計」セクション 11.2 で詳細に解説しているが、本章ではこれ以上のことは取り扱っていない。

2 *IFRIC Update*, March 2010; *IASB Staff Paper 13*: Project: *IAS 21 The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates,* Topic: *Tentative agenda decision - Determining the functional currency of an investment holding company*, IFRS IC Meeting, January

3 *IFRIC Update*, September 2018, available on the IFRS Foundation's website.

4 *IASB Staff Paper 2*: Project: *IAS 21 - Extreme long-term lack of exchangeability*, Paper topic: *Item for continuing consideration* IFRS IC Meeting, June 2018; *IASB Staff Paper 10*: Project: *IAS 21 - Determination of the exchange rate when there is a long-term lack of exchangeability*, Paper topic: *Agenda decision to finalise*, IFRS IC Meeting, September 2018. Available on the IFRS Foundation's website.
22nd Extract from EECS's database of enforcement decisions, ESMA, April 2018, Decision Ref. EECS/0118-09

5 *IFRIC Update*, September 2018, available on the IFRS Foundation's website.

6 *IASB Staff Paper 10*: Project: *IAS 21 - Determination of the exchange rate when there is a long-term lack of exchangeability*, Paper topic: *Agenda decision to finalise*, IFRS IC Meeting, September 2018. Available on the IFRS Foundation's website.

7 *IFRIC Update*, June 2019, available on the IFRS Foundation's website.

8 Exposure Draft of Revised IAS 21、IASB、May 2002、para. 14.

9 IAS 12 (2007)、Income Taxes、2007 Bound Volume、IASB、para. 78.

10 *IFRIC Update*, September 2022, available on the IFRS Foundation's website.

11 IAS 第 21 号はこの換算プロセスから生じる換算差額の取扱いに関して、これらの要求事項に言及していない。しかし我々は、上記セクション 5.3 で説明した通り換算差額を認識すべきと考える。

12 *IFRIC Update*, June 2022, available on the IFRS Foundation's website.

13 *IFRIC Update*, June 2023, available on the IFRS Foundation's website.

14 *IFRIC Update*, March 2020, available on the IFRS Foundation's website.

15 *IASB Staff Paper 4A*: Project: *Translating a Hyperinflationary Foreign Operation (IAS 21 and IAS 29)*, Paper topic: *Initial consideration--Presenting Exchange Differences when a Foreign Operation is Hyperinflationary,* IFRS IC Meeting, September 2019. Available on the IFRS Foundation's website.

16 *IFRIC Update*, March 2020, available on the IFRS Foundation's website.

17 *IFRIC Update*, November 2014; and *IASB Staff Paper 16*: Project: *IAS 21*-The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, Paper topic: *Foreign exchange restrictions and hyperinflation*, IFRS IC Meeting, July 2014. Available on the IFRS Foundation's website.

18 *IFRIC Update*, March 2008, p.2. Available on the IFRS Foundation's website.

19 *IFRIC Update*, March 2008, p.2. Available on the IFRS Foundation's website.

20 *IASB Update*, February 2003, p.5. Available on the IFRS Foundation's website.

21 IAS 27 (2007), Consolidated and Separate Financial Statements, IASB, 2007 Bound Volume, para. 30.

22 For example, IAS 27 *Separate Financial Statements*, IASB, paras. 16(b)(iii) and 17(b)(iii), IFRS 3 *Business Combinations*, IASB, para. B63(e) and IFRS 10 *Consolidated Financial Statements*, IASB, para. 23.

23 *IFRIC Update*, September 2010, p.2. Available on the IFRS Foundation's website.

24 *IASB Staff Paper 7D*: Project: *IAS 21* The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, Topic: *CTA Recycling in IAS 27R Transactions*, IFRS IC Meeting, March 2010; and *IASB Staff Paper 11*: Project: *IAS 21* The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, Topic: *Repayment of investment/CTA*, IFRS IC Meeting, July 2010, paras. 10(a) and 11. Available on the IFRS Foundation's website.

25 *IFRIC Update*, September 2010, p.2. Available on the IFRS Foundation's website.

26 *IFRIC Update*, July 2009, available on the IFRS Foundation's website.

27 Financial Reporting Manual, SEC, July 2019, para. 6630.1.

28 *IFRIC Update*, January 2016, available on the IFRS Foundation's website.

29 *IASB Update*, July 2021, available on the IFRS Foundation's website.

30 *IASB Update*, June 2023, available on the IFRS Foundation's website.

31 *IASB Update*, March 2023, available on the IFRS Foundation's website.

32 *IFRIC Update*, November 2014 and *IFRIC Update*, September 2018. Available on the IFRS Foundation's website.

33 *IASB Staff Paper 16*: Project: *IAS 21-The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, Paper topic: *Foreign exchange restrictions and hyperinflation*, IFRS IC Meeting, July 2014. Available on the IFRS Foundation's website.

34 *IFRS Developments*: *Amendments to IAS 21: Lack of Exchangeability*, EY Global, September 2023, available on ey.com/ifrs.

35 *IASB Update*, May 2023. Available on the IFRS Foundation's website.

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、 ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は *International GAAP®2024*（2023 年 9 月時点で執筆）を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp